

平成30年5月29日（火曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	内藤	明	議員	2番	古沢	清志	議員
3番	佐藤	耕治	議員	4番	渡邊	賢一	議員
5番	伊藤	正彦	議員	6番	遠藤	智与子	議員
7番	太田	芳彦	議員	8番	石山	忠	議員
9番	阿部	清	議員	10番	沖津	一博	議員
11番	國井	輝明	議員	12番	辻	登代子	議員
13番	杉沼	孝司	議員	14番	工藤	吉雄	議員
15番	木村	寿太郎	議員	16番	柏倉	信一	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	中田隆行	企画創成課長
安達徹	財政課長	渡辺優子	税務課長
那須清人	市民生活課長	志田義男	建設管理課長
安達晃一	下水道課長	門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
土屋恒一	商工推進課長	武田伸一	さくらんぼ観光 課長
後藤芳和	慈恩寺振興課長	軽部賢悦	健康福祉課長
片桐勝元	高齢者支援課長	設楽伸子	子育て推進課長
大沼利子	会計管理者 （兼）会計課長	辻洋一	水道事業所長
原田真司	病院事務長	佐藤和好	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
軽部修一	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

田宮信明	事務局局長	山田良一	局長補佐
齋藤晴光	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第1号

第2回定例会

平成30年5月29日(火)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 市政の概況について
- (2) 平成31年度国県に対する重要事業の要望事項について
- (3) 平成29年度寒河江市土地開発公社決算及び平成30年度寒河江市土地開発公社予算について
- (4) 平成29年度一般財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成30年度一般財団法人寒河江市体育振興公社予算について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 〃 7 議会案第2号 寒河江市議会基本条例の一部改正について
- 〃 8 議案説明
- 〃 9 委員会付託
- 〃 10 質疑・討論・採決
- 〃 11 報告第3号 平成29年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 〃 12 報告第4号 平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 〃 13 質疑
- 〃 14 議第37号 平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- 〃 15 議第38号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 16 議第39号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
- 〃 17 議第40号 市道路線の認定について
- 〃 18 議第41号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について
- 〃 19 請願第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 20 請願第2号 政府に対して「森友学園」、「加計学園」疑惑の速やかな真相究明と国民に対する説明責任を果たすよう求める意見書の提出に関する請願
- 〃 21 請願第3号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願
- 〃 22 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○内藤 明議長 おはようございます。

寒河江市が日本一さくらんぼの里として最も輝く季節となりました。当議会においても、この6月定例会を「さくらんぼ議会」として開催し、ことしで5年目を迎えますが、寒河江市のさらなる魅力を全国に発信するとともに、「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」の実現に向け、議会として取り組んでまいります。

また、当議会では、昨年度より県内で初めて議会運営にタブレットを導入し、ペーパーレスの推進と効率的な議会運営に取り組んでおりますが、これからも積極的に議会改革に取り組み、市民に開かれた議会を目指してまいります。

ただいまから、平成30年第2回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、報道機関等より撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○内藤 明議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定に

より議長において、8番石山 忠議員、10番沖津一博議員を指名いたします。

会 期 決 定

○内藤 明議長 日程第2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。石山議会運営委員長。

〔石山 忠議会運営委員長 登壇〕

○石山 忠議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました平成30年第2回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る5月24日、委員6名全員出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数などを勘案し、本日から6月14日までの17日間と決定いたしました。その間の会議等につきましては、お示ししております第2回定例会日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申しあげ、御報告といたします。

○内藤 明議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月14日までの17日

間と決定しました。

第2回定例会日程

平成30年5月29日(火)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
5月29日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、人権擁護委員候補者推薦、議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、報告、質疑、議案・請願上程、同説明	議 場
5月30日(水)	休 会 (議 案 調 査)			
5月31日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月1日(金)	休 会 (議 案 調 査)			
6月2日(土)	休 会			
6月3日(日)	休 会			
6月4日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月5日(火)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会終了後	総務産業常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生文教常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
6月6日(水)	休 会 (事 務 処 理)			
6月7日(木)	休 会 (事 務 処 理)			
6月8日(金)	午前9時30分	総務産業常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生文教常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
6月9日(土)	休 会			
6月10日(日)	休 会			
6月11日(月)	休 会 (事 務 処 理)			
6月12日(火)	休 会 (事 務 処 理)			
6月13日(水)	休 会 (事 務 処 理)			
6月14日(木)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉 会	議 場
--	----------------	-------	-------------------------------	-----

諸 般 の 報 告

○内藤 明議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

行 政 報 告

○内藤 明議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、(2) 平成31年度国県に対する重要事業の要望事項について、(3) 平成29年度寒河江市土地開発公社決算及び平成30年度寒河江市土地開発公社予算について、(4) 平成29年度一般財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成30年度一般財団法人寒河江市体育振興公社予算について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 皆さん、おはようございます。

平成30年第2回定例会の開会に当たりまして、3月定例会以降、今定例会までの主な市政の概況について御報告を申し上げます。

まず、初めに市内小学校の給食用米飯への異物混入について申し上げます。

去る5月10日及び21日に、市内の小学校で提供された給食の米飯に異物の混入が発見されるという事故が発生をいたしました。食の安全・安心に対して、市内の児童生徒、保護者、市民の皆様には大きな不安を与えてしまう事態が生じたことに対しまして、心よりおわび申しあげる次第でございます。

学校給食を担当する本市教育委員会から、米

飯を委託しております公益法人山形県学校給食会と、米飯を提供している業者に対しまして、原因の究明と再発防止の対策を講じるよう強く求めているところでございます。原因が判明し、対策が決定した段階で、直ちに皆様に御報告させていただきたいというふうに考えております。市といたしましても、早期の原因究明とともに、今後とも安全・安心でおいしい給食の提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

さて、このたびの定例会はさくらんぼ議会ということでございます。市内各所のさくらんぼ園地では、順調にさくらんぼが実をつけ、日ごとに膨らみを増しております。ことしも、来る6月1日の観光さくらんぼ園の開園式を皮切りに、全国から多くの皆様をお迎えして、寒河江が大変活気づく季節となってまいりました。

まず、うれしい話題から申しあげたいと思います。去る5月24日、山形市や本市を含む7つの市町で構成し、県が申請をしておりました「山寺が支えた紅花文化」が日本遺産に認定をされました。

日本遺産は、地域の歴史的魅惑や特色を通じて文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定をし、国内外に発信することで地域の活性化を図るもので、県内では4番目、内陸では初めての認定となるものでございます。

本市の関連といたしましては、慈恩寺の本堂や仏像群などが挙げられております。慈恩寺本堂前で奉納される林家舞楽の衣装に紅花染のものがあることや、本尊の弥勒菩薩像の唇に紅が施されていることなどから、日本遺産の構成文化財として取り上げられたところでございます。

今後、県や関係市町等と協議会を設置して、

こうした機会を捉えて大いにPRに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、ことしのさくらんぼの作柄について申しあげたいと思います。

ことしの春は、3月以降気温の高い日が多く、雪解けが一気に進み、園地の消雪が平年より早くなったことなどから、平年より早い生育状況となっております。降霜、霜の被害もほとんど見られず、順調に生育しているところでございます。

去る5月16日から18日にかけて実施されました寒河江営農生活センター及び各支所単位の作柄調査の結果によりますと、市内における一花叢当たりの着果数は1.88と、平年の1.7を0.18ポイント上回っております。着果数は豊作であった一昨年や昨年よりも若干少ないものの、果実肥大が順調であり、昨年並みの収穫量が見込まれております。これによる収穫量は、およそ1,575トンを見込んでいるところでございます。

これからの収穫期に向け、関係機関と連携をしながら、適切な着色管理や適期収穫などによる高品質な生産に向けて努力をしていただきたいと思います。

一方、消費宣伝の取り組みといたしましては、去る4月20日にバラ、4月26日には寒河江産ハウスさくらんぼのトップセールスを東京都内で実施をしたところでございます。

バラにつきましては、去年は5月に実施をしておりましたが、生産者団体からの要望もあり、本格出荷が始まる4月に前倒しをして、寒河江産のバラの魅力をPRしたところでございます。板橋市場や葛西市場におきまして、市場関係者に向けて流通安定と取り扱い量の拡大を訴えてきたところでございます。また、同じ時期に上野公園で開催された陵東中学校と陵西中学校の修学旅行での合唱発表会にあわせて、生徒の皆さんとともに来園者にバラの切り花を配布をし、

PR活動を行ってまいりました。生徒の皆さんにもいい思い出となったものと思っております。

ハウスさくらんぼにつきましては、大田市場において市場関係者に向けた試食によるPRを行ったところでございます。市場では、果物流通が少ない時期でもあり、仲卸関係者からも歓迎をされ、寒河江市産ハウスさくらんぼの魅力を十分にアピールしてきたところでございます。

今後も、寒河江市産農産物のブランド力向上に向けた知名度アップに、取り組みを一層努力してまいりたいと考えているところでございます。

次に、景気・雇用情勢について申しあげます。

5月24日に発表された日本銀行山形事務所の山形県金融経済概況では、「山形県内の景気は、緩やかに拡大をしている」としており、4月発表と同様の内容となっております。

山形労働局発表の3月の県内有効求人倍率は1.59倍、原数値であります。ハローワークさがえ管内においても1.27倍、寒河江市内に限りますと1.46倍であり、引き続き1倍を超える高い水準となっております。

中でも、寒河江市内の正社員に係る有効求人倍率は1.15倍と全国平均の0.94倍、県平均の0.86倍を上回る状況となっております。

また、3月末時点での西村山管内高校新卒者の就職内定率は100%となっております。7年連続の100%を達成しているところでございます。

次に、4月中旬からのさがえ春花まつりについて申しあげます。

桜まつりは、寒河江市郷土館に隣接するさくらの丘を主会場に、開花状況に合わせて4月14日から4月27日まで夜間ライトアップを実施をいたしました。21日には、満開の桜が咲き誇る中、寒河江茶道連合会による「さくらの茶会」や、桜や残雪残る月山、葉山を背景に記念撮影を行う「さくらの丘の写真館」のイベントを開

催したところでございます。当日は、汗ばむほどの陽気に恵まれ、また開花状況もピークを迎えたこともあって、イベントへの参加はもちろんのこと、終了後も夜まで多くの花見客でにぎわいを見せたところでございます。

ツツジにつきましては、ゴールデンウイークには三分咲きとなりまして、例年より早く開花が進んだものの、その後気温が低い日が続いたこともあって、中旬にようやく満開を迎えたところでございます。恒例になった夜間ライトアップについては、5月1日から31日まで行っており、早咲きのものから遅咲きのものまで、期間中いろいろな品種、色とりどりのツツジを夜まで楽しんでいただけるよう環境を整備したところでございます。

去る19日・20日には、つつじまつりイベントとして音楽ライブや手づくりマルシェなどが開催されたほか、陵東中学校創立50周年を記念した全校生合唱を披露するなど、多くの市民が参加した内容もあり、市内外から多くの皆様に御来場いただいたところでございます。市道寒河江公園アクセス線も全線で供用を開始し、スムーズな交通となったことで、今後より一層の集客を期待しているところでございます。

また、5月13日には多くの市民の皆様方から「寒河江フラワーロード」の植栽をしていただき、本市を訪れるお客様をお迎えする準備も着々と進んでいるところでございます。これからも市民の皆様との協力のもとに、より美しいまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援の取り組みについて申し上げます。

本市におきましては、今年度から、母子保健担当並びに子育て世代包括支援センターを子育て推進課に移管をし、子育て関係業務の一元化を行ったところでございます。これによりまして、これまで以上によりきめ細やかな支援体制

が構築できるものと考えているところでございます。

さらに、他市に先駆けて実施展開してきました寒河江型ネウボラのさらなる充実を図るため、今年度より子育て世代包括支援センター内に母子保健コーディネーターとして新たに助産師を配置し、妊産婦の不安等に対する相談に専門的に対応できるよう相談体制の充実を図っているところでございます。

また、本市の基幹保育所でありますなか保育所の移転新築及び医療保育施設の一体的整備を行う寒河江マザーズ支援拠点整備事業では、4月27日開催の臨時市議会におきまして工事請負契約の締結についての議決をいただき、5月1日には起工式をとり行い、来る平成31年3月29日までの工期で工事に着手しているところでございます。

また、放課後児童対策事業では、4月より寒河江中部小学校区に、本市15番目となる第四わんぱくクラブを六供町公民館に開所をいたしました。寒河江中部小学校区の放課後児童クラブ「わんぱくクラブ」の利用児童数が増加したことによるもので、4カ所目となります。4月現在で38名の児童が利用しており、市全体の利用児童数は580名となっているところでございます。

最後に、慈恩寺振興と地域づくりの活性化について申し上げます。

まず、史跡慈恩寺旧境内については、平成29年度に整備検討委員会での協議を経て「史跡慈恩寺旧境内整備基本計画」を策定いたしました。この計画は、史跡の保存と活用の整備事業を推進していくための基本計画となるものでございます。

今年度は、この計画をもとに第1期整備の基本計画やガイダンス施設の基本計画などについて策定していきたいと考えております。

また、文化財を戦略的に市の発展とまちづく

りに生かしていくという観点から、新たに市長部局に「慈恩寺振興課」を設置したところでございます。史跡慈恩寺を推進し、歴史・観光の拠点となるようなまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

次に、田代地区の多目的交流館について申し上げます。

4月1日から指定管理者である「特定非営利法人葉山の里たしろ」により、地域住民が主体となった施設運営がスタートをいたしました。4月8日には、「学びの里TASSHOグランドオープン記念式典」を、地域住民の方々を初め市民の皆様など約110名の方から参加いただき、交流館の体育館において盛大に開催し、市内外へ情報発信したところでございます。

スポーツ合宿などを初めとしてさまざまな個人・団体の方から御利用いただいております。今年度は既に500名以上の宿泊予約を受けていると聞いております。

今後、葉山観光の拠点、そして田代地区における地域づくりの拠点として、「学びの里TASSHO」が多くの皆様から利用していただけるよう、指定管理者とともに市内外へPRしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、3月定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申しあげます。

次に、平成31年度国県に対する重要事業の要望項目について御報告を申し上げます。

国県に対する重要事業の要望事項につきましては、全体で45件でございますが、内容につきましては去る5月21日の議会全員協議会で御協議をいただいたとお取りまとめたところでございます。

詳細につきましては、議会全員協議会で御説明を申しあげておりますので、それにより御報

告にかえさせていただきたいと存じます。

次に、平成29年度寒河江市土地開発公社決算及び平成30年度寒河江市土地開発公社事業計画について御報告を申し上げます。

初めに、平成29年度事業報告及び決算でございますが、委託事業においては、寒河江市からの委託を受けて先行取得した用地を、市営住宅建設整備用地及び市立なか保育所移転建設用地として、並びにチェリークア・パーク整備用地ののり面用地を寒河江市へ処分しております。

また、自主事業においては、寒河江中央工業団地第4次用地造成事業として、1区画約2万4,000平米を処分するとともに、幹線道路となるB路線の道路新設工事を初め、B路線に接続する国道287号の道路改良工事を行っております。

この結果、収益合計では5億1,459万2,727円、費用合計では4億2,664万2,183円となり、8,795万4,544円の当期純利益となっております。

次に、平成30年度の事業計画及び予算について申し上げます。

土地開発公社の設立目的と役割を認識し、史跡慈恩寺旧境内ガイダンス施設等の整備用地の取得に係る委託事業並びに自主事業を推進することとしております。特に、公社所有地の処分に重点を置くとともに、寒河江中央工業団地第4次用地造成事業については、引き続き企業の立地動向を見きわめながらオーダーメイド方式により進めていくこととしております。

これに伴う収益的支出予算として21億1,606万4,000円を、また資本的支出として26億8,989万1,000円をそれぞれ計上したものでございます。

なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりでございます。

次に、平成29年度一般財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成30年度一般財団法人寒河江市体育振興公社予算等について御報告を申し

あげます。

平成29年度につきましては、市民体育館やプール等の体育施設の指定管理者として、各種スポーツ教室の開催やトレーニングマシン等の利用講習要請にも積極的に応えております。また、寒河江市総合スポーツクラブ「アスポーツさがえ」の運営支援を行いながら、生涯スポーツの普及・振興に努めてきたところでございます。

その結果、利用者数は約13万7,000人、当期収入合計6,621万8,725円、当期支出合計6,335万9,001円となり、当期収支差額が285万9,724円、次期繰越収支差額は755万5,900円となっているところでございます。

平成30年度につきましては、指定管理者として各体育施設の管理運営業務を円滑に行い、市民がスポーツに親しむ機会を多く提供するため、予算総額6,418万8,000円を計上したところでございます。

また、市体育振興公社は、平成30年5月22日の平成30年度第1回評議員会において、市体育振興公社の法人としての存続期間を平成31年3月31日までとすることに、定款の一部を変更したとの報告を受けております。

なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりでございます。

以上2件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき御報告を申しあげたものでございます。以上でございます。

質 疑

○内藤 明議長 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告中、(1)市政の概況について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、(2)平成31年度国県に対する重要事業要望事項について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、(3)平成29年度寒河江市土地開発公社決算及び平成30年度寒河江市土地開発公社予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、(4)平成29年度一般財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成30年度一般財団法人寒河江市体育振興公社予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

人権擁護委員の候補者の推薦に 関し意見を求めることについて

○内藤 明議長 日程第6、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お示ししております文書のとおり、委員候補者1名の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長より意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決しました。

議 案 上 程

○内藤 明議長 日程第7、議会案第2号寒河江市議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

議案説明

○内藤 明議長 日程第8、議案説明であります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

委員会付託

○内藤 明議長 日程第9、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第10、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第2号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議会案第2号寒河江市議会基本条

例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成多数であります。

よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○内藤 明議長 日程第11、報告第3号平成29年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第12、報告第4号平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての2案件を一括議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 平成29年度補正予算で、繰越明許の取組をとりました報告第3号平成29年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第4号平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての2案件を一括して御説明申し上げます。

報告第3号は、国の地方創生拠点整備交付金を活用して実施する寒河江マザーズ支援拠点整備事業費や、山西米沢線整備事業費など、10億6,053万7,840円でございます。

報告第4号は、浄化センター建設事業費2,360万円でございます。

それぞれを平成30年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。よろしくお祈りを申し上げます。

質 疑

○内藤 明議長 日程第13、これより質疑に入ります。

初めに、報告第3号平成29年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第4号平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

○内藤 明議長 日程第14、議第37号平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)から日程第21、請願第3号種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願までの8案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○内藤 明議長 日程第22、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 初めに、議第37号平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、寒河江マザーズ支援拠点整備事業の融雪設備導入工事に係る工事請負費等を追加するものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ1,266万2,000円を追加し、予算総額を174億766万9,000円とするものでございます。

次に、議第38号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを御説

明申しあげます。

学校教育法施行規則の一部改正により、市内の中学校に部活動指導員を新たに配置することに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第39号寒河江市都市公園条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

都市公園法及び都市公園法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第40号市道路線の認定についてを御説明申しあげます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、3路線を認定しようとするものでございます。

次に、議第41号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結についてを御説明申しあげます。

浄化センターの汚泥濃縮設備及び中央監視制御装置の建設工事の協定を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第2条の規定により提案するものでございます。

以上、5案件について御提案申しあげましたので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

散 会 午前10時06分

○内藤 明議長 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

平成30年5月31日（木曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	内藤明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	國井輝明	議員	12番	辻登代子	議員
13番	杉沼孝司	議員	14番	工藤吉雄	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	柏倉信一	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 局長
中田隆行	企画創成課長	安達徹	財政課長
渡辺優子	税務課長	那須清人	市民生活課長
志田義男	建設管理課長	安達晃一	下水道課長
門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	土屋恒一	商工推進課長
武田伸一	さくらんぼ観光 課長	後藤芳和	慈恩寺振興課長
軽部賢悦	健康福祉課長	片桐勝元	高齢者支援課長
設楽伸子	子育て推進課長	大沼利子	会計管理者 （兼）会計課長
辻洋一	水道事業所長	原田真司	病院事務長
佐藤和好	学校教育課長	高林雅彦	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	軽部修一	監査委員 事務局 局長

○事務局職員出席者

田宮信明	事務局 局長	山田良一	局長補佐
齋藤晴光	総務係 長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第2号 第2回定例会
 平成30年5月31日(木) 午前9時30分開議

再 開
 日程第 1 一般質問
 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一 般 質 問

再 開 午前9時30分

○内藤 明議長 おはようございます。
 ただいまから本会議を再開いたします。
 本日の欠席通告議員はありません。
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○内藤 明議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成30年5月31日(木)

(第2回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	山形C12号の取り組みについて	(1) 山形C12号の取り組みの考え方について (2) 山形C12号の栽培拡大策について (3) 生産者支援について (4) 山形C12号の販売戦略について	14番 工藤吉雄	市長
2	高齢者の健康づくりについて	(1) 特定健診について (2) 健康保持、筋力アップについて (3) 市民浴場への温水プール併設について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
3	教育全般について	<p>(1) 学力向上について</p> <p>ア 現在の状況と今後の取り組みについて</p> <p>イ 児童のフォローアップについて</p> <p>ウ 電子黒板の活用について</p> <p>エ 教職員の指導方法のスキルアップについて</p> <p>(2) 英語教育について</p> <p>ア 現在の取り組み状況について</p> <p>イ 交換留学について</p> <p>(3) 部活動指導員について</p> <p>ア 配置方法と活動について</p> <p>(4) 小中学生の地域参加について</p> <p>ア 現在の状況と今後の取り組みについて</p> <p>(5) 学校連絡メールについて</p> <p>ア 現在の取り組み状況について</p> <p>イ 全校統一したシステム導入について</p>	11番 國井輝明	教 育 長
4	未来志向のまちづくりに向けた「さがえブランド力」向上推進について	<p>(1) チェリーランドの再整備計画について</p> <p>ア 計画策定の進捗状況について</p> <p>イ チェリードームの活用について</p> <p>(2) 長岡山の寒河江公園再整備について</p> <p>ア アクセス道路（北ルート）について</p> <p>イ 野球場・陸上競技場整備について</p> <p>ウ 花木の植栽について</p> <p>(3) 二の堰親水公園及び遊歩道改修整備について</p>	4番 渡邊賢一	市 長
5	世界の恒久平和に向けた平和行政のさらなる推進について	<p>平和祈念事業について</p> <p>(1) 市民平和祈念式典・コンサートについて</p> <p>(2) 戦没者遺族会への支援について</p> <p>(3) 子どもたちの広島・長崎・沖縄派</p>		市 長 教 育 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		遣について		
6	国民年金について	(1) 国民年金の現況と周知について (2) 国民年金制度の適正化について	6 番 遠 藤 智与子	市 長
7	子育て支援について	(1) アクションプランでは指定管理の 3つの保育所を民間立にしていく予 定になっているが、市としての考え 方について (2) 人口減少に歯止めをかける保育行 政のさらなる充実について		市 長

工藤吉雄議員の質問

○内藤 明議長 通告番号1番、2番について、
14番工藤吉雄議員。

○工藤吉雄議員 おはようございます。

今定例会最初の質問者となりました、さわやかクラブの工藤吉雄でございます。通告番号1、2について順次質問いたします。よろしくお願いいたします。

通告番号1、山形C12号の取り組みについて。

寒河江市の6月は特別な月としみじみ感じられます。さくらんぼで全てが活気づく季節だからであります。

まず、今回招集されました定例会はさくらんぼ議会、そして市の木はさくらんぼ、市のシンボルカラーはさくらんぼレッド、第6次振興計画の将来都市像は「さくらんぼと歴史が育むスマイルシティ 寒河江」と、これまでさくらんぼにこだわったまちづくりを展開されてきました。

しかし、近年のさくらんぼ生産地は、県内各地はもとより東北各地、北海道、上甲信越とその栽培地は拡大の一途をたどり、山形県村山地方の特産物の名声は薄くなったように感じられます。

さくらんぼの栽培最適地の寒河江市、それゆ

えの日本一さくらんぼの里を表明してきたと思ってきました。

主力品種の佐藤錦から晩成種の紅秀峰へと広範囲の品種栽培。栽培技術的には早期出荷の加温ハウスから露地かさがけまで、作業効率と機械化を図るための樹形、Y字、垣根風、矮化仕立てなど、日々努力を重ねてきているのを目の当たりにしています。

市長より、以前の定例会で伺いました五百円玉超えの大玉さくらんぼについての話題であります。

市内島地区にあります県園芸試験場生まれのさくらんぼ山形C12号を、今秋7,000本の苗木を生産者へ販売されると発表。4月の地元紙に掲載されていました。県の考え方として、佐藤錦の切りかえ品種としての導入拡大を図るとありました。

そこで、寒河江市で栽培面積の拡大を図っている紅秀峰と同じ寒河江市生まれの山形C12号。寒河江市の取り組み、考え方を伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

工藤議員からは、山形C12号の取り組みについての御質問ということでありましたが、御案内のとおり、この山形C12号、大変大玉で海外展開、海外の大玉品種との競争を可能にするということ、4Lサイズの生産を目指して県が平

成27年に立ち上げたさくらんぼ世界一プロジェクトの一つとして、県の園芸試験場、寒河江市にございますが、そこで開発が進められてきた品種でございます。

御案内のとおり、昨年12月19日には、農林水産省への品種登録の出願公表がなされて、生産者を初めとした多くの県民、市民の注目を集めているわけでございます。寒河江市では、御案内のとおり、これまで県の園芸試験場で開発された紅秀峰ということで、大玉で糖度が高く実がかたいということで、食味のよさに加えて寒河江生まれのさくらんぼということで、ブランド化に力を注いできたところでございます。

この紅秀峰というのは、平成3年に品種登録をされているわけです。それで、平成18年に策定された第5次の市の振興計画において、市の新たなブランド品として奨励するというようにしたわけでありまして、この間15年を要しているところでございます。

その後、生産量確保のための栽培面積拡大支援、あるいはトップセールスなどのPR活動を通して生産者、それから農業団体、それから行政が一体となって取り組みを進めてきたわけがあります。その結果、今日、市場や生産者から一定の知名度、評価をいただいているといふふうに考えております。この間、約20年の月日を要しているところでございます。

一方、近年はSNSなどの発達によって情報伝達のスピードが前よりは格段に違う状況があるかというふうに思います。そういう意味で、新しい品種のブランド化を進めるということに際しては、新たなスピード感を持って、新たな視点で取り組む必要があるというふうに考えているところでございます。

県のほうでは、山形C12号の流通開始を4年後の2022年というふうに掲げているわけですが、現時点での評価については、実際に食べての感想という方が少ないわけであ

ります。そういう意味で、どうしても話題のほうが行先している面があるかというふうに思いますけれども、生産者の皆さんからだけでなく、一般市民の皆さんも大変注目度が高い、また農家の皆さんもC12号についての栽培の意欲も大変高いというふうに聞いておりますので、寒河江市といたしましてはそのブランド化に向けた下地づくりというのを4年後に向かって進めていかなければならない。そういう意味で、農家の方の確保、生産者を確保する、それから栽培面積を確保していく、そして生産量を確保していくための取り組みというものを支援していく必要があるというふうに認識をしております。

○内藤 明議長 工藤議員。

○工藤吉雄議員 今、市長より答弁いただきましたけれども、C12号は非常に生産者からも関心を持って受けとめられているというふうなお話を伺いました。

このパンフレットは、その生産者からいただいたその苗木を購入するためのマニュアルといえますか、手順といえますか、そういうふうなものが書いてあるようでございますけれども、答弁の中にありました紅秀峰、これも寒河江市生まれの非常に優秀なさくらんぼ。それと同じように、この山形C12号、寒河江市生まれの大玉さくらんぼ種というふうなことで、第6次振興計画にもうたってありますように、紅秀峰は計画年度、40ヘクタールから、6次振興計画10年後の目標年まで大体70ヘクタール、そんなふうに拡大したいとうたってありますけれども、このC12号もあわせてというお考えなのか、別々に70ヘクタールぐらいずつ栽培拡大を広めていこうとするようなお考えなのか伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 県からのいろんな情報がC12号についてあるわけでありまして、粒の大きさ等は御案内のとおりだと思いますが、栽培

時期として、佐藤錦、C12号、紅秀峰という生産の時期になっているというふうに伺っておりますから、我々としては、佐藤錦も多くの生産者もつくってらっしゃる、紅秀峰も寒河江のブランドとして確保している。その中でC12号ということですから、言ってみれば余り結論めいたお答えをしておはかがかと思いますが、三本柱というか三姉妹的に、つや姫の三姉妹というのがありますけれども、三姉妹的にやっていく必要があると思います。

ですから、これは本当かどうかあれですけれども、お話を伺うと、紅秀峰を侵食していくということではなくて、佐藤錦を侵食してC12号の生産が拡大していくのではないかというふうなことも言われておりますから、我々としては、じゃあ受粉樹も紅秀峰だと、こういうふうに言われているようですから、やっぱり紅秀峰を確保しながら、さらにC12号をプラスしていくという意味で寒河江のブランドを確立して、拡大していければというふうに考えております。

○内藤 明議長 工藤議員。

○工藤吉雄議員 先ほど紹介しました生産者からいただいたこのパンフレットですけれども、ただいま市長から御答弁いただきましたとおり、佐藤錦と紅秀峰の間にこの山形C12号が入っていると。非常にぐあいい構図で順序よく入っているというようなことで、非常に頼もしく思う品種というふうに私自身も捉えているところでございます。

しかし、栽培者の高齢化で荒廃、伐採されている園地が多く見受けられている現状です。ながらも、生産者は大粒さくらんぼには少なからず興味も関心もあると、こんなお話でありました。

さくらんぼ栽培を経営の柱とする営農者が多い私の居住地にも、佐藤錦の老朽木が非常に多くなってきたというふうなことで、伐採にあって樹園地が見られるようになりました。

この中で、後継品種として、今御答弁いただいた山形C12号が植えかえされれば、佐藤錦、山形C12号、そして紅秀峰と順に生産されるようになり、消費者も切れ目のない3品種のさくらんぼが楽しめるようになるんだなというようなことで、非常に期待を持っているところでございます。

ことしの秋、7,000本の苗木を生産者へ販売するというふうに発表されているんですが、本市の栽培面積を拡大していく上で、販売に当たっての条件や実際どのような形で販売を予定されているかを伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、ことしの苗木供給本数7,000本程度が予定されているというふうに聞いておりますが、これは、紅秀峰が初年度に苗木供給本数があったわけですけれども、その4倍ぐらいの量だというふうに聞いております。県ではスピード感を持って計画的に生産拡大を図って、ブランド化を推進したいというふうに考えているようでございます。

ことしの苗木の販売については、8月から9月に導入希望者の取りまとめがなされて、実際の販売は11月ごろになるというふうに聞いております。

この苗木の販売方法に当たっては、1つはおおむね3年程度は1戸当たりの植栽本数を10本以上と設定すること。さらに、2つには、種苗法に基づく適正な管理を行うための生産者登録制とするということが公表されているわけでございます。

しかしながら、それ以上の御指摘のあった条件や、あるいは供給本数に対して導入希望本数が多数となった場合、その7,000本程度をどういうふうにして絞り込むかという選考方法などについては、現時点では明らかにされていないというふうに聞いて、まだ聞いておりません。

また、生産者が購入を決める際の大変大きな

要素であります苗木の販売価格。これについても公表されていないというふうになっておりますので、我々も情報収集に努めながら、生産者の皆さんが適切な判断ができるような情報提供を行っていきたいと考えております。

○内藤 明議長 工藤議員。

○工藤吉雄議員 まだそれぞれどういうふうな形で販売されるというような、本数等々、価格等々もわからないとありましたけれども、生産者は1人10本以上、ちまたではそして苗木1本5,000円、あるいはそれより1万円近くまでなるんじゃないかなとか、ちょっと年齢食ってるから10本まとめてでは面倒見切れないからばら売りされないかなとか、いろんなお話も伺うんですが、その辺市長はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 県の考えとしてもわからなくはないんです。要するに、ブランド化をどういうようにして進めていくかということ考えたときに、一つの優良事例として、つや姫の生産の方法というんですか、生産拡大の方法というのが、優良な事例として、県が成功事例としてのそういうことを持っているので、同じように、ある程度、いたずらに生産者を拡大するというのではなくて、ある程度限定的に、それも非常に意欲のある農家の皆さんに一生懸命つくっていただいて、品質を確保してブランド化をつなげていこうという戦略的な意図があるのではないかというふうにも考えられるところではあります。ただやっぱり1人10本以上という、現実的にはなかなか難しいところがあるのではないかということも、農家の方からもお聞きいたしますので、そこら辺はこれから県のほうでもいろいろ状況をお話ししながら理解をしていただくような取り組みも進めていきたいと考えております。

○内藤 明議長 工藤議員。

○工藤吉雄議員 ただいま戦略的に苗木の販売なんかも進めていく考えのようだがというふうなお話なんです。私はかつてのようなナポレオンを主生産としていた時代の昭和30年代から40年代前半のようなときのさくらんぼ全盛といえますか、寒河江市はあの時代は非常にさくらんぼで燃えたといえますか、栄えた時代があったと。私の地域ではさくらんぼ御殿というふうな話を聞いたこともありました。

こんなふうになると、この際の苗木配分を主産地、いわゆる重点アピール地区といえますか。そんなので、ここに一気に投入するというふうな考えで、県が持った。例えばそういうふうなことになるれば、市長は手を挙げて寒河江市で受けますというようなお考えなんかはないんでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この苗木の希望については、既に公表して募集をしている段階なわけですから、さがえ西村山で何本、どのくらいを生産者の方が何本程度手を挙げる、あるいは天童ではさらに何本くらい手を挙げる、東根も何本くらい手を挙げるという、今もう既にそういう状況になっているので、工藤議員のお気持ちは十分わかるわけでありましてけれども、そういうことにはなかなか難しいのかなというふうに認識しておりますけれども、いずれにしてもさくらんぼの主産地であることにはこれからも変わりはないわけでありまして、そういう意味でC12号のブランド化、寒河江のC12号についてブランド化を進めるような対策をいろいろ講じていきたいというふうにご検討しております。

○内藤 明議長 工藤議員。

○工藤吉雄議員 そこでですが、今年度の寒河江市としての導入本数、予定本数といえますか、考えている本数。導入予定面積、あるいはそれにかかわる生産者への支援策などありましたらお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 導入本数については、先ほどお答えいたしましたけれども、現在希望をとって、7,000本程度の供給量ということですから、そこをどういうふうに配分されるかということがわかりませんので、そこら辺はできるだけ多く配分していただければというふうに考えておりますが、ただ我々としては、30年度の予算、御案内かと思いますが、引き続き紅秀峰の里づくりというものを進めていく、それを加速していくという中で、紅秀峰のブランド戦略の中で、この新たな品種であります山形C12号の導入に対する支援というものも、紅秀峰だけでなくC12号の品種も拡大をして導入を支援していくということにしています。

具体的には、苗木の導入支援として1本当たり1,000円の補助。また、紅秀峰及び山形C12号への改植費用に対して、補助率2分の1で10アール当たり30万円を限度に支援をしていくというふうに行っているところでございます。

そう今の段階での対応は考えているわけですが、実際これから秋に向かってどのくらいの量が確保され、どのくらいの生産者の皆さんが意欲を持って取り組んでいけるかということがわかった段階で、また新たな支援策というものも検討していかなければならないと考えております。

○内藤 明議長 工藤議員。

○工藤吉雄議員 ありがとうございます。現実的に、苗木を買うというふうな形になると、苗木に対しての金銭的支援を30年度からもう既に考えているというふうなこと。それから、改植のための圃場整備といいますか、畑づくりをするための支援というふうなことで、非常に生産者にとっては明るい話題かなというふうに思っています。聞いておったところでございます。

さきに申しあげましたが、私の居住地域でもさくらんぼの老朽木伐採が見受けられます。管

理不良、労力不足、栽培者の高齢化が原因とも言われています。これらの問題も新品種山形C12号で情勢好転でき得ないものかなというふうに考えているところでございます。

今やさくらんぼは、かつてのような山形県村山地方の特筆すべき果物ではなくなったようです。他産地県との競争で、山形県一丸となって負けない取り組みが最も必要なときと理解しているところでございます。他県でたくさんのさくらんぼを生産されても、山形県のメーンはやはりさくらんぼと言いたいところであります。

昨年、農林水産省の地理的表示、G I 保護制度に東根さくらんぼとして登録されました。海外進出に大いに役立つ内容の記事を目にしたところです。私は、さくらんぼは山形県と感じてきたところです。一自治体の話ではないものと考えます。県として山形さくらんぼをG I 登録に向けて準備されていると聞いています。生まれ、地の利を生かして、寒河江市生まれのさくらんぼを銘打っての売り込み、どこの産地にも負けない気持ちで生産者への支援を実行すべきと考えるが、いかがお考えか伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 工藤議員御指摘のとおり、さくらんぼは本県の代表的な農産物ということでございます。山形県といえばさくらんぼ、さくらんぼといえば山形県と、こういうことでありますし、また寒河江市にとっても、これは農業というだけでなく、いろんなイベント、あるいは観光などさまざまな他産業に大きく影響を与えているさくらんぼであります。まさに、さくらんぼは寒河江の象徴というふうに考えているところであります。

園芸試験場が寒河江市にあるという地の利を生かしていくことも、これからはますます必要だと思えます。そういう意味で、県内での競争もさることながら、やはりおっしゃるように県外、あるいは広げれば世界との戦いでこのさく

らんぼをどういうふうに売り出していくか、寒河江のさくらんぼをどういうふうに売り出していくかということで、生産者の皆さん、あるいは農業団体の皆さんとも、さらに知恵を絞りながら、技術を磨きながら、取り組みを進めていきたいと考えております。

○内藤 明議長 工藤議員。

○工藤吉雄議員 県では関係機関との組織を組んで、山形C12号を生産から販売までのブランド戦略を考えているとしております。この組織が活動しているときこそ、出生地としての寒河江市も大きくアピールできるわけではないかというふうに思っております。

製品が出荷されるまでは、たしか先ほど市長4年とおっしゃいましたが、5年でなかったかな。22年か23年、その辺ちょっと定かでなくなりましたが四、五年かかって製品が出てくるというふうになります。他の自治体が動き出す前にこそ、寒河江市をアピールできるものが使えるんじゃないかなと思うわけですが、早い者勝ちというふうなことで、寒河江市にイメージ言葉、あるいはロゴマーク等制作して、今のうちから売り込んでいこうというようなお気持ちなどはないんでしょうか、伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 山形C12号のブランド化の戦略については、先ほど工藤議員御指摘のとおり、県や農業団体などによるブランド化戦略検討会議が昨年度立ち上げられて、生産者の意見などを踏まえて、ことし2月には苗木供給開始から5年間で佐藤錦の栽培面積の5%となる100ヘクタールを目標とする基本方針というのが策定されております。

今年度は8月をめどにブランド化プランが策定される予定と聞いております。

また、ブランド化を進める上で重要となります山形C12号の果実を販売する際の名称については、公募を行って、苗木販売開始前までに決

定の上、商標登録を行うというふうに聞いております。

議員からは寒河江市としてC12号出生地としてのアピールを他の自治体に先駆けてやるべきではないのかと、こういうことでの御提案でありますけれども、寒河江市としても寒河江の山形C12号というものを最終的には売り出していきたいと思っております。それが、当座はやっぱり全体的な名称も決めてそういうように売り出していくわけですが、どうということかという、紅秀峰についても三泉地区の紅秀峰について初夏のルビーという形で寒河江の紅秀峰のブランドを生み出していけるという取り組みも実現しておりますから、そういう意味で農業団体も含めて意欲ある農家の皆さんとそういう取り組みができるように、いろんな知恵を絞りながら対策を検討していく、まさにそういう段階にもう来ているのではないかというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 工藤議員。

○工藤吉雄議員 ありがとうございます。

私は、寒河江市は日本一のさくらんぼの里というふうなことで、どうしても寒河江市を強くイメージできる、そんなさくらんぼ戦略を考えていただきたいと、ただひたすらそういうふうに思うところでございます。今後のさくらんぼにかかる精力的な施策を期待して、これでさくらんぼに関する質問を終わらせていただいて、次の質問に入りたいと思います。

通告番号2番、高齢者の健康づくりについて。

ことし4月、2015年実施国勢調査結果からの2015年市区町村別生命表を厚生労働省が公表しました。男性80.5歳、女性87.0歳が山形県の平均寿命となっています。

その中で寒河江市の女性が87.8歳と県内一の長寿となっています。まことにうれしいことでもあります。これまでの健康に関する施策が結果としてあらわれたものと敬意を表するものであ

ります。

今、自治体全体の関心事は、国内最大人数の団塊の世代が2025年になると後期高齢者となることにあります。75歳以上となると、このことは医療費、介護費が多く必要な年齢期に入ってくると言われております。65歳から74歳までの1人当たり年間医療費55万4,000円、75歳以上では90万7,000円となるようであります。介護費は5万5,000円から53万2,000円となるようであります。以上、厚労省公表資料によるものでございます。

このような事柄を踏まえて、健康長寿について質問に入ります。

誰でもが健康第一と思い、自分の将来を考え、体の健康保持、体力増進を図っていると思っております。

寒河江市の国民健康保険加入者の健康診断である特定健診、40歳から74歳までを実施していますが、その対象者数、受診者数、受診率はどのようになっていますでしょうか。

また、このうち65歳から74歳までの方についても同じような数字で伺いたいと思っております。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の国民健康保険被保険者の特定健診受診率でございますけれども、平成28年度の数字がありますので、対象者数は6,195人、受診者数は2,780人ということで、受診率は44.1%となっております。

このうち65歳から74歳までの対象者数は3,782人、受診者数は1,904人、受診率は50.3%となっております。一方、40歳から64歳までの受診率は36.3%ということでもありますから、それに比べて高い傾向を示しております。

また、全体の受診率を年度別に見ますと、平成26年度が41.7%、27年度が42.1%、28年度が44.9%ということで年々上昇しております。健康についての意識が徐々に高まってきているというふうに感じております。

○内藤 明議長 工藤議員。

○工藤吉雄議員 前期高齢者期、いわゆる今65歳から74歳までですが、50.3%となって、全体から見ると5%程度受診率が高くなっている。生活習慣から起因する病気の健診から見ても、健康度の関心が、少しずつ年齢が上がると関心度を増すということが推測できると思っております。

厚労省の話として、健康のためには栄養管理や運動習慣が大切と書かれておりました。人口数で注目を浴びている団塊の世代、今は前期高齢者期にあります。筋力増強、健康保持努力、個々人それぞれ自分に合った運動はされているようであります。

寒河江市でも高齢者を対象とした健康による筋力アップメニューが準備されているようですが、それぞれの利用者数、年代等を教えていただきたいと思っております。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在実施している高齢者を対象とする筋力アップなどの事業については、いわゆる介護保険の中の地域支援事業、一般介護予防事業として実施しているわけでありませけれども、事業の対象者は介護保険の要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者で、要介護状態となることを予防するために運動やレクリエーション、それから口腔機能向上などの教室を実施しております。

この事業については、市で直接実施する事業と民間施設などを活用する委託事業というふうに分かれております。

ちょっと長くなりますけれども、御質問でありますのでお答えしますが、最初に市が直接実施している事業として、介護予防運動指導員によるさわやか運動教室があります。参加者は延べ1,010名でございます。実人数は42名ということで、60歳代が8名、70歳代が19名、80歳代が14名、90歳代が1名となっております。

次に、理学療法士などによる介護予防運動講座がございます。参加者は延べ388名でございます。60歳代が131名、70歳代が166名、80歳代が88名、90歳代が3名となっております。

それから、今度は民間に委託している事業について申し上げますが、軽スポーツを中心としたいきいき健康教室というのがございます。これには延べ579名が参加していただいております。60歳代が143名、70歳代が362名、80歳代が74名というふうになっております。

また、自分の手足の重さを活用する運動のらくらく筋トレ教室というのがございます。これには延べ136名の方が参加していただいて、60歳代の方が46名、70歳代が75名、80歳代が55名となっております。

また、流水プールを活用した流水健康塾というのがあります。これには延べ171名の方が参加をしていただいて、60歳代の方が34名、70歳代が122名、80歳代が15名というふうになっております。

それから、各地区公民館4カ所で実施しております出前講座というのがございます。これには全体で延べ289名の方が参加をしていただいております。60歳代の方が54名、70歳代の方が183名、80歳代の方が52名というふうになっております。

今申しあげたように、全体として70歳代の方の参加が多くなっておりますけれども、健康に大変関心のある方が幅広く参加をしていただいております。

そのほかにも、地域主体となる活動として、いきいき100歳体操というのがスタートアップを支援しております。今では市民主体で15の団体に週1回程度、地域に密着した介護予防活動を展開していただいているところであります。そういう意味で幅広く多くの方にさまざまな講座、教室などに参加をしていただいているというふうに考えております。

○内藤 明議長 工藤議員。

○工藤吉雄議員 ありがとうございます。

やはり先ほど申しあげました県内一長寿というふうな部分が出たというのがありありと見えるような感じがします。直接事業、委託事業とも非常に利用者が多い。60代、70代、80代、果ては先ほど90代の方まで健康元気をつくろうとするその努力。それぞれの年代層とも頑張っておられるというようなことを非常にうれしく思うし、関心度も高いというふうを感じる数字でございます。

その中でも前期高齢者となって、心の健康元気さ、体の健康元気さを維持継続できるかが課題となると考えています。みずから自発的に腰を上げられる内容のメニュー、施設利用を考えるべきと思うところがございます。市民体育館トレーニングルーム、民間トレーニング施設等も利用する方法もあります。ただいま伺いました事業なんかでも、まさしくそれを顕著にあらわしているんじゃないかなというふうに感じているところでございます。

現在は、健康長寿への体づくりに多くの市民が挑戦されています。70歳代前半の市民の話ですが、トレーニングが趣味でウオークで鍛えていると。体育館も利用していると。でも、やり過ぎると膝が痛んでくるなど。痛めないで筋力アップを図りたい。市民浴場に温泉プールが欲しいなど、こんなことを話してくれました。

平成29年第4回定例会で、同僚渡邊議員の一般質問に市民浴場移転の件で健康ランドと温泉プール構想を質問されておりました。市長は、構想を大変褒められておりましたが、しかし湯量が上限に来ているというふうに答弁されておりました。

私は、浮力で衝撃を和らげる水中歩行、水泳で筋力アップ、体力維持をフルシーズンで利用できる温泉プールでなく、温水プール施設でもいいのではないかなと。温水プール施設で運動

して、その後に温泉で体を癒す。こんなパターンがあってもいいのではないかなと、こんなふうに思うところがございます。機械器具利用の運動は市民体育館、民間施設でお願いするというふうなことであります。

隣接自治体河北町に、温水プールつきトレーニング施設があります。その隣接地に町立温泉施設があります。双方の施設を見学してまいりました。人々はおのおの施設をどのように併用されているかはわかりません。しかし、敷地内移動は見受けられました。

こんなことから、このたびの市民浴場にあわせた温水プール併設なんかは健康のために考えられないでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 工藤議員からは、市民浴場に温水プールをということで御提案がありましたが、確かに渡邊議員の御質問にお答えして、温泉の湯量はなかなかふやすことはできないということで、温泉のプールというのはなかなか難しいのではないかというお答えを申しあげたところでございます。そういう意味でなくて、温泉を使わないで温水プールだと、こういうことではどうかというような御質問でありましたので、確かに御指摘のとおり、非常に温水プールのところでの運動というのは負荷が逆にかからない部分があって、そういう意味では健康の運動としては大変いいというようなお話も聞いております。

河北町の温水プールつきのトレーニング施設を御視察になったということですが、河北町にはほかにそういう施設がないというようなところで、公共施設で整備をしたということになります。新たにそういう温水プールを設置するということになると、御案内のとおり寒河江市には温水プールを活用した運動施設というのは、民間の施設が2カ所あるわけでありまして、また先ほど御答弁申しあげましたが、いろ

んな健康の事業などでも流水健康塾などということで、流水プールを活用した塾なども、実際そういう施設を活用していろんな健康づくりの取り組みなどもさせていただいているところでもありますから、そういう民間の既存施設の活用なども含めて、費用対効果、あるいは需要予測なども十分検討した上で、どういうふうにしていくかということを進めていきたいと今考えているところがございます。

○内藤 明議長 工藤議員。

○工藤吉雄議員 新緑まぶしく感じられる昨今、寒河江川堤防、最上川ふるさと総合公園、二の堰親水公園散策路でのウォーク運動を目にするところでもあります。さきに申しあげました水中歩行施設がそろえば、体への負担も軽く、さらに筋力アップが図られるんじゃないかなというふうに思うところがございます。団塊世代が後期高齢者になる前に、少しでも多く貯筋できる年代にというふうに、公的施設なんかあってもいいんじゃないかなというふうに私は思うところでもあります。

将来の医療費、介護費を減らせる最良の方法、それは市民の健康、高齢者の元気長寿が大事と思います。健康長寿に先行投資してみませんか。再度市長に、先ほどいいなというふうにおっしゃっていた中での再考を何かないか再度お伺いして、私の質問を終わります。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 工藤議員から御提案、それから御指摘のとおり、団塊の世代が後期高齢者となって、その上でいつまでも元気に暮らしていただくということを考えますと、やっぱり今まで以上に健康ということが大変大事でありますし、また議員御指摘のとおり少しでも貯筋をしていくという取り組みを官民挙げてしていくことが大事なのではないかというふうに思っているところでもあります。

水中運動は、改めて言うまでもなく大変体へ

の負荷が少ないというところもあって、持続的に運動ができるということで効果があるというふうに言われておりますから、そういう施設が、気軽に行けるような施設がほかにもあるというようなことが、そういうのに取り組む人たちが、運動に身近に取り組んでいく人たちがふえてきて、それが健康につながって医療費の削減などにもつながっていくということにもなるんだというふうに思いますから、改めて申しあげるまでもありませんけれども、民間事業者の皆さんともいろいろ調整検討させていただいて、また市としてできる事業などもいろいろ検討した上で、これからの2025年に向かっての高齢者の健康づくり、さらに充実をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。（「ありがとうございました」の声あり）

国井輝明議員の質問

○内藤 明議長 通告番号3番について、11番国井輝明議員。

○国井輝明議員 さくらんぼ議会一般質問2番手というように、今回もまたさくらんぼを目の前に質問できることを寒河江市民として特別な思いを感じるところでございます。

ただいまは工藤議員の質問を聞きながら、私自身1年前の質問のことを思い出しておりました。今回はもうC12号というようにことでさくらんぼの大玉化、またチップーの導入について質問させていただいたということを思い出しますが、そうしたことにおいて、今年度、30年度の予算につきまして予算措置し、チップーを導入補助ということで実施してくださいました。そんな中、直接市民から、今回すぐ申請したよという生の声も伺っているところで、打てば響く寒河江市政というものを個人的に評価しているところでございます。

今回は教育長に対して質問させていただきた

いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

寒政・公明クラブの一員として、今回質問させていただきますのは教育全般というようにことで、平成30年度の寒河江市政の教育、こちらの冊子を拝見させていただきましたが、平成28年度3月に第2次寒河江市教育振興計画を策定し、基本目標である「ふるさとを愛し、寒河江から夢のある未来を切り拓く人づくり」実現に向け、取り組んでこられました。

計画3年目となる本年度は、さらなる教育の充実発展のため、具体的な事業展開を確実に進めてまいりますと力強く書かれておりました。こうした文言を見ますと、私も頑張っしてほしいという気持ちから、胸に込み上げてくるものがあり、胸が熱くなるものであります。

そこで、今回の一般質問では、学力の向上に向けての取り組みや地域で抱えている課題解決に向けての考え方、また児童生徒の保護者が必要とされている取り組みなどについて質問させていただければと考えております。

まず、学力の向上、現在の状況についてお伺いしたいわけですが、近年寒河江市の学力は全国並びに県と比較してどのような状況なのかをお尋ねをさせていただきます。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 おはようございます。

今、国井議員からは、今年度の寒河江市の教育に対しまして評価をしていただき、またその取り組みについてエールを送っていただいたのかなということで感謝を申しあげたいなというふうに思います。

市の小中学校の子供たちの学力の状況についてということでございますので、お答えしたいと思います。

学力につきましては、御案内のとおり、学校教育法第30条に規定されているとおり、基礎的な知識、技能の習得だけではなくて、これに加

えて知識、技能を活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等の育成、そして主体的に学習に取り組む態度、この3つが要素とされております。

これらのことを踏まえて、本市では標準学力検査であるNRT、これは県内35市町村全てで実施されておりますけれども、そして全国学力・学習状況調査、さらには山形県学力等調査などをもとに子供たちの学力について分析、評価を行っているところでございます。

NRTにつきましては、学習指導要領に準拠する比較的基础的、基本的な学力を全国基準に照らして見る検査であり、全国平均を50としております。昨年度は、小学校2年生から6年生までを対象に検査し、小学校においては2・3年生で国語、算数の2教科、4・5年生では理科を加えて3教科、6年生ではさらに社会を加えて4教科で検査をしております。中学校においては、1年生が国・数・社・理の4教科、2年生が英語を加えての5教科で検査を実施しているところであります。

小学校2年生から6年生までの教科全体での平均は、先ほど平均が50と申しあげましたが、本市は53.2、中学校全体では51.0という結果で、全国平均を上回る結果でございます。

過去3年の経年で見ましても、小学校は52から53、中学校は51前後で推移しております。

一方、小学校6年生と中学校3年生で毎年実施されております全国学力・学習調査結果の昨年度の結果は、小学校の国語A問題の正答率は全国と比較して約マイナス3ポイント、B問題では約マイナス7ポイント、算数A問題は約マイナス9ポイント、B問題ではマイナス5ポイントと、全国正答率を大きく下回っております。中学校では、国語AとB問題は、全国とほぼ同程度の正答率ではございますが、数学A問題は約マイナス1ポイント、B問題は約マイナス2ポイントという結果でございます。

また、小学校5年生と中学校2年生で行われました、これは単独の教科ではなくて複数の教科を横断したり総合したりして応用力とか活用力というものを問う山形県学力等調査でございますが、この結果につきましては2つの検査がございまして、検査1と検査2がございまして、小学校におきましては、検査1は、これは県のテストでございますので、県の平均正答率と比較して約マイナス2ポイント、検査2は県と同程度であり、中学校につきましては検査1と2ともに県平均と同じ程度でございます。以上でございます。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 ただいまの答弁の中で、最初に50を平均としたところで非常に全国を上回るといふようなことで、次にまたもらったものではマイナスのポイントということで、私的にはどのような基準をもって評価したらいいかわかりませんけれども、平均的なのというふうに評価しているのかちょっとわかりませんが、そのことにつきまして、まずその状況をどのように捉えているのかお尋ねさせていただきたいと思っております。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 先ほど申しあげましたNRTでありますけれども、これは基礎基本の部分であります。基礎基本の習得ということをはかるテストでございますが、これは全国を上回っておりますので比較的良好な状態にあるのかなと思っておりますが、思考力、判断力、表現力の活用力あるいは応用力を問う全国学力・学習状況調査、山形県学力等調査の結果は、県あるいは国の正答率を下回る状況になっておりますので、こういった思考力、判断力、表現力の力を育成する学力の向上と、そして教職員の授業改善というものが重要なことであるというふうなことで、本市の喫緊の課題であると捉えているところでございます。

○内藤 明議長 國井議員。

○國井輝明議員 よくわかりました。そうしたことを目的に、目標に頑張ってもらいたいという気持ちを持ちながらも、今寒河江市で学力については、先ほど答弁にもいろいろあったわけですが、全国学力調査に加え全学年にわたって実施している学力検査の結果を十分に活用しながら、今後の課題を把握して向上を進めているというようなことなんでしょうけれども、今後の取り組みについてお尋ねさせていただきたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 学力向上と授業改善につきましては、県内全ての小中学校に共通する喫緊の課題であるということで、この課題解決のためには、県におきましては探究型学習の推進に取り組んで今年度で4年目を迎えているところでございます。

このような県全体の取り組みに加え、本市では今から申しあげる2つのことについて取り組みを始めているところでございます。

まず1つは、昨年度から教職員の研究・研修機関であります市の教育研究所の組織を大きく改編し、学力向上に特化した取り組みを開始したところでございます。3つの中学校区それぞれの子供たちの学力の実態を踏まえ、児童生徒が主体的、協働的、意欲的に学習課題に取り組めるように、教材または単元構成などを工夫したり、授業を他の学校へも積極的に公開するなどして、授業改善を小中連携により系統的、計画的に行うことで授業の質的向上を目指しているところでございます。

2つ目は、本市独自に今年度小学校4年生と中学校1年生で学力調査を実施したところでございます。このことによって、全国学力・学習状況調査、山形県学力等調査に加えて、小学校4年生から中学校3年生まで切れ目なく児童生徒の学力を多角的、多面的に分析することがで

き、より効果的な学力向上対策が講じられるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 國井議員。

○國井輝明議員 独自の調査等々も実施しながら検証して進めていくということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

私自身、自分も今中学校3年生と小学校6年生の2人の子供を持つ父親として少し感じてきたところに、小学校時、4・5年生あたりで勉強に対しての理解度にだんだん開きが出てきているなというふうに感じていたところでございます。

こうしたことを把握しながら、適切な対応は必要であり、これまで以上にしっかりしたフォローを入れていくべきだろうと思いますけれども、現在の状況も含めて今後の取り組みについてお尋ねさせていただきたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 議員御指摘のように、学年が上がるにつれて学習内容もふえ、また高度になってきますので、そういったことについては議員御指摘のとおりかなというふうに感じているところでございます。

子供たちの学習へのフォローアップにつきましては、各小中学校においては、先ほど申しあげましたさまざまな検査の結果をもとにしながら、個々の学力や学習の状況をつぶさに分析し、個に応じた具体的で適切な指導がなされているというふうに認識しているところでございます。

加えて、本市としましては、昨年度まで配置しておりました学習補助員を今年度より学力向上支援員というふうなことで、学力向上に力を入れております。これまで以上に学力向上のフォローアップに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 國井議員。

○國井輝明議員 ぜひしっかりとお願いしたいな

というふうに思っております。

学力向上のことにつきまして、いろいろ学区内の議員とも小中学校を訪問していろいろ先生方ともお話ししたときに、電子黒板のことについてちょっとお話しさせてもらったことがありました。現在、各小中学校に電子黒板が設置されておりますけれども、私も3月の予算委員会で質問させていただきましたが、この電子黒板を活用して行う授業は児童生徒に対し非常に有効的であるというデータも出ているようでありました。

文部科学省が委託した電子黒板の活用により得られる学習効果等に関する調査研究報告書を見ますと、電子黒板の活用により得られる学習効果等に関する調査を小学校50人、中学校で52人の教員が一体型の電子黒板を活用し授業を行ったところ、「子供の意欲を高めることに効果がある」「子供の理解を深めることに効果がある」については、「とてもそう思う」と「少しそう思う」を合わせた肯定的な回答が100%でありました。

しかしながら、「子供の表現や技能を高めることに効果がある」については93.1%と高いのですが、「子供の思考を深めたり広げたりすることに効果がある」については52.0%と、他に比較して低い値となっております。

このことにつきましては、現在取り組んでいるグループ学習、ペア学習など協働的な学習も活用しつつ学力向上に取り組んでほしいと考えております。

こうした調査結果を見て、電子黒板を多く利用できる環境を整備し、よりよい授業を受けられる条件整備を進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 電子黒板を含めたICTを活用した情報教育の推進につきましては、本市の第2次教育振興計画にも具体的な取り組みの推

進とそれに伴う促進目標が明記されてございます。

電子黒板につきましては、促進目標にありますように、学校規模に応じ各フロア1から2台の設置については既に達成しているところでございます。市内の各学校のICT機器の使用状況でございますが、電子黒板によるデジタル教科書、あるいはデジタルコンテンツなどの活用。興味関心を喚起し、視覚的効果を狙いとした書画カメラの活用などは意欲的に行われているところでございます。

とりわけ先ほど話題になりました電子黒板につきましては、本市におきましても、他の生徒の意見を画面上で紹介したり、全体でさまざまな意見を共有したりすることで意見を広げたり、また思考力、判断力、表現力を高めるために効果的だと先ほど御指摘のありましたグループやペア学習等の場面でもお互いの考えを比較したり深めたりするなど効果的な使用も見られるところでございます。

これまで以上に多くの子供たちに電子黒板を含めたICT機器の活用が可能となるためには、教育環境整備のさらなる充実が必要であるというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 國井議員。

○國井輝明議員 先ほど私も申しあげたとおり、やっぱり効果があるというものに、ぜひしっかりと支援してほしいなと思っております。特に教育というのは、私の個人的な見解ですけれども、やはり教育することによってその先、何年後かはわかりませんが、しっかり効果が出るというふうに思っておりますので、効果が出るものに対して早目に対応してほしいという気持ちがあったものでしたので、そうしたことでちょっと御提案させていただいたところでございました。

このほか、学力の向上についてはそういったICTの活用というものももちろんそうであり

ますが、現在おられる教職員のスキルアップについてもお尋ねさせていただきたいと思っております。

これは個人的にいろいろ考えるわけですが、学習塾に通わせることをちょっとふと考えると、親としては成績が伸びる、点数が伸びるから、そうしたことで決して安くはないお金をかけて塾に通わせているところでございますけれども、結果として成績が伸びる。その要因を考えると、他人より多くの時間を勉強すること、また少人数できめ細やかな指導がされている等、挙げられると思います。

寒河江市では、公開授業等を行い、教職員のスキルアップを図っているようですが、学校での授業の進め方にもより工夫をした指導方法も考えていくべきだと思いますが、現在の取り組み状況についてお伺いさせていただきます。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 児童生徒の学力を向上させるためには、議員御指摘のとおり、教員の指導力、資質を高めていくということは重要なことであると承知しているところでございます。

県が推進している探究型学習につきましては、児童生徒の学力を高めるということだけではなくて、教員の学習に対する指導力を高めるということも狙いとしているというふうに感じております。

そのために、県では県内全ての教員に探究型学習推進協力校の公開研究会や各種学力向上に関する研修会への積極的な参加を促しております。

その動きと連動させながら、それぞれの教員はみずからが探究的に教材研究を行い、教科の特質に応じた主体的、協働的な学びが展開できるそういった単元、あるいは授業づくりをデザインできるよう努力をしているところであります。

全県的なこのような動きに加えまして、本市

内の小中学校では、学校独自に、今県で命課している教育マイスターとは別に、校内マイスターを任命したり、指導主事あるいは大学の教員を助言者に招聘して事業を積極的に公開したり、あるいはアセスメントの調査、これは先ほどの学力・学習状況以外に、例えば生徒指導上の、あるいは学級の子供たちのそういった人間関係といったものも含めますアセスメントの検査なども活用しておりますが、そういったことをより有効に活用するための研究会を実施したりと、日常的に教職員のOJTも機能させながら、教員の資質と能力のスキルアップを行っているところであります。

市の教育委員会といたしましても、学校のニーズに応えながら適切に指導助言を加えて、学力向上に資する市全体の教員のスキルアップに努めていきたいと考えております。

○内藤 明議長 國井議員。

○國井輝明議員 答弁ありがとうございます。

今、県全体での取り組み以外でも市独自の取り組みも実施しながらやっているということでございますので、その辺もしっかり私も見ながら、何かありましたら私のほうからもまた改めて質問させていただきたいと思っております。まずは頑張って取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、英語教育についてお尋ねをさせていただきます。

寒河江市では、現在外国語指導助手ALTを3名配置し、また今年度からは新たに日本人英語講師AETを設置し、小学校から始まる外国語活動や高学年で教科となる外国語学習の充実を図っております。

まずは、現在の取り組み状況についてお尋ねさせていただきます。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 御案内のとおり2020年度から新しい学習指導要領が全面実施されることに伴

い、今小学校5・6年で行われている外国語活動は教科になります。また、新たに5・6年で行われている外国語活動が3・4年生で新たな領域としての指導が始まっていきます。この学習指導要領全面実施に向けて、今年度と来年度は移行期間というようなことで、積極的に先行実施を行っていくというふうな期間になっております。

そういったことを踏まえて、確実に全面実施に向けた取り組みを進めているところであります。

本市の外国語教育につきましては、先ほど議員からございましたとおり、ALT3名の配置のほかに、さらなる外国語教育の充実を目指して、外国語指導支援員ということでAETを3名今年度から配置する取り組みを始めたところでございます。

授業につきましては、現在学級担任による単独の授業のほかに、担任とALTがチームティーチングといいますか一緒に授業をやる、あるいは担任とAETが授業をするというふうなこの3つの形態で行い、これまで以上に質の高い充実した授業となるよう取り組みを進めているところでございます。

これに加えて、市の英語教育推進会議、これは中学校、小学校の英語を担当している教員で構成している会議でございますが、この中でもALTやAETとの効果的な授業のあり方について議論をしたり、小中連携を含めた研修に取り組んで取り組みを行っているところでございます。

○内藤 明議長 國井議員。

○國井輝明議員 取り組み状況につきましてはわかりました。

その英語教育、英語を身につけるために一番効果的なものに、私は交換留学というものがあるというふうに正直思います。やはりその国に行って、実際の肌で感じるというか、実際その

場で学ぶということも、非常にこれは効果的であるというので、交換留学についてちょっとお尋ねさせていただきたいわけですが、外国語を学ぶのに海外留学というものは非常に有効であるとともに、個人の世界観も広がることから、実際に海外に足を運んでほしいと考えますが、費用もかかることから我が子を海外に旅をさせるということの実現には至っていないような状況ではないでしょうか。

こうした中、身近なところで活動している市内のロータリークラブが取り組んでいる事業で、これは高校生ですけれども、高校生を対象とした交換留学を支援しております。これは約1年間、アメリカ、ブラジル、台湾、フランス、ドイツ等幅広い国々と若者の交流を進め、グローバルに活躍できる人材育成を目指しているのです。

こうした取り組みはとても重要であると私も考えます。約1年間の留学で、生徒たちは、この国の言葉で通訳ができるほど語学を習得されるということです。

こうした取り組みについて、どのような感想を持たれるのかお尋ねさせていただきます。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 高校生を対象にした交換留学をロータリークラブさんで行っているというふうなことで、大変、英語圏だけではなくてそれ以外のフランス、ドイツ等とも幅広く交流をされているというようなことに対しては敬意を表したいと思っております。

高校生だけでなく、やはりこういったグローバル化の社会の中にあっては、小中学生という早い時期から異文化への理解、あるいは国際感覚を身につけること、あるいは外国の人たちとのコミュニケーション能力、そういったことを身につけていくことは大変大切なことではないかなと考えているところでございます。

○内藤 明議長 國井議員。

○**國井輝明議員** では、高校ではなく、義務教育課程でありますから中学校までということでありますけれども、短期留学でも生徒たちは意識の向上が図られるというふうには感じているんですけれども、こうした取り組みを義務教育課程である中学生時に行えないものかと考えますが、課題となるようなことはないのかお尋ねさせていただきます。

○**内藤 明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 短期の交換留学、あるいは海外派遣については、議員御指摘のとおり成果が得られるものだろうと思っておりますが、一方で検討すべき課題もあるのかなというふうに思っているところでございます。

1つは、適正な派遣人数とそれを選考するための基準というものが必要なのかなというふうに思っているところでございます。

2つは、義務教育課程の中での派遣でございますので、学校教育とのかかわりの中でどのような時期にどのくらいの期間が適切かという問題もあるのかなと思っております。

3つ目は、往復あるいは滞在期間における安全面の配慮でございます。まして当然のことではあります。旅費や滞在費といった費用の問題もでございます。

このこと以外にも、派遣先や国際情勢の変化等々により慎重に検討していかなければならない細かな点での課題も出てくるのかなというふうに思っているところでございます。

○**内藤 明議長** 國井議員。

○**國井輝明議員** ただいま3点ほど、やはり課題となるようなところがありました。私もやはり平等とかいうことはしっかりと思うんですけれども、やはりその人数、派遣の選定というようなことで、皆様がひとしく得られなければ、そういった海外でのもし実施できるのであれば、皆さんがひとしく受けられるような条件下でなければだめなのかなと思っておりますので、そうした

ことを考えてしまうとこういった取り組みというのは正直難しいのかなとちょっと感想を持ったところでございます。

しかしながら、やはりこの寒河江にいて、かついろんな語学を学びたい、英語だけでなく、英語を一番メインにしていますけれども、そういった場で学びたいという方がいれば支援するのも一つだと私は考えておりますので、そうしたときに、考えるときに、市内の民間団体で実績を持っている、先ほどロータリークラブと申しあげましたけれども、こうした方、団体と行政とで連携した取り組みなどできないか。それをもって実施できないかというふうにも考えますけれども、いかがでしょうか。

○**内藤 明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 西村山地区内の他のまちの状況を見ますと、実際に中学生の海外派遣事業を行っている例もございます。例えば、大江町や朝日町では中学生の海外派遣を夏休み中に1週間ほど、アメリカに10名程度の生徒を派遣しておるといふふうに聞いております。

これらの事業につきましては、生徒に国際感覚を養って、広い視野に立ち、さまざまな異文化を体験し、実際に見聞を広めながら言葉や生活環境の違う人々と触れ合うことで、国際社会の中でともに生きていくための資質、能力を育成するということを目的としているというように伺っております。一部費用を個人負担していただきながら、町の単独事業として行っているというふうに聞いております。

本市といたしましても、民間団体との連携による派遣につきましては、公教育の中での意義や狙い、派遣先なども含めた自治体の先行事例等も参考にしながら調査研究を行い、総合的に考えてまいりたいと思っているところでございます。

○**内藤 明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国井議員。

○国井輝明議員 質問に入ります前に、私冒頭、軽部教育長のことを軽部教育委員長というふうに言ってしまったようでございました。正しくは軽部教育長ということで文言の修正をお願いするとともに、おわびいたします。大変失礼いたしました。

先ほどの質問に対しまして、近隣の自治体で実施している状況を御答弁いただきありがとうございます。その中で少し検討させていただくということでございますので、何とかいい方向で検討いただきながら、結果を出していただければというふうに思っているところでございます。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思います。

部活動指導員について質問をさせていただきますと思います。

この質問に関しましては、一般質問2日目、木村議員から詳しく質問されるようでもございますので、私からは3点について質問させていただきますのでよろしくお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。

働き方改革の一環として、教職員の負担軽減を図るとされておりますが、寒河江市でも予算措置し、各中学校へ1人ずつ配置する予定と伺っております。このことにつきまして、まずどのような方を配置しようとしているのかお尋ねをいたします。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 部活動指導員につきましては、昨年、学校教育法施行規則が一部改正されて、新たに制度化されたものでございます。身分につきましては、地方公務員法に基づいて任用さ

れる非常勤嘱託職員となり、非常勤の特別職公務員として学校の設置者が任命するものでございます。

部活動指導員は、国が策定した運動部活動のあり方に関するガイドラインなどに基づいて、学校教育における部活動の役割や意義、各部活動の目標や方針を十分に理解した上で、安全の確保や心身の発達段階に応じた指導、体罰の禁止、事故発生時の対応など、指導員として教員である顧問と同じ資質、役割を担うこととなります。

本市としましては、このことを踏まえた上で、7月より市内3中学校に1名ずつ適任と思われる方を配置し、教員の働き方改革の一環として教員の負担軽減を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 済みません、ただいまの答弁で、具体的にどのような方というところでちょっとわからなかったんですけれども、お願いできますでしょうか。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 先ほど資質あるいは役割については申しあげましたけれども、そういったことに適合できるような方を、まず地域にそういった方がいるかということを経理長が学校のニーズに応じて人材を選んで、そして配置していくというふうなことになるかと思っております。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 人選中というようなことだと思います。ありがとうございます。

それでは、部活動指導員とは、どのような活動の仕方をするのか。例えば、1つの部活動に専念させるのか、または、教職員の負担軽減ですので、複数の部活動をかけ持ちするのか。そうしたところをお尋ねしたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 これまでは外部コーチという

ものが学校の部活動の指導等を担っていたわけですが、この外部コーチにつきましても、学校長の委嘱状等による契約というふうなことで、主に当該の部活動、1つの部活動にかかわる技術指導のみを行って、コーチ単独での引率などはできないというふうなことでございましたが、部活動指導員につきましても学校の実態に応じた運用というものが可能になってございます。1つの部活動の顧問としての指導だけではなくて、学校で必要な場合は複数の部活動についてもかかわりを持つことはできますし、大会引率や指導が可能になってきます。この点は、これまで配置されている先ほど申しあげた外部指導者、いわゆる外部コーチとは異なるものでございます。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 わかりました。

では、いろいろ部活動がございしますが、顧問の先生とのかかわり方についてお尋ねさせていただきます。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 先ほどの御回答と重複する部分があるかと思いますが、これまで配置されていまして外部コーチは、教員である顧問との連携、協力のもとでの技術的な指導のみを行うことができました。

これに対して、部活動指導員は文科省の通知によりますれば、スポーツや文化活動等にかかわる専門的な知識、技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有するものというふうにされておりますので、顧問のかわりに生徒の引率が可能になるなど、顧問が不在であっても部活動の指導、引率ができる責任ある立場というふうになります。

このようなことから、これまで配置されておりました外部コーチ以上に、学校との連携、あるいは学校との協力というものは必要になってくるというふうにご覧いただいているところでござい

ます。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 大変責任も重いというふうに認識しますが、やはりそうしたしっかりとした人を人選いただくように、学校側にもしっかりとお伝えいただければと思っております。

木村議員の質問とかぶっておりますので、この程度に質問をとどめさせていただきたいと思っております。

それでは、小中学校の地域参加についてちょっとお尋ねさせていただきたいと思っております。

児童生徒がこれまで以上に地域参加しやすい環境をつくるために、教育委員会として御協力をお願いできないかということで質問させていただいたわけですが、私の地域に目を向けてお話をさせていただければ、例えば地域の運動会では毎年子供たちの参加が少ない、参加しないと感じております。言いかえれば、地域で児童生徒と交流するところが少ないということとも言えると思っております。

私、これは持論ですが、地方にあって都市部にはないものというのは、やはり地方のほうでは人と人とのかかわりを大切にしているところだというふうには考えています。私の幼いころから比べましても、地域での人のかかわりというものが非常に少なくなり、希薄化していると感じているところでございます。地方を支えるのは人とのかかわりというふうにご覧いただき、強く持ち、支え合うことであると私は考えておりますので、こうした課題を早く解決したいなというふうにご覧いただいているところでございます。

軽部教育長は、子供たちを地域コミュニティーへ参加させたいというお気持ちを強く持っていると感じているところでありますが、まずはこうした現状をどのように捉えているのかをお尋ねさせていただきます。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 議員御指摘のとおり、少子高

齢化、そしてそういった影響のもとで地域住民同士のかかわりが希薄になっているなどというところで、小中学生が地域コミュニティーと積極的にかかわって、地域に貢献したり、地域に対する愛情を醸成していくということはとても重要なことであるというふうに認識しております。

現状についてでございますが、昨年度の全国学力・学習状況調査に子供たちの意識調査という部分がございます、本市の小学校6年生でございますが、地域の行事に参加していますかというふうな質問に対して、「当てはまる」あるいは「どちらかといえば当てはまる」と答えた子供たちの割合は86.5%でございます。これは全国や県と比較しても約4ポイント高い割合を示しています。この結果から見ても、小学生にあっては地域の運動会や資源回収、花植えや草取りなど市主催の行事等も含めて地域行事やボランティアに積極的にかかわっている姿が見られるのかなというふうに思っております。

学校教育の中でも、触れ合い学習、あるいは伝統行事、伝統芸能等での体験学習において地域の方々との触れ合い、あるいは地域の方々と一緒に活動に積極的に取り組んでいる姿があるのかなというふうに感じております。

一方、中学生でございますが、先ほどの同じ全国学力・学習状況調査の中学生の意識調査の地域の行事に参加していますかというふうなことに回答した「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた割合につきましては39.2%でございます。これは県が57.9%、全国が42.1%でございますので、それより低い傾向にあるというようなことで、先ほど議員が御指摘していた状況が中学生にはあるのかなというふうに感じていただいております。

このような現状を踏まえて、本市の中学校の中にも、子供たちが主体的に学区内の町会長さんとグループでの話し合いを持って、その当該の町内で抱えている課題を大人と子供が共有化

していくというふうな話し合いをしたり、あるいは地域の方と一緒にできるボランティア活動はないのかというふうなことについて議論したりするなど、具体的に取り組んでいる学校がございます。

そのようなことが功を奏しまして、これまでよりも地区民運動会やお祭りなどへ積極的に参加したり、あるいは敬老会でボランティアを行ったりというふうな活動をしたりする姿も見られるようになったと聞いており、うれしく思っているところでございます。

○内藤 明議長 国井議員。

○国井輝明議員 答弁いただいた内容で、小学校、中学校でそれぞれ地域とのかかわりということパーセンテージを示されました。小学校は86%、中学校では39%ということなんですが、ちょっとやはり私は正直疑問に思うところがありまして、やはり資源回収だとは思うんですね、小学校。年に2回くらいあるのかな。育成会での資源回収、また学校単位の資源回収ということで。その資源回収に1回でも参加すれば、地域に参加したか、活動に参加したかどうかというところをイエス・ノーで答えれば参加しますだと割合が高くなると思いますが、やはり具体的に教育長先ほど述べられた町会長と語って情報の共有を図りながらボランティア活動をするということを、もう少し頑張ってもらいたいという気持ちがあったので質問しましたので、現状ではまだ少ないというふうに思っております。

ですので、もし資源回収だったとすれば、正直自分たちの親世代としかかかわりがない。幅広く言えば、その上の年、お年寄りといったら大変失礼です。大先輩とおつき合いすることで、地域とのかかわりというものが強くなると思っております。これは、学力だけではなく、地域の人と、人と接することで、コミュニティー・コミュニケーション、そうした能力も高くなっ

ていくと思いますので、社会で生き抜くためにはそうしたコミュニケーション能力を高めることも必要だと思いますので、あと地域コミュニティの強化ということで、ぜひともこれからもっと進めていただければというふうに思っているところでございます。

私は、先ほど述べたことについて、町会長の会合や公民館の会合でも、若者も参加できる事業展開してほしいとお願いした経緯もありまして、各町会で課題となっていることの一つに、若い世代が地域活動へなかなか参加してくれないことだということでありました。

小学生になればスポーツ少年団活動、中学校になれば部活動で時間がとれなくなり、これに伴って親としても子供たちの活動に密接にかかわっていることから、地域での会合に参加しにくくなっているというのが実情だと思っております。

こうした課題解決のため、教育委員会として、地域参加促進ということへの御協力はできないものなのかお尋ねをさせていただきたいと思っております。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 子供たちの地域参加という課題につきましては、やはり教育委員会のみならず学校含め、そしてこれは地域全体で考えていかなければならない課題なのかなというふうに考えております。

少子高齢化が進む中で、地域社会をどう活性化していくのかと。若い親世代をコミュニティづくりはどう関与させていくのか、あるいはどう取り組んでいくのかということについては、極めて重要な検討すべき課題であるというふうに感じております。

課題解決を学校だけに期待するというのではなくて、子供たちの実態や状況を捉えた上で、地域の持つ課題をどのように解決していくか、あるいはコミュニティをどう活性化していく

かというのは、我々行政も含め地域全体で考えていく必要があるというふうに考えているところであります。

先ほど述べましたように、子供たちが主体的な気持ちで、先ほどの調査では地域に参加しているかという割合のほかに、地域に対する課題意識を持っているか、あるいは地域に何か貢献できるかという項目がございますが、その項目につきましては本市の子供たちは高い数字になっていると感じておりますので、そういった子供たちに活動する場がもっともっと地域との話し合いの中で出てくれば、子供たちが地域に出ていく場、あるいはそれに引きずられて親世代も出ていくという、そういったいい循環ができてくるのかなというふうに思っておるところであります。

先ほど申しあげたような子供たちと大人が話し合いを持って地域の課題について共有化したり、あるいは地域で何のボランティアができるのかということを話し合うことを通して、取り組みが少しずつ進んでおりますので、そういったことを教育委員会としても価値づけ、積極的に後押しをし、そしてその取り組みが全市に拡大していくよう期待しているところでありますので、そのように指導してまいりたいと思っております。

○内藤 明議長 國井議員。

○國井輝明議員 力強い答弁をいただいたなと思っております。ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。我々もしっかりと協力していきたいと思っておりますので、お願ひいたしたいと思っております。

それでは、最後の質問に入らせていただきたいと思います。

学校用の学校での連絡メールについて質問させていただきますというふうに思っております。

私は、先ほどもちょっと申しあげましたが、2人の子供、2児の父として学校関係でかかわることがございまして、子育て世代の意見を多

く伺っているところでございます。最近の話題としましては、寒河江市はとても頑張っているという話題が多くて、とてもうれしく思っているところでございます。

そうした中であっても、子供を育てる親たちはいつも不安に思うこともあるものです。それは緊急時の対応ということなのですが、例えば東日本大震災では、停電でも学校行事が行えるのか、強風等の悪天候でも通学させるのか、不審者の情報をいち早く知らせてほしい等、タイムリーな情報提供を求める保護者は少なくありません。

こういった声に耳を傾け、独自にメールによる一斉送信する取り組みを行っている学校もあるようです。私が調べた中では大きく2つの方式がありました。

具体的に申しあげれば、寒河江小学校では学校独自にシステムを導入し、学校に設置したパソコンから一斉送信する取り組みであります。この取り組みのメリットは、一度システムを購入してしまえばコストがかからないこと。全然とは言いませんがコストがほとんどかからないということ。デメリットとしては、セキュリティを考え、緊急時でも学校に設置しているパソコンでしか送信できないこと。

もう一つの取り組みとして、これは陵東中学校ですけれども、陵東中学校ではマ・メールというスマートフォン等の携帯端末でも一斉送信ができるというものであります。この仕組みのメリットとしては、緊急時でもその場で必要な情報を一斉送信できること。デメリットとしては、セキュリティの保護として業者に登録件数に応じてその費用を毎年支払わなければならないこととあります。そして、このシステム利用に当たっての費用については、父母と教師の会の会費から支出しているというような状況にあるようです。父母と教師の会の収支報告を見ましても大変厳しい状況にあるようですが、ま

ずは市内小中学校での取り組み状況についてお尋ねさせていただきます。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 議員のお話にもありましたように、学校緊急連絡メールにつきましては、災害時や緊急事態発生時の教育課程変更、臨時休校とか授業の変更などの連絡においては非常に有用、有効であるというふうに認識しているところであります。

本市の小中学校の状況につきましては、先ほど議員からありましたように、学校が市販のソフトを購入して緊急連絡メールシステムを実行している学校、それから学校会計とかPTA会費による経費から学校が業者と1年単位で契約をして緊急メールを導入している学校などがございます。親御さんが携帯電話、スマートフォンを本当に持っている時代になりましたので、そういった保護者さんからの要望もあり、学校でもそのニーズに応えながら先ほど申しあげたソフト購入、あるいは業者との契約という形で保護者の要望に応えるよう対応しているというふうに捉えているところでございます。

○内藤 明議長 國井議員。

○國井輝明議員 ただいま各学校単位で保護者のニーズに応える形でということと、そうした学校もあるということとでございますので、やはり学校単位での活動、取り組みということになると思います。

いろいろ今、教育長の答弁の中で、今の世代は大体タブレットとか携帯とか、そういったものを持っている状況にだんだんなっているということでしたが、やはり持っていない方ももしかしたらいるかもしれませんが、そうした課題もあるかもしれませんが、私としましても、市内どこの学校に通っても、同じサービスで同じような安心感が得られるということは必要であるというふうに思っております。

共通システムを利用できるように予算措置し

て取り組んでもらいたいというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 緊急連絡メールシステムにつきましては、大変有用性が高いというのは御指摘のとおりだと思います。ただ、市全体で共通システムを構築していくかということについては、さまざまクリアしなければならない課題もあるのかなというふうに思っております。

1つは、保護者の情報受信が携帯電話、スマートフォンだというようなことで、受信に係るパケット料金といますか、料金が発生したりするということがございますし、メールアドレスを公開する必要性から個人情報が流出するのではないかなというふうな懸念などもあり、全員から確実に加入していただけるのかという点がございます。先ほど議員からございましたように、全ての方が持っているとも限らないというふうなところもあるのかなと思います。

また、2つ目は、学校の現有教員の体制の中で緊急情報をどの時間帯でも迅速に送信できる体制が本当に可能であるのかというふうなこと。また、受信側、保護者にあっても、常に受信できる状態にあるのかというふうなことも考えていかなければならない点なのかなと思います。

3つ目は、非常災害の被害が特定のエリアで発生した場合にも、臨時休校とか授業変更の情報を市全体共通のものとして全ての保護者に緊急連絡メールを発信するということが本当に必要なのかということも吟味していかなければならないのかなと思います。

校長会等では、豪雨あるいはそういう自然災害のときの休校につきましては、中学校学区を1つの単位として共通認識しながら、その中で対応しているということがありますので、そういった現状を踏まえたと、全ての市内全員に同様の情報を提供するということがどうなのか

なという点も考えていかざるを得ないのかなというふうに思っているところでもあります。

これ以外にもさまざまあるのかなというふうなことで、いずれにしても市内同一サービスの導入に当たってはこれらの多くの課題に対して慎重に検討を加えるとともに、それを踏まえた十分な準備というものが不可欠なというふうに現段階では感じているところでございます。

○内藤 明議長 國井議員。

○國井輝明議員 答弁の中でいろいろ課題があるということで、やはりパケット通信料、受ける側も費用がかかってしまうということ、また個人情報流出、もちろんそうであります。

また、ちょっと私の感覚と違うところもあったんですけど、要は一斉送信といっても教育委員会から一斉に全部同じ情報ではなく、システム導入ということは、学校単位にすることによって、学校単位の判断で送信すればいいだけの話であるというふうに思いますので、その辺も含めて教育長の答弁ではちょっとしっかりと考えていきたいというように私は前向きに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

こうしたシステム導入については、いろいろ本当に課題も多いかと思っておりますけれども、しっかりと、例えば各保護者に対してのアンケート調査、意識調査なども行うなど対応など考えていただきながら、寒河江市の児童生徒がしっかりと学校で学んで、そして登下校できる環境整備というものを整えていただきたい。そんな思いを最後に述べさせていただきました。私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

渡邊賢一議員の質問

○内藤 明議長 通告番号4番、5番について、4番渡邊賢一議員。

○渡邊賢一議員 社会民主党、市民クラブの渡邊賢一であります。

多くの市民を代表いたしまして、無党派議員の1人として御質問をさせていただきます。

まず、市長の市政概況報告でも触れられておられましたけれども、去る5月19日に行われました本市第1号の統合中学校である陵東中学校創立50周年記念式典、全国、東北の合唱コンクールにおきまして過去に功績のありました5組の個人、団体の有志同窓生が講師となって記念公演とスペシャルコンサート、またつつじまつりのオープニングとなる全校合唱記念コンサートが盛大かつ成功裏に終了することができたと報告されております。当日は曇り空でつつじまつりのイベントも天気が心配されておったんですけれども、生徒の皆さん、学校関係者、保護者、地域の皆さんの願いが届き、すばらしい全校合唱のハーモニーを響かせることができました。私も関係した1人として、市当局の皆様、御尽力に敬意と感謝を申しあげる次第であります。

さて、今シーズンの露地さくらんぼの収穫も始まり、あしたは観光さくらんぼ園の開園式も予定されているところであります。

きのう、私は研究機関である園芸試験場で研修を受けてまいりました。山形C12号、先ほど工藤議員からもありましたけれども、平成9年から開発されて21年かかっているということでありまして、過去に県の園芸試験場が柴橋にあり、西根に来て、今は島につくられた研究機関でありますけれども、そのところをやっぱ感じてまいりました。

昨年発刊された「寒河江のさくらんぼの歴史」の中で、著者の宇井 啓先生はこう書いているんですけれども、「日本一さくらんぼの里寒河江として名実ともに誇れる特産地になったのは、先人の新しいものに興味を持って研究する情熱である」というふうに書かれております。

150年前の明治維新後、市内の内楯の井上勘兵衛氏が1874年、明治7年に単身北海道に渡り、桜桃の苗木を3本分けてもらって寒河江に持ち帰り、独学で栽培を始めた。何度も何度も失敗したんですけれども、10年間試行錯誤を繰り返して、やがて違う品種を交配させることによってやっと実をつけるようになったと。これは、私たちが忘れてはならない先人の偉業でありまして、改めて感謝をしたいというふうに思っています。

さて、今回は、市民から要望の多い事業について、特に重点事業に掲げながら残念ながら遅々として進まないハード事業、整備基本計画策定の先送り、PFI等による民間企業参入の検討などで、本市の第6次振興計画における前期アクションプランの内容について、特に計画変更され続けている未来志向のまちづくりの課題につきまして御質問をさせていただきたいと思っております。

もう一つは、このたび市民団体より核兵器廃絶に向けた核兵器禁止条約の署名と批准を求める請願、これが出されているわけですが、恒久平和を目指す平和都市宣言を行った本市の平和祈念事業関連事業につきまして、以上2点の質問通告をさせていただいておりますので、順次質問させていただきます。どうか誠意ある御答弁をお願いする次第であります。

まず最初に、通告番号4番、未来志向のまちづくりに向けた「さがえブランド力」向上推進についてであります。

市長は、今年度の施政方針の中で、ブランド化については地域の魅力を高めて人口増や地域経済活性化につなげるため、商工や農林、観光、文化といった各分野での資源を磨き、または新たに創出し、さがえブランドまでに高めていくことが大変重要であり、そのための各分野でのブランド創出の取り組みを総合的に施策として企画・調整するさがえブランド戦略室を設けて

推進していくんだというふうにありました。これで、ハード・ソフトの両面からこの事業を進めているわけですが、観光拠点のチェリーランドについては、一昨年度のアンケート調査、昨年度ワークショップを行って再整備計画を策定する予定だったわけですが、残念ながら先送りをされました。

2017年度予算要求の我々に資料が出された150万円も、最終的には査定でゼロになったと聞きしております。

市民からは、いつまで延期するんだと。老朽化した施設のリニューアル、特に観光客の使用頻度の高い公衆トイレの更新、例えば高速道路のサービスエリアにあるような多機能型トイレにしたりしてほしいというふうに要望がございます。また、現地での関係者のお話を聞きますと、トイレの自動ドアが壊れたんだということなどもあって、修理の要望などがございます。緊急性の高いものについては、計画策定前に整備をしていただきたいという声がございます。

今後、チェリーランドの再整備を市長としてどのように進めていくお考えなのか御所見をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 チェリーランドの再整備については、既にお示しをしている行動計画の中で平成30年度に再整備計画を策定するということは明記してあるわけです。ただ、おっしゃるように、渡邊議員が一昨年9月に御質問した際には、29年度中に作成するというのを答弁申しあげました。ところが、いろいろ我々のほうで整備を進めていく中で、当然のことながらハード事業については国の交付金なども念頭に置きながら事業を進めていかなければならないということになりますので、その際にはみどりの基本計画というものを、全体が公園ですから、公園の整備を進めていくには、みどりの基本計画というものが策定がなければそういう交付金の

事業の対象になって整備が進まないということでありましたから、まず29年度にみどりの基本計画を策定するというにいたしました。

そういう関係で、30年度にチェリーランドの再整備計画は1年繰り延べをしたというふうになっています。

それで、現在みどりの基本計画については、ほぼ計画がまとまりつつありますので、近々議会の皆さんにも案をお示しして、そしてその後にパブリックコメントなどもさせていただいて、策定をして、その前提で再整備計画に向かって取り組んでいくという計画でありますので、そこら辺は御理解をいただきたいと。いつまで計画を先延ばしするんだということについては、既にこれを議会のほうにも示している。示しておりますから、そこは御理解いただきたいというふうに思っております。渡邊議員、御存じの上での御質問だというふうに理解しております。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 今、市長から御答弁いただきましたけれども、みどりの基本計画ということで、昨年度も私、質問したら、チェリーランド構想もそこに含めるんだというふうなことで伺っております。

しかしながら、今お聞きしましたけれども、みどりの基本計画については今まとまりつつあるんだというふうなことでありまして、そこにアンケート調査結果とかいろんな資料が出されてくるんだというふうに思うんですけれども、私は緊急性の高いものとかは、今、市長に申しあげたのは、その構想、整備計画をというところを待って何年度からというふうにするんじゃないかとということで申しあげたわけです。（「議長」の声あり）

○内藤 明議長 ちょっとお待ちください。（「質問させていただいていいですか、議長」の声あり）

り) 渡邊議員、続けて。(「しつこく聞いたよ、何回も同じことを」の声あり)

○渡邊賢一議員 いいですか。

そういったことで、私どももぜひそこは理解しているつもりです。

そこで、チェリドームの話になるんです。これも前回は申しあげたわけですがけれども、チェリドームの調査も行ったんだと。再利用についても、これはいろんな検討があると。ニューズなんかもいろいろ調べていくんだというふうな御回答でした。

私どもも、このチェリドームについては非常に目立つ建物でありまして、せっかくの円錐形の巨大シンボルも、もったいないと、観光客からも、地元住民からも言われているわけがあります。特にさびが目立ってきておって、この前の議会報告会の席上で市民の方からもお話があったわけですがけれども、何でペンキ塗りもしていないんだと。ペンキも塗れないような状況などがまるで露呈しているんじゃないかというふうなこと、残念ながらさがえブランドのイメージダウンにつながっているんじゃないかというふうなことをおっしゃっていました。私も同感であります。これらについても早急な対応が急務であると思っています。

解体撤去とか、あるいは再利用というふうなことで市長も御検討されていると思うんですけども、ぜひここについては過去に提言させていただいた内容なども含めて、専門のプロジェクトチームなどで我々のほうにもぜひ形を示していただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 チェリーランドについては、先ほど渡邊議員から御指摘がありました。全体としてオープンしてから25年以上たっているというふうなところで、施設についても老朽化が進んでいるところがあるわけです。そういう意

味で、株式会社においては物販部門をこのたびリニューアルして、中のトイレなんかもきれいにしてエレベーターもつけるというリニューアルをしていただきました。

そういうところで会社のほうから指定管理もしていただいておりますけれども、指定管理のほうからも、外のトイレなどについても何とかという、御指摘のような話があります。

それから、チェリドームについても、私は特にこれからさくらんぼの時期なのでしょっちゅうあそこを通るわけなので、通るたびに非常に心が痛んでいるわけでありまして、御指摘のように全体の計画を今年度中につくっていきましても、その中でも早急に対応していかなければならない、今申しあげたような施設ですね。そこはやはり一番最初に取り組んでいかなければならないというように考えております。

特にあの外のトイレなどについては、下のグラウンドゴルフの利用者の方からは本当は下にもトイレをつくってほしいというような声がいっぱいあるので、そのトイレを設置可能かどうか検討しているわけでありましてけれども、あの上のトイレなどについても入り口をあっち側にもつけるとか両方つけるとかということもできないわけではないかと思っておりますけれども、そういうふうなところで利便性を高めていくリニューアルということをやっぴり優先的に取り組む必要があるのではないかと思います。

そういう意味では、渡邊議員のおっしゃる趣旨については十分我々も認識をしております。それで目的は一緒の方向だというふうに思いますので、そこら辺は御理解いただきたいなと思います。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。市長と私も同感でありまして、通るたびに心が痛むというところは地域住民一緒だというふうに思います。

ぜひここは魅力ある観光拠点として、さらに充実を図っていききたいと御決意もいただいたわけですが、未来都市像の中でも観光振興の最重点課題だと、整備していききたいというふうなことでありますので、ぜひそこは力強く進めていただきたいというふうにお願いしたいと思っております。

続いて、2番の長岡山の寒河江公園再整備についてでございます。ここはアクセス道路、南ルートはおかげさまで整備されているわけですが、北ルートについて御質問をさせていただきます。

これについては、長岡山なんですけれども、ベストセラーとなっている「やまがた百名山」。県のみどり自然課が監修したものでありまして、いわゆる里山も含まれているわけでありまして、これを見ると、花の山、祈りの山、暮らしの山、憩いの山として編集されたすばらしい本でございます。先日からNHK山形でも特集を組んで放送されているようですし、非常に県民の関心も高いわけです。

これについて、信仰の山、葉山は登録されたわけですが、残念ながら我々のランドマーク、長岡山が登録されなかったということがあります。ちなみに、隣の天童市の舞鶴山は登録されておりますけれども、非常に多くの市民はとても残念なことだと感じておられます。PRが不足していたのではないかとというふうなこともあると思っております。

また、前年度は先ほどありましたみどりの基本計画策定とそれに基づく整備ということであったわけですが、ぜひ長岡山が不動の位置にあってほしいなというふうに思っているところであります。

さて、このアクセス道、北ルートにつきましては、現在のところ未定のままでございます。せつかく南ルートを整備していただいて、今陵南、陵西のほうの地域住民の皆さんは非常によ

くなったというふうな声が聞こえるわけですが、残念ながらこちらの陵東側からはぐつと迂回しなければならない、山の反対側とかを回って行かなければならないような状況がございます。

それで、文化センターや市民体育館、市民プール、合宿所などとのアクセスがさらに格段によくなるわけでありまして、この北ルートの整備について早期に行うべきと考えるわけでございますけれども、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江公園の再整備ということで、平成26年につつじ園の整備、そして27年から29年、3年かかりましたけれども、公園南側にアクセス道路をつくったと、完成したということでもあります。念願でありました県道からの大型バスの乗り入れが可能となったところであります。

とりあえずのつつじまつりの状況で、大型バスの乗り入れ、29年は27台、30年は41台ということで、やっぱりアクセス道の効果があるのかなというふうに感じております。まだ完成したばかりということでもありますから、さらに我々もいろんなところでPRをさせていただきながら乗り入れを多くしていければというふうに思っています。

そういう効果があるということで、北側にもアクセス道路ということで、基本計画にも示しているところであります。おっしゃるように北側からのアクセスがよくなれば、非常に112号からの誘導も大変容易になるということで、公園への周遊ルートというんですかね、それが十分可能になるということでございます。南側も経費がかかったというか、交付金などもあって3年間要しましたから、北側もということであれば補助事業を活用していかなければならないというふうに思っているところであります。

今、行動計画の中でも、32年までの寒河江公園に整備についてお示しをしておりますが、まず公園内の各エリアの整備を優先させていただいて、その後に北側のアクセス道路の整備をしていくということで、できるだけ補助事業をうまく活用しながら、住民の皆さん、地域の皆さんの御期待に応えられるよう頑張っていきたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊議員。

○渡邊賢一議員 午前中に引き続き質問させていただきたいと思っております。

午前中にも、市民の健康志向、健康づくりでいろいろな運動、筋力トレーニングをやって老後に備えるというふうなこともありましたけれども、次の質問は野球場、陸上競技場の整備についてでございます。

市民アンケートや都市計画マスタープランの見直しに係るアンケート調査など、平均してどの地区でもスポーツ施設の整備がまだまだ不十分というふうな回答がございます。特に次世代の中学生、高校生の学生アンケートのベスト3にランクインされているのが、まさに未来の都市像でスポーツが盛んなまちでございます。

これは、過去に御質問させていただきましたけれども、第6次振興計画の前期アクションプランの中でも、市長は何とか優先順位を上げていきたいと。市長の公約にもございますこの課題についても、しっかりと前に進めていきたいという御決意もいただいているところであります。

しかし、残念ながら、今のところ全く市民の前に具体的なビジョンさえ出されていないとい

うところが現状であります。

市民体育館は床の張りかえでリニューアルされ、市民テニスコートは3回コートの更新がなされたそうです。なぜ、野球場と陸上競技場だけが放置されているのか理解に苦しむと競技団体、関係者からも声が上がっているわけでございます。

都市計画マスタープランどおり、柴橋地区の拠点施設整備も明記されているわけですので、現在の2つの施設について、市長としての私は政治的な御判断が必要ではないかということで、御決断すべきときが来ているのではないかとこのように感じている一人であります。市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 あの2つの施設、野球場と陸上競技場と、こういうことですが、寒河江公園の再整備の基本計画の中では、陸上競技場の部分については多目的広場ゾーンと、こういうふうに位置づけられて、その広さを生かしたヘリポート機能を備えた救助活動の拠点として利用可能な多目的な広場として整備をしていくと、こういう考え方があるわけでありまして。

そして、野球場については、施設更新を行って幅広い市民の利用を促進していくということになっております。平たく言うと、陸上競技場は陸上競技場としてのスケールがなかなか基本的に今のエリアではとれないということがあって、多目的な広場として活用していきましょうと。野球場については、改修をして、リニューアルをして現在地で整備をしていきましょうというような、整備計画は考え方になっております。

ただ、御案内のとおり、御指摘のとおり、振興計画の前期の行動計画の中では具体的な整備の見通しを立てておりませんので、それはどうということかということ、後期の行動計画の中で整備の方針を決めていく、整備をしていければそ

ういう方針を明記していくということになるろうかと思います。

今のその見直しの再整備計画上はそういうふうになっているところでありまして、政治的に首長がリーダーシップをとって整備していくべきではないかと、前に進めるべきではないかというような御指摘でありました。私もそういう意味で、私の公約などにも一部掲げてあるところでありますので、ぜひここはそういう意味で野球場、そして渡邊議員が力を入れている陸上競技場の整備については、何らかの形で実現に向かっていけるようにしていければというふうに思っているところであります。

ただ、野球場はさっき申しましたとおり、計画上は現在地に改修をしていくというのが基本的な今のところの考え方になっております。ただ、陸上競技場は現在地に400メートルのトラックを、公認のコースをとるということは御案内のとおり現実的に難しいわけでありまして、ですからほかの400メートルの公認のコースの施設をつくるということになると、他の地域にそういうものを整備していかなければならないというふうになるわけでありまして、そういったところについてはいろいろ今検討しているところであります。できるだけ行動計画の見直しの中で具体的に示してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。

市民からは、町なかのマザーズというのも非常に重要だというのはわかると。でも、郊外のランナーズ、あるいは野球少年、サッカー少年、ジュニアアスリートたちのやっぱり活躍できるそうしたステージを早期につくっていただきたいというのが声としてありますので、ぜひここも継続課題としてぜひ進めていただきたいと思っています。

さて、次の花木の植栽についてでございます

けれども、観光客や市民からは最上川ふるさと公園と二の堰親水公園、チェリーランドを結ぶ中継点として、まさに寒河江公園、長岡山は桜、ツツジ、コスモスに続く花回廊、年間通じて楽しめる安らぎと潤いのルートをぜひここにもつくってほしいというのが要望であります。

他の自治体にはない本市の一つの点を線で結ぶコースがつくれれば、花の観賞、花木の観賞だけでなく、将来的にジョギングコースやウォーキング、サイクリングコースなどをつくっていけるわけでありまして。加えて、さくらんぼマラソンやツール・ド・さくらんぼなどにも寒河江公園が活用できるというふうに思っています。

まさに未来志向のまちづくりに直結する課題でありまして、この計画でいきますと2020年度に花木林の整備ということで計画がございます。現在の公園に行ってよく見てみますと、特に散策路を整備したところはまだまだ花を植えたりする余地がたくさんありまして、そこに年間通じて花を楽しめる、そうしたものを植栽してはいかがでしょうかというふうな声が上がっておりますけれども、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり寒河江公園は本当に市民の憩いの花咲か山というにふさわしい山だというふうに思いますし、そういう意味で花木林のゾーンというものを整備計画の中に設けて整備していくということにしているわけがあります。

御指摘のとおり、今の行動計画の中では平成32年、2020年ということで予定させていただいておるわけでありましてけれども、そういう行政的な整備のみならず民間の方々などの力もいただいております。先般も、寒河江ロータリークラブの皆さんからツツジの植栽もいただきましたし、また去年の秋には議員の方からも参加を

していただいて、伐採などの協力もしていただいたということで、まさに市民挙げて山の整備をしていただくような状況もできつつあるというところでもありますので、できるだけ2020年と言わずに来年などに整備ができれば前倒ししてでもそういう整備を進めて、寒河江の新たな観光名所として充実をしていきたいと考えております。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ぜひこの点についても市民との協働事業ということで、花いっぱいのもちづくり、112号のバイパスだけでなく、ぜひこの花咲か山、長岡山について、市民のお力をおかりして、民間の皆さんのお力もおかりして整備できればというふうに思いますので、ぜひ進めたいと思っています。

続いて、質問に入りますけれども、二の堰親水公園及び遊歩道改修の整備についての質問でございます。

これも前回質問したところがありますけれども、農林水産省で選定した疎水百選の寒河江川用水の一つである二の堰については、県営水環境整備事業において延長約1.5キロメートルの遊歩道も含めて整備をしていただきました。

しかし、これまで利用していた二の堰沿いの特に左岸の農道については機能が喪失して、その結果としてくし状の袋小路になってしまった箇所がございます。過去に市長からは1カ所というふうな御答弁もいただいたわけですが、よく見てみますと数カ所に上っているわけです。反対側から二の堰に橋をかけて橋を渡ってこなければならなくなったところとか、耕作には非常に不便なところがございます。最近では耕作放棄地が目立っているところでもあります。

この地でC12号を含めてさくらんぼ栽培をやっているかどうか、つや姫、雪若丸の栽培をしようかなんていうふうなことで、新たに配

置された農地利用最適化推進委員の方々がいろんな形で声をかけるんですけども、あそこは非常に不便でだめだというふうなことで、農家の皆さんからは、若い後継者からは敬遠されているのが実情でございます。農地が点在して非効率になっている、あるいは農道が袋小路、道路に接していないのであれば、軽トラや農業機械が常にUターンをしなければならず、借り手がないという今の状況でありまして、ぜひ遊休農地の解消、担い手への農地の集約化と果樹、山形C12号や紅秀峰など拡大をしていくためにも、この障害を解消しなければならないと思うのでございます。

せっかく二の堰沿いの除草とかいろんな形でボランティアの方があそこを整備しても、その隣の遊休農地、耕作放棄地で草ぼうぼうの状態では、非常にさがえブランドが損なわれているというふうに思うのでございます。

それを解消していくためのメニューがあるのではないかとということで、私もこれまで農林課さんのほうに伺いながらいろんな手法をお聞きしたわけですが、農林水産省の多面的機能支払交付金、この対象にもなるのではないかとというふうな、これは補助率100%なわけですが、残念ながらこの地域については対象外と言われております。

二の堰沿いの旧農道の原状回復、あるいは機能代替の整備、これらにつきまして、これについては新たに着任された農林課長の専門分野だともお聞きしているのでありますけれども、改めまして市長の御所見をお伺いしたいというふうに思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 渡邊議員今御指摘ありました二の堰親水公園一帯、大変景観がすばらしい地域でありますので、我々としてもその景観を大事にしながら、そして農業を営んでいる方が農業が成り立つような地域にしていかなければな

らないというふうに思っております。

御指摘の二の堰沿いの東側の農道については、去年の3月にもお答えしているわけですが、もともと道路としての用地ではなくて二の堰の管理用に設置をされていた幅2メートルほどの通路を農家の方が利用していたものというふうにも聞いているところでございます。袋小路になっているということで、議員からは1カ所だけではないよというような御指摘もいただきましたが、さらに現在の農道の不便な状況があるということで、何とか解消してほしいという要望が強くあるわけでありませう。

そういったところを踏まえて、一つの手段として、二の堰沿いに農道を設置できないかというようなことで検討してきたところでありますけれども、用地の確保あるいは整備に必要な費用を受益者に負担していただかなくてはならないなどという課題があつて、現在のところは実現にはまだ至っておりません。

しかしながら、不便で農地の維持に支障を来すというようなおそれがあるわけでありませうので、ここはやっぱり再度改めて地元の方々と相談をさせていただきながら、取り組みの実施に向けて調整を進めていきたいというふうに思っているところであります。

御指摘のとおり、補助事業などもなかなか今の状況では該当ならないような状況もあるわけでありませうけれども、知恵を絞りながらそこは前に進めていけるように努力をしたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。今、力強い御答弁もいただいたわけですが、これについては袋小路等で現場で困っている農家、あるいは耕作放棄地で景観が損なわれているせつかくのこのさがえブランドが傷ついている現状、私もそこは共有しながら、市民の皆さんと当局の皆さんの間に入りながらも、ぜひここを

改善していく決意でございますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、通告番号5番の世界の恒久平和に向けた平和行政のさらなる推進について質問させていただきます。

隣の朝鮮半島情勢、和平に向けた情勢が毎日のように報道されているわけでありませうして、私は国内の、あるいは市内の平和祈念を事業として進めていくべきではないかというふうにこれまでも御提言させていただきました。

1つ目は、市民平和祈念式典、コンサートなどについての御質問でございます。

1984年、昭和59年に制定されました本市の平和都市宣言の理念を具体的に後世に伝えていくためにも、一歩も二歩も前に進めていくべきではないかというふうに思っています。

具体的には、市主催の市民平和祈念式典、平和コンサートなどを主催して、ここに市民の皆さんの多くの平和に向けた心を結集させてはいかかかというふうに思うのでございませう。ここは施策について、総合的企画事業という分野でありませうして、これまた新任された企画創成課長の手腕を発揮していただかしながら、先進自治体での御経験を生かしていただきたいというふうに思っているのでございませう。

改めまして、この課題について平和首長会議のお一人であります佐藤市長の御所見をお願ひしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平和祈念事業について御質問いただきましたが、渡邊議員からはこれまでも平和事業に関する御質問をいただいているわけでありませう。その都度お答えをしておりますので、重複する部分があるかというふうに思ひませうけれども、改めてお答えさせていただきたいというふうに思ひませう。

先ほども御指摘がありませうましたが、寒河江市は昭和59年に平和都市宣言を行つて、これも今御

指摘がありましたけれども、平成25年には核兵器のない平和な世界を実現することを目的に平和首長会議に加盟をして、市民の平和と安全の確保を第一に市政運営を行っているところでございます。

平和に関する事業というものについても、これまでさまざまな機会を捉えて実施しているわけでありまして。具体的に申し上げますと、当然戦没者追悼式はもちろんでありますけれども、子供たちあるいは戦争の全く知らない人たちに対していろんな状況を教えていくということが大変大事だろうということで、寒河江の図書館において、図書館まつりなどにおいて戦争体験談を聞く集いでありましてとか、戦争と平和を考える親子アニメ鑑賞会などもさせていただいております。また、平成27年には終戦70年記念パネル展なども実施をしてきたところでございます。

また、毎年これは実施しておりますけれども、国際交流協会の主催で国際交流パーティーというのを実施しておりますが、これはNPO法人の国際平和まつりYAMAGATAから御協力をいただいて、平和の趣旨に沿った内容に取り組みをさせていただいているところでございます。

これも国際平和という観点からいくと、トルコ生活を味わう会などもさせていただいておりますけれども、国際平和を祈念する趣旨ということで取り組みをさせていただいております。

御提案は市民平和祈念式典、コンサートの開催ということでございましたが、より多くの皆さんに平和への思いを届けるということは大変重要なことだというふうに思っておりますので、これからどういうふうにしていけば実施することができるかどうかなども含めて検討していくべき課題もあろうかと思っておりますので、その辺のところをこれから研究していきたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

地域の市民団体でつくる平和事業については、市長も御案内のとおり反核平和の火リレー、これは広島から火を採取して山形に持ってきて県内の自治体を縦断するというイベントでありますし、あと原水爆禁止の平和大会、これについても1市4町で輪番で、ことしは西川町が順番になりますけれども、そこで地域の皆さんとともに平和に対する祈りをささげている事業であります。先進の特に山形市などで行っているこうした式典やコンサートなどをぜひ目標というかモデルにしながら、ぜひ本市でも可能な形で取り組んでいただきたい。このことも継続して御検討をお願いしたいと思っております。

次の質問です。戦没者遺族会への支援についてでございます。

けさの山形新聞の社会面のほうにも県遺族会の護国神社にある会館が老朽化してだめだということで、解体することが決まったというか、それによって、中に保存されていた貴重な戦地とのやりとりした手紙なども、どうしたらいいんだろうということで問題が訴えかけられておったんですけれども、こうしたものに関連しまして、旧町村、寒河江市ができる前の町村時代から引き継がれた戦没者名簿というのは、各旧寒河江町とか西根村などにあったわけですが、これも今現在各地区の遺族会が保管をして大事にしているということなんですけれども、将来的なこの保管とか整備、保存については、市の支援が本当に必要だというふうに言われております。

公文的なこういう文書についての保管について、本来私は市の管理で行っていただくことが必要だというふうに思っています。各地区遺族会の皆さんは90代以上という方も多くおまして、高齢化によって、各地区で慰霊祭などが

行われているわけですが、この運営にも困難を来しているとお聞きしております。

これまでも本市のほうからの支援があったと思いますが、今後ともここについては全面的というか、多くの力を擁していただきたいと、かけていただきたいというふうに思うのですが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 戦没者の方々の名簿について御質問をいただきましたが、戦没者の方の記録については、国や県では名称を兵籍簿として所持をして、旧海軍の軍人の方については国で、旧陸軍軍人の方については県で保管して写しの交付、あるいは閲覧のサービスなどを行っているというふうになっております。

一方、戦没者の名簿については、作成についての法律の定めはないということで、各地区の遺族会などが自主的に作成、保管しているということになっております。ですから、記録の様式とか記録内容もさまざまというふうになっているようです。

各地区の戦没者名簿には御遺族の方の現住所、あるいは現在の状況などを記載しているものもあるというふうに聞いています。

市といたしましては、市全体を網羅する名簿がなかったということから、平成27年に戦後70周年を記念して市史編さん室及び各地区遺族会からの御協力をいただいて、戦没者の氏名、本籍、戦没年月日及び戦没地を記録した戦没者名簿を作成したところでございます。それ以降、市の追悼式におきまして、この戦没者名簿の奉呈を行っているということでございます。

今後におきましても、市遺族連合会のほうとも十分連携のもとに、戦争で犠牲となられたみたまに哀悼の意を表しながら、平和な社会の構築を図ってまいりたいというふうに思っておりますので、市としてこの遺族会の方々とどのような連携ができるかどうかなど、改めて相談を

させていただきながら、そういう保存などについても検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ここにつきましては要望になりますけれども、ぜひ御支援のほうをさらに充実させていただきたいと思います。

さて、最後の質問になりますけれども、ウというか3つ目の(3)です。子供たちの広島・長崎・沖縄派遣について、これも継続課題なのですが、新教育長のほうに御質問させていただきたいと思います。

これについては、他の自治体が行っている先進事例を参考に、本市の独自事業も進めさせていただきたいということで、二度、三度と御提言をさせていただいているものでございます。

今年度に当たっては、予算要求されたんだそうですが、査定で最終的につかなかつたと前教育長も残念がっております。ここについても、ぜひ市長、教育長のリーダーシップとトップマネジメントを示していただいて、何とか将来、未来を担う子供たちにこうした平和のとうとさを学ぶ機会をつくっていただきたいというふうに思います。

修学旅行では寒河江高校などで取り組まれているということでありまして、中学生、小学生の段階で、何とか代表団を送ることができないのかということで、軽部新教育長の御所見をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 渡邊議員御指摘のとおり、今世界の恒久平和につきましては、誰もがこいねがうものでありますし、やっぱり子供たちのためにこれは引き継いでいかなければならない大切なことだなというふうに認識しているところであります。

唯一の被爆国である我が国の広島・長崎について、あるいは第二次世界大戦で戦場になった

沖縄についてもしっかりと子供たちに学ばせていくということは大切なことだなというふうに思っております。

議員から御指摘がありました平和教育事業の一環としての派遣についてでございますけれども、平和教育について、市内の小中学校における教育の一例を申しあげれば、国語科の授業の中では戦争に向く父親を描いた物語文について読み味わうといったような学習がなされていたり、あるいは広島原爆ドームが世界遺産に指定されるまでを論述した論説文を読解したりするなどの学習が進められております。

また、社会科の授業では、小学校の高学年あるいは中学校において、沖縄の戦禍あるいは広島・長崎への原爆投下については資料をもとに学習したりする授業が行われており、戦争やその歴史的な背景について理解を深めさせるだけではなく、平和を守り平和を尊重するという意識をしっかりと醸成していくという取り組みがなされているというふうに思っているところでございます。

感性豊かな子供たちにとっては、教科書や資料で学習したことを実際にその出来事が起こった現地に赴いて、遺跡あるいは建造物を見たり、現存する資料を読んだり、あるいは生存なさっている語り部の話に耳を傾けるなどは、平和への理解を深めるだけでなく、子供たちの心にしっかりと平和の大切さを刻むという意味では大変重要なことであるというふうに認識しているところであります。

以上のことを踏まえながら、本市としましては、先ほど御指摘があったように他の自治体の先進事例、あるいは各小中学校のニーズなどもお聞きしながら総合的に考え、平和学習についての平和事業については引き続き研究してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ぜひ教育長、バトンタッチになったわけですが、この思いというものはしっかりと引き継がれていると思いますので、子供たちへの平和教育の一環としての現地の視察、派遣について、ぜひ前に進めていただければというふうに思います。ぜひ予算もつけていただきたい。重ねてお願いをしたいと思います。

さて、結びとなりますけれども、先ほど来、市長からもありました1984年、昭和59年に制定された本市の平和都市宣言をもう一度読み返ささせていただきまして、私の質問を終わりたいというふうに思います。

「みどり豊かなふるさと寒河江を核の黒い雨で汚してはならない。

市民のしあわせなくらしと永久の平和を守るためにすべてのひとびととともに非核三原則を堅持し核兵器の廃絶を求め全市民のかたい誓いとして平和都市宣言を行う」。

以上で終わります。ありがとうございました。

遠藤智与子議員の質問

○内藤 明議長 通告番号6番、7番について、6番遠藤智与子議員。

○遠藤智与子議員 本日最後の質問となります。1時間、どうぞおつき合いよろしく願いいたします。

私は日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下、佐藤市長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、通告番号6番、国民年金について伺います。

2016年秋、年金制度改革法案が可決されました。この法案は別名年金カット法案と呼ばれ、物価が上がればそれに伴って年金受給額も上がり少なくともそれまでの生活水準は維持できるという期待感を裏切るものとして、大きな批判

を集めました。

年金には、物価や賃金の変動に合わせて支給額を改定する物価賃金スライドという仕組みがあります。これまでは物価が上がり賃金下がった場合でも、前の制度では年金は据え置きにとどまっていた。しかし、年金カット法案では、より低いほうの賃金に合わせて給付が引き下げられます。物価が上がっているのに年金は切り下げられてしまいます。物価も賃金も下がった場合はどうか。以前は物価に合わせて引き下げられました。ところが、今はより低いほうに合わせて引き下げます。物価がマイナス1%で賃金がマイナス2%の場合、年金は2%引き下げられることとなります。これまでも物価と賃金がプラスで、賃金のプラス幅が小さい場合、低いほうの賃金に合わせて改定してきました。しかし、賃金がマイナスになったときは年金までマイナスにはしてきませんでした。ところが、今はこうした歯どめも取り払い、物価と賃金の変動がどうなろうと、ひたすら低いほうに合わせて年金を抑え込むものになっています。

また、年金を抑制する仕組み、マクロ経済スライドが強化されています。マクロ経済スライドは、物価、賃金が上がっても少子高齢化による年金財政への影響分、調整率イコール0.9%前後ですが、これを差し引いて年金の伸びを抑える仕組みです。当時の政権が2004年、100年安心とって導入したものであります。

ただし、高齢者の生活の安定に配慮して、マイナス改定にはしないことがルールとなっておりました。そのため実施できなかった分を翌年度以降に持ち越し、物価や賃金が上がったときまとめて実施できるようにします。これによって年金抑制は事実上中断なく実施することが可能になり、物価が上がったときでも未実施の調整分によって年金が上がらなくなるのです。

このような変化の中、私の周りでも今の年金

では生活できない、苦勞して支払ってきた掛金が満額もらえるようになるのはいつなのか。60歳での受け取りが65歳になり、さらに70歳からとする動きがある中、不安で仕方がないとする人々がふえております。

申しあげるまでもなく、国民年金は国の制度であります。だからといって声も上げず何もしないで見ているだけでは、私たち地方自治に携わる者に課せられている市民生活をよりよいものにするための責任を果たせなくなる危惧を感じます。実際に行動している朝日町の議会の活動も示しながら、私たちにとって国民年金とはどのようなものなのか考える機会ともなれば、そう思い、質問するものであります。

まず初めに、このような国民年金制度の状況をどう感じておられるのか、市長の見解を伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 遠藤議員から国民年金の現況、状況をどういうふう考えているかという御質問であります。

改めて申しあげるまでもありませんが、国民年金というのは昭和34年の11月に創設され、昭和61年度からは公的年金制度に共通する基礎的な給付について、基礎年金制度が導入されているわけであります。

さらに、平成22年の1月からは日本年金機構が設立されて、国からの委任、委託を受けて一連の運營業務を担っているわけであります。市町村においては、法定受託事務として基礎年金請求手続の受け付けなどを行っているところでございます。

また、平成16年には、保険料の上限を固定して、その範囲で年金の給付水準を自動的に調整する仕組み、いわゆる先ほど御質問にもありましたがマクロ経済スライドが導入されて、現役世代の人口減少や平均余命の伸び率が年金額の計算に組み入れられるというふうになっている

ところでございます。

御質問の公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法の一部を改正する法律については、平成28年12月14日に成立したわけでありまして、この法律は少子高齢化が進む中で公的年金制度のメリットをより多くの方が享受できるようにするとともに、年金制度の持続可能性を高め、将来世代の年金水準の確保を図ることによって将来的にも安心な年金制度を構築するものとされているわけでありまして。

賃金変動に合わせて年金額を改定するマクロ経済スライドの強化というふうに言われているところであります。この制度については、2021年度、平成33年度から導入されるというふうになっているわけでありまして、市としてもその動向をこれからも注視していく必要があると思っております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 これからも動向を注視していくということで、この年金制度が将来にわたって持続可能な制度となるようなものというふうに思われているということですね。ではない…。そのために、将来も持続可能な制度であるものと認識しているということでございますね。わかりました。

それでは、この公的年金には多種の遺族年金制度があります。中でも厚生年金と共済年金には、随所に手厚い遺族年金制度が設けられています。

対して、国民年金には遺族基礎年金制度が共通してあるものの保険料の納付済み期間に制約があります。また、独自給付になっている寡婦年金も受給期間が60歳から65歳までの5年間限定で、さらに受給までには国民年金を一度も受給していないことなどの条件があります。そのためにこの2つの遺族年金の給付の恩恵にあずかれないでいる人が少なからずいます。

そこで伺います。本市での遺族基礎年金の1

年間の発生件数はどのくらいなのか教えていただきたいと思っております。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の平成29年度における遺族基礎年金の請求手続をされた件数は、1件となっております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 平成29年度は1件ということでございます。やはり大変少ないなというふうに思います。このことがなかなか市民の皆さんには広く知られていないのではないかなという思いもいたします。

平成28年11月、年金受給の資格要件である25年以上の保険料納入済み期間を10年以上に短縮する改定、改正年金機能強化法が成立し、年金受給要件が緩和されたのは喜ばしい限りです。そして、この改定が国民年金加入者の遺族基礎年金の受給要件の緩和にもつながることになり、受給失格者になっていた多数の遺族を救済できるようにもなりました。

そこで伺います。年金受給要件の緩和による本市の受給発生件数を教えてください。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平成29年8月から施行されました改正年金機能強化法によって、受給資格期間が25年から10年に短縮になったことに伴って新たに受給者となった方の人数でございますが、年金事務所からの通知が来ることになっております。これによりますと、平成30年2月15日現在で34件となっております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 平成30年2月分で34件ということでございます。この数が多いのか少ないかということは、今からの議論にもよると思っておりますけれども、そして平成29年8月の施行で、まだ日が浅いため多くはないとも思いますけれども、これらを周知していく必要があると考えます。これをどのように周知していかれるのか伺

います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今申しあげましたように、年金受給資格の条件として、保険料の納付期間が25年から10年になったということに伴う対象者の方に対しては、基本的に日本年金機構から直接年金請求書が送付されているわけでありませ

す。また、年金加入期間が10年未満の方につきましても、年金加入期間の確認のお知らせの案内が直接送付されているというふうになっております。

そういうこともあって、寒河江市といたしましては、年金請求書の提出あるいは受給資格期間の確認等の周知について、年金事務所と十分連携、協力を行いながら今後とも進めていければというふうに思います。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 日本年金機構と連携して確認事項を行ったり、提出事務を行ったりということをしていくということでありませ

す。市報ですとかそういうところでも定期的にお知らせをしていくとか、それから機会を得て……、そうですね。やっぱり市報について、もう少し定期的に何回か繰り返し載せていく必要というものもあるのではないかと思います。それについていかがでしょうか。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この辺のところは、当然年金事務所のほうがとも十分相談をさせていただいて、市として協力できるところは協力させていただければというふうに考えております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 年金機構とも近いですし、相談を十分にしていられるということですので、ここはどうか十分な相談をしていただきな

ら市民の相談といったものをぜひお願いしたいなというふうに思います。

それで、次ですけれども、国民年金だけの現金収入で暮らす夫婦の多くが、今2人の年金で何とか暮らせているんだけれども、1人になったときは暮らせなくなるという声が多

く聞こえてまいります。このように、どちらかが亡くなった場合の生活保障について、どのような状況になると思われるか市長の見解を伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 それぞれの方が老齢基礎年金の受給者である老夫婦の一方の方が亡くなられた場合、配偶者に対する遺族基礎年金の給付はありませんので、はっきり単刀直入に申せば1人分の年金で生活をしていかざるを得ないというふうになるわけでありませ

す。ただ、老齢基礎年金の受給額については、国民年金の保険料納付期間と受給開始年齢によって異なってくるというわけでありませ

す。その辺のところについてはケース・バイ・ケースで、それぞれの方々の状況によって、市としては注視をしながら生活の自立がされるようなことをそれぞれお一人でもいけるように見守って

いく必要があるというふうに考えているところでございます。○内藤 明議長 遠藤議員。○遠藤智与子議員 一人になっても自立した生活ができるようにしていくべきだという市長のお考えでありますし、1人分の年金で生活するにはケース・バイ・ケースで一つ一つのケースを見ながら相談していかれるというふうな

ことでもございます。それでは、私もこのような場合、ちょっと考えただけでも2人でもらっていた年金が1人分減りまして、遺族基礎年金は子供さんがいれば子供さんに引き継がれますけれども、ともに生活してきた伴侶に対してはないという、このよ

うな矛盾があります。

そうした場合に生活保護になってしまうのではないかなという懸念もありまして、そこら辺のところをちょっと調べてみましたけれども、そうなった場合の申請件数はゼロだということでした。ですけれども、このゼロが数年後には高齢者の単身世帯になっていくということで、65歳以上、それ以上の高齢者の単身世帯になっていく。そうした場合に、生活保護にならざるを得ない世帯もふえてくるようなことをちょっと教えていただいたのですけれども、そうなった場合は、やはり生活保護といいますと、前回の一般質問でも生活保護について取り上げましたけれども、なかなか寒河江市の場合は申請する件数も少ない、せっかく申請しても取り下げてしまうというようなこともありますね。

ですので、モデルケースで二人暮らしで11万円くらいの生活保護を受け取っている方が年金1人になった場合の受給額というのは、それと同じかそれより下回ってしまうような、そのような状況もあるやに聞いております。ですので、やっぱり年金1人分で暮らすということについての生活の大変さというものは、実際に私の聞くところによりますと身につまされることも多いのでありますが、そこら辺、市としてはケース・バイ・ケースで相談に乗っていくというようなことですので、ぜひそれを貫いていき、一人一人の生活に寄り添って考えていていただきたいなと思うところであります。

それで、このような実情から、国民年金に遺族年金制度の新設が望まれております。国民年金の加入者が亡くなったとき、その人の年金受給額、または受給見込み額の半額を遺族となった65歳以上の配偶者に給付するなどが一例になります。これは先ほどの寡婦年金制度にかわり得ることができるし、死亡一時金と選択制にすることもできます。

そして、この新制度を老齢基礎年金にも適用させることで、全ての公的年金加入者と整合性がとれるようになります。厚生年金、共済年金の受給者または受給資格者の夫婦で年金額の少ないほうの妻または夫が亡くなったときでも、遺族となった配偶者に現在のゼロ給付から基礎年金部分の半額が給付されるようになるからです。

このような内容のことを、朝日町の議会では意見書として、国民年金老齢基礎年金の受給者または受給の有資格者が亡くなったとき、その年金額の半額以上を遺族となった65歳以上の配偶者に遺族年金として給付する制度を新設することとして、国に提出しております。

このことについて、どのような感想を持たれるのかお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 お聞きいたしますと、これは平成29年、去年の3月の朝日町の議会において、国民年金加入者に遺族年金制度の新設を求める意見書というのが提出されたということであり

ます。厚生年金においては、国民年金相当の基礎年金を除いた分の75%が給付されるということですので、国民年金に遺族年金制度を導入するには、厚生年金と同様に上乘せした国民年金制度ということになるわけであり、当然のことながら保険料の負担というのが必要になってくるというふうにも想定されるわけであり、寒河江市としても、県内の状況などを見ながらいろいろ研究をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 県内の状況を見ながら研究していく必要があるというふうなお考えだということですので、

全国で1,741自治体があるうち、このような意見書を提出しているのは、同じ西村山圏域の

朝日町ということで、私も大変刺激を受けております。そして、このような勇気ある行動を広めて、私たちにとって国民年金がより実りのあるものに、生活実態に合ったものになっていくように、少しでも力を尽くしていく必要があるなというふうに感じております。

そここのところは市長も同じだということで、研究なされていくということでございますので、ここはともに調査研究、勉強会などして、ともにしていきたいなというふうに思っております。

それで、この朝日町議会が寒河江の年金事務所に通って調べたり、みんなで勉強会をしたりした上でこの発議をしたということでございます。議決の日の総務文教前委員長の懸念の補足説明を御紹介したいと思います。

「前略。自営業者や農業の方が加入している国民年金について、加入者は保険料を20歳から掛け始め、還暦の60歳まで40年間に納める掛金総額は700万円、いやそれ以上に納める人がこれからどんどん出てきます。そして、満額と言われる国民年金を65歳からもらい始めます。偶数の月に2カ月分ずつ約13万円ずつです。元気で長生きをという国の方針に依って90歳まで生きるとき、受け取る年金総額は2,000万円にもなります。夫婦で4,000万円です。これは国が半分出しているからこうなるのです。

ところが、予期せぬ運命で長寿を全うできずに命を落とす人の年金はどうなるか。1回も年金をもらわずに亡くなったとき、最大で30万円ほどの死亡一時金がありますが、それで終わりです。1回でも年金をもらって亡くなったときは御愁傷さまで一切何もなしです。これでは余りに理不尽ではないかというのが私たちの主張なのです。

厚生年金や共済年金の場合は専業主婦の妻が第3号被保険者として1円の掛金をしなくても夫の年金の75%が遺族年金として加算されて毎年200万円以上の年金を一生涯にわたりもらい

続ける人が相当数いますが、国民年金だけの人は蚊帳の外にいるような気がします。

保険料を掛けない年金離れの若者もいる中で、国民年金を含む全ての公的年金に新たな魅力と光を与えようではないかというのが今回の意見書です。全国に1,741ある市町村でこのような意見書を国に出した例はないと聞きました。小さな地方の町、朝日町から、のろしを上げるこの運動を他市町村にも働きかけ、遠くない日に大輪の花を咲かそうではありませんか」。こう格調高く結んでおります。

再度、市長、この前文教委員長は涙ながらに訴えたということをお聞きしておりますけれども、このこと聞いた市長の感想はいかがでしょう。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 国民年金の制度の他の年金との差というんですかね。そういうところが現実として、今回朝日町議会という舞台上で少し議論になって、それが意見書という形で国のほうに提出をされるということでもありますから、そういうことがより多くの皆さんに理解をいただいくことによって制度の改正などにも結びついていくということにもなろうかというふうに思っていますので、ぜひ議会の皆さんからも御理解をいただくということが全体の改善に向かっていくのではないかとこのように思っていますので、御議論を深めていただければというふうに思います。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 こういったことが契機となって制度の改正にも結びついていくのではないかと、そういうことで全体の改善につながっていくものだというような感想で、ぜひ勉強を進めたいというようなお話でございました。

今の国民年金、先ほど市長が将来にわたって持続可能な制度としていくべきものだというふうにおっしゃっております。実際に私たちが掛

金を掛けても、その掛けた分が正当に返ってこないというような、そういう矛盾を含んだ国民年金に今なっているというふうに私は認識しております。

この国民年金が、本当に正直者はばかを見るということではなくて、本当に掛金を掛けてきた人が報われるように、そしてさらにそれが報われるということが目の前でわかれば、今の若い人たち、現役世代の人たちも率先して掛けるようになるのではないかと。今、大変掛け率が悪いですね。これはとりもなおさず掛けてもその分が戻ってこないからということが多いと思います。そうではなくて、掛けた分だけ返ってくる国民年金制度にしていかなければ、これから将来にわたって持続可能な制度というふうにはほど遠いものになるというふうに考えます。

ぜひ先進に見習って私たちも勉強するとともに、市長におかれましても市長会などで機を捉え話題にさせていただき、生活できる国民年金制度にしていけるように力を尽くしていただけますようお願いしまして、通告番号6番、国民年金についての質問を終わります。

続きまして、通告番号7番、子育て支援について伺います。

ある生活情報誌の裏表紙に、「寒河江は子育てに本気です。12年ぶり子育て世代が増」、そして「杜の保育所開所決定。病児保育施設と小児クリニック、隣接して一体整備」と大きく載っているのを目にしました。佐藤市長の子育てにかける意気込みの強さを改めて感じたところでもあります。

一方、以前の議員懇談会のアクションプランの提示の中に、指定管理の3つの保育所を民間立にしていく予定だということが示されておりました。ずっと気になっていたのですが、改めてお伺いしたいと思います。

まず、民間立に移行する理由を教えてくださいたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、現在市立保育所のうち、みなみ保育所、しばはし保育所、にしね保育所については、指定管理制度を導入しているわけでありまして。それぞれ特色を生かした保育が実施されているところでございます。毎年、実績に対する評価あるいは保護者の方からのアンケートなどを行っているわけでありまして、良好に運営されているというふうには我々も評価をしているところでございます。

しかしながら、今申しあげた施設の建築年、施設が建築されたのは、みなみ保育所については昭和47年、しばはし保育所については昭和52年、にしね保育所については昭和53年ということで、老朽化がやっぱり否めないわけでありまして。建てかえが喫緊の課題となっているわけでございます。

そうした状況の中で、御指摘のありました平成28年度に行財政改革の検討が行われました。その上で、それを踏まえて子ども・子育て支援推進会議というものにお諮りをして、市立保育所の整備計画を策定したところでございます。

なぜ民間立にするのかという御質問でありまして、先ほど申しましたとおり老朽化しているもので建てかえをしなければいけない。建てかえにはやっぱりそれなりの事業費がかかっていくというふうになるわけでありまして。その建てかえのときに、民設民営ということにいたしますと国庫補助を受けることができる。公設では国庫補助を受けることができないという今の国の補助制度でございます。

さらに、民営ということになれば独自の保育サービスの実施など多様な保育サービスにもきめ細かく対応できるという利点がございまして、そういう意味で民間の活力を導入していきたいというふうに考えたところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 老朽化した建物などを建てか

えする場合に、民設民営だと国庫補助が得られるということでございますね。予算のことは本当に悩ましい問題だというふうに思います。

そして、民間の活力ということで、指定管理導入の際から言われてきました民間のノウハウを生かして、活力を生かしてということでございますけれども、多様な保育サービスをしていただくためにも民間の活力が必要だということでございますけれども、私ども、人、人間に対応する事業の場合、やはり市が責任を持って対応する、当たるといのが望ましい、一番だというふうに思って、再三にわたってその旨は言っていました。

そこで、指定管理者制度になっておりますが、その更新の際も、市長は子供さんのことですから急に環境を変えることは大変ではないかということで、なれて頑張っている今現在の指定管理の方を継続で行って来て、議会もそれを可決してきたという経緯がございます。そこだと思っております。子供に対して何が一番大事かということをやっぱり一番に考えなくてはいけない。これが大前提であると思っております。

そうした場合、老朽化の改善ですとか、その他いろいろの改善点は、やっぱり民設民営でないとお金が足りないということなんですね。それ以外の、そこのところをやっていく場合に、今までどおり継続してきたように指定管理者に引き継いでいくのか、また新たに募集するののかということも含めて、この辺のところはどのようになっているのかお聞かせ願えればと思っております。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これもちょっとお断りというかでございますけれども、行財政アクションプランでは、平成29年度に民設民営の保育所に向けた検討を行って、30年度からその計画に基づいて保育所整備を行うというふうにしておりました。しかしながら、29年度については、なか保育所

について移転、新築改築をして、さらに医療保育施設の併設ということがございましたので、そこを優先的に取り組みを進めさせていただいた関係から、民設民営の保育所に向けた検討というのは今年度から進めていくというふうにしていくところでございます。

そういう意味で、どのようなやり方で民間立に移行していくのかというのは、御指摘のような現在の指定管理者に引き継いでいくのかどうかなども含めて、その方法については今後議論を検討していくということにしているところでもありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 市のマザーズ支援拠点事業というものがあまして、それに費やしてきた労力もいかにかというふうにするわけでありまして、ですけれども、今年度から保育所整備をしていって、どのようなやり方をしていくかまではまだ未定だということでありまして、そのことについての次の質問で言うつもり具体的な話し合いも、これまた2番目の答弁同様今からということでございますね。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 指定管理者という方は、もう既に今、今ある保育所を運営していただいておりますから、それで我々も前に保育所の整備計画というものを示しているわけでありまして、現在管理していただいている指定管理者の方もどういうふうにならっていくのかというのは大変興味を持っているというか、心配をしているというんですかね。そういう随分意識をしていらっしゃるから、機会あるごとにそういう事業者の皆さんの意向なども現在聞いているところでもあります。具体的にまだこういふふうにしていくという方針は市のほうでも決めておりませんし、指定管理者の皆さんと引き続き話し合いをさせていただくということにな

ろうかというふうに思います。

そういう意味で、現在の指定管理者の方に引き継いでいくような形になっていくのかどうかなどについても、今後の検討というふうになるかと思いますが。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 今現在の指定管理をなさっている方も心配だという声を受けとめておられるということですね。

子供にとって保育所は家族以外の大人と初めて接する場所です。その触れ合いの質によって、子供の育ちは変わっていきます。心地よい安心した環境を整え、穏やかな成長を保障するためにも、密度の濃い話し合いというのは絶対不可欠のものだと思います。関係者の意を酌み残すことなく、子供たちの幸せ、その真ん中を幸せのためにじっくり考えて話し合いを深めていっていただきたいというふうに思います。

今から話し合いをすることだということですので、ここはぜひ本当に率直な腹を割った実りのある話し合いを展開していただいて、じっくりした議論、討議をなさっていただきたいというふうに思っています。

それで、この質問の冒頭に紹介しましたように、子育てするなら寒河江でというような姿勢で頑張ってきたことが、寒河江市は流出人口よりも流入人口が多くなったという報道にもあらわれており、大いに評価するものであります。

しかし、ここで市内の3つの保育所を行政の手から離し、民間立にするというのには若干やっぱり少し矛盾を感じるころでもありました。同じ寒河江市で暮らす子供たちの保育をひとしく保障していく責務が市にはあるのではないかなというふうに考えますが、このことについてお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 改めて申しあげるまでもありませんけれども、市内には認可保育の施設という

のは、寒河江市立保育所が分園1カ所を含めて7カ所、民間立の保育所が4カ所、そして認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設が各1カ所で、全部で14カ所の施設があるわけです。これら全ての保育所に通う子供たちの保育については、市が実施主体になるわけであり、市でこの14カ所について入所申し込みを受け付けをして、入所に関する審査を行って入所を内定していくということになるわけであり、もちろん施設の決定については保護者の皆さんの御希望をお聞きして決めていくということになるわけであり、

そういう意味では、市立であろうが民間立であろうかということになるかというふうに思いますし、また設置や設備、保育士の配置などの基準、それから経費負担の仕組み、保育料などについても同じであるわけです。さらに市の条例で定めた運営基準により保育を実施しているということでもありますので、私どもとしては、どの施設に入所したとしても保育の質は保障されているというふうに思っております。官民の差はないというふうに理解しているところでございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 市が実施する主体が14カ所ですね。それ以外の民間の保育施設に対しても同じように責任があると、同じようによりよい保育を目指していくというようなお考えでございます。これは一貫して言われてきたことでございますし、子ども・子育て支援制度の導入の際も一般質問でのやりとりの中で、市長は市の責任はさらに重くなったと述べておられます。その言葉どおり子育て支援に力を入れ、寒河江市マザーズ支援拠点事業が展開される運びにもなっているわけであり、

一方で、その新しい杜の保育所と呼ばれておりますなか保育所に、全ての子供が入れるわけではないんですよ。保護者からしてみれば、

新しくきれいな保育所に入れたい、そう望むのが人情ではないかなというふうにも思うところでもあります。

そうした場合、他の保育施設との格差が大きくなるような施策も必要と考えます。このことは先日行いました議会報告会でも出された話でもあるわけです。市内全域の計画的な整備をどのように行っていくのか、指定管理の保育所の老朽化や施設の建てかえなども、先ほども触れられましたけれども、ここでさらに突っ込んだ考え方をお聞かせ願えればと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 一部繰り返しの御答弁になってしまうかもしれませんが、保育所の施設整備について年次計画というものを立てさせていただいているわけでありまして。御指摘のとおり、なか保育所については、保育所の中でも基幹的な保育所だということで、これは寒河江市立保育所として今回整備をしていくということにしているわけでありましてけれども、なか保育所だけが新しくなっていくということにはもちろんいきませんし、他の施設も老朽化しておりますから、できるだけ早く他の保育所についても整備をして、多くの子供たちが安心して快適に過ごせるように整備をしていかなければならないというふうに思っているところでもあります。

そういう意味で、できるだけ早く整備をしていくには、先ほど申しあげましたような手法と申しましょか、やり方というのが、結果として我々が今考えている整備の方法だというふうに思っているところでもあります。できるだけ早く整備計画に基づいて計画的に整備を進めていきたいと考えているところがございます。

○内藤 明議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 整備を早めていくということでございます。

先日の全員協議会の中でも、国、県に対しての重要事業要望書の中にも、この保育整備をす

るための補助金、お金というものの要望をなさっておりますね。ですので、本当に国が子育て支援、社会保障などにもっともっとお金をかけてくれる、そういう姿勢でありましたら何も問題はないわけですけれども、いかんせんそうではないという現実があります。

そうした場合に、お金をどこから持ってきて、どのように新しくしていくのかということでは、確かに頭を悩ませるところだなというふうには思いますが、同時に国や県に対して要望を続けていながら、子供たちにとってのよりよい保育環境というものを手放さずに考えていただきたい。市長はもともと子育て支援に頑張っておられますので、その姿勢であるということには確信を持っておりますけれども、いかんせん国の制度というものはなかなか私たち自治体にとって優しいものではないなというふうに、繰り返しになりますが思うところでもあります。ここをぜひとも踏みとどまり頑張ってください、子供のよりよい保育環境のためにさらに充実させていっていただきたいなというふうに思います。

未来を担う寒河江市の子供たちが人間として育つ土台となる時期を、丁寧に手をかけ、お金もかけて、責任を持って守り育てることが人口減少のさらなる歯どめともなり、そうやって育てられた子供たちが将来寒河江市に実りのあるたくさんの花を咲かせてくれることを信じております。

冒頭、1時間おつき合くださいと言いましたが、1時間にはなりませんでしたが、ここで子供たちの将来、それから市長の手腕、そういうものを信じて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

散 会 午後2時27分

○内藤 明議長 以上をもちまして、本日の日程

は終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

平成30年6月4日（月曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	内藤明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	國井輝明	議員	12番	辻登代子	議員
13番	杉沼孝司	議員	14番	工藤吉雄	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	柏倉信一	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 局長
中田隆行	企画創成課長	安達徹	財政課長
渡辺優子	税務課長	那須清人	市民生活課長
志田義男	建設管理課長	安達晃一	下水道課長
門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	土屋恒一	商工推進課長
武田伸一	さくらんぼ観光 課長	後藤芳和	慈恩寺振興課長
軽部賢悦	健康福祉課長	片桐勝元	高齢者支援課長
設楽伸子	子育て推進課長	大沼利子	会計管理者 （兼）会計課長
辻洋一	水道事業所長	原田真司	病院事務長
佐藤和好	学校教育課長	高林雅彦	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	軽部修一	監査委員 事務局 局長

○事務局職員出席者

田宮信明	事務局 局長	山田良一	局長補佐
齋藤晴光	総務係 長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第3号 第2回定例会
 平成30年6月4日(月) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分 本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

○内藤 明議長 おはようございます。

一般質問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

○内藤 明議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成30年6月4日(月)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
8	さくらんぼ振興について	(1) さくらんぼ重点品種について (2) 紅秀峰の振興について (3) 新品種山形C12号の振興の方向性について (4) さくらんぼのトップセールスについて (5) 国際チェリーパークについて	3番 佐藤 耕治	市長
9	除雪対策全般について	(1) 平成29年度の本市の積雪量・除雪・被害等の状況について (2) 幸生・田代地区における特別豪雪地帯の指定について (3) GPS搭載除雪車の効果と今後について	15番 木村 寿太郎	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
10	中学校運動部活動の指導について	(4) 市民から要望の高い「間口除雪」について (5) 白岩・高松・醍醐地区における排雪場所について (1) 市内の中学校に配置される部活動指導員について (2) 県内他市町村の進捗状況について (3) 中学校運動部における生徒数の割合と部活動の種類について (4) 中学校生徒が望む部活動の傾向について (5) 担当制教職員における競技経験者の割合について (6) 新指導者の選定方法・部活動の指導法・待遇について (7) 担当制教職員と外部指導者の位置付け・役割分担・責任などの度合いについて (8) 少子化における部活動の在り方について		教 育 長
11	再生可能エネルギーについて	(1) 太陽光発電の普及状況について	16番 柏 倉 信 一	市 長
12	公文書の保管について	(2) 新設された補助金の課題について (1) 現在の保管状況について (2) デジタル保存の取り組みについて		市 長
13	寒河江マザーズ支援拠点整備事業について	(1) なか保育所の特徴とアピールポイントについて (2) 現在のなか保育所の跡地利用の進捗状況について		市 長

佐藤耕治議員の質問

○内藤 明議長 通告番号8番について、3番佐藤耕治議員。

○佐藤耕治議員 おはようございます。
寒政・公明クラブの佐藤耕治です。連日の猛暑、大変執行部の皆さん、御苦勞さまでござい

ます。また、議員の皆さんも、6月議会が始まるということで大変スケジュールがお忙しいところ、本当にお疲れさまでございます。一般質問2日目、よろしく願いいたしたいと思ひます。

先日、初日の工藤議員、渡邊議員ともちよつとテーマがかぶっているところもありますけれども、重複しないようにしたいと思ひますので、

よろしく願い申し上げます。

6月議会はさくらんぼ議会と銘を打ち、また「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」や「さくらんぼの里さがえ」と、「紅秀峰とつや姫の里」さらに「チェリーランドさがえ」など、さくらんぼ一色のまち寒河江であります。これは言うまでもなく、さくらんぼ栽培農家なしでは語れません。

早速、通告番号8番、さくらんぼ振興についてお伺いいたします。

現在、さくらんぼの栽培されている品種は佐藤錦、紅秀峰、紅さやか、紅ゆたか、紅てまり、高砂、大将錦、南陽、正光錦、月山錦、ナポレオン、夕紅錦、高陽錦、レッドグローリー、セネカなど、数多くの品種が栽培されております。このことは、栽培のしやすさや受粉樹などではなく、商品価値として佐藤錦の食味の高さや、佐藤錦以外の品種が低価格に推移していることにあります。また、山形の販売戦略のキャッチフレーズとして、果物の王様佐藤錦として全国各地にPRが展開されている実情にあります。

寒河江市のさくらんぼの重点品種についてお伺いしたいと思います。佐藤錦は40年を超すブランド品種であります。消費者人気ナンバーワンの品種でもあります。寒河江市のさくらんぼの重点品種をどのように考えているのか、市長にお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

佐藤耕治議員から、さくらんぼの振興についての御質問がございますので、お答えをしたいというふうに思います。

御指摘のとおり、寒河江市はこれまでもさくらんぼにこだわったまちづくりを進めているわけでありすけれども、当然のことながらさくらんぼの生産振興を農業の大きな柱の一つに取り組んできているわけでありす。御案内のとおり、佐藤錦につきましては、首都圏までの生

食での流通が可能となった昭和50年代、当時他の品種と比較した際の食味のよさ、それから樹勢もよく、着生も多い特性があるわけでありすし、また寒暖差のさくらんぼ栽培に適した寒河江の風土、それから昭和40年代後半からの減反政策、さらには雨よけハウスの開発などによる高品質化など、さまざまな要因によって栽培面積が拡大をしている今日まで至っているのかなというふうに思います。そういう意味では、御指摘のとおり40年以上変わらず消費者の皆さんからの人気、知名度といったものがあります。そういう意味で、寒河江市産のさくらんぼの主力になっているわけでありす。

他方、消費者ニーズ、大変多様化しているわけでありすし、農産物全体にしてみれば、そういう消費者ニーズに応えるような品種改良あるいは新たな伝統的な作物などについての新たな掘り起こしなども進んで、全国各地でさまざまな新たなブランド農産物の開発が進められているという状況にあらうかというふうに思います。

特に、さくらんぼのような果樹にあつては、実際に出荷するまで多くの手間暇がかかる、もちろん施設整備もかかると、こういうことでありす。

そういった意味で、御質問にあります寒河江のさくらんぼの重点品種は何かと、こういう御質問でありますけれども、今後のという意味であるとすれば、このような環境の中で将来を見据えて、市として重点的な支援やブランド化などの振興を図っていくための品種ということになりますので、我々としてはこれまでの佐藤錦のような、食味が良好でさらには一般の消費者からも高い評価を得られて、生産者の栽培意欲を満たすような大変魅力ある品種が寒河江市の将来の農業の発展につながっていく、そういう品種であらうというふうに思っているところであります。

ちょっと長くなりましたが、そういう意味では寒河江市がこれまで面積の拡大とブランド化に取り組んでいる紅秀峰については、まさに重点品種として現在進行形で取り組んでいるものというふうに考えているところでございます。御案内のとおり、紅秀峰、食味のよさに加えて、寒河江の園芸試験場で生まれた品種ということもあって、本市のこれからの農業振興の柱となる品種の一つであるというふうに思っているところでございます。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 答弁ありがとうございます。

紅秀峰も本当に寒河江の顔になってきているということも、平成に入って間もなく開発がされて、今なお栽培している方々がいらっしゃいますが、本当にこの紅秀峰をこれから推進していくためにも、本当にPRも大切でありますけれども、この紅秀峰の振興についてお伺いしたいと思っているところであります。

紅秀峰の面積拡大には、まだまだ道半ばであります。苗木への補助や育成費、雨よけハウス部材への補助金支援が行われてきておりますが、事業を加速させるには、これまでのハウス部材に加え、建設費用を含む支援が必要ではないでしょうか。一般建築物では、材料代、建設費が別々に分かれている事業はありません。これまでは、農家みずからがハウス建設をしており、現在は農家の規模拡大により生産管理作業に追われ、さらに高齢化によりハウス建設ができない状況下にあります。普及拡大には、建設費を対象にすることで事業が加速すると考えますが、このことについて市長の御所見をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 面積を拡大していく方策というのはどういう方法があるかということを考えていく場合に、基本的にはやっぱり単価が高い、紅秀峰は佐藤錦よりずっと単価が高いというこ

とであれば、農家の人はいっぱいつくると思います。そうなっていないわけですね。ですから、そこがなっていないのが、その甘んじてそれを甘受するという事だけではいかんと思います。値段を高くするような販売戦略を、農業団体あたりがもっと真剣に取り組むというのが第一義的だというふうに思います。

今はそういうふうになっていないので、やはり面積が拡大しないというのが一因だというふうにも佐藤議員も思われているというふうに思いますが、そういう中でどういうふうにして寒河江のブランドの紅秀峰を拡大していくかという、一つは市のこれは単独の補助事業というふうになるわけでありましてけれども、紅秀峰の里ブランド推進事業として、これまでも苗木購入補助を活用いただき、植栽された方が苗木の成長に合わせて、後年、後に出荷時の品質確保のために必要となる雨よけハウスの整備などについて補助をさせていただいているところであります。現在はこの制度では、農家の方みずからが資材を購入して組み立てる、設置をするという前提に、この制度の設計をしているわけでありまして、御指摘のように制度と実態がずれているのではないかとというような御指摘でありますので、我々としては今後御自身で組み立てをする場合、あるいは委託して行う場合などの支援のバランスなどを考慮していく必要があるのではないかとこのように考えておりますので、これから制度の見直しについて調査させていただいて検討していきたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 苗木の購入関係で、一年生の苗木と大苗が普及されまして、ことし、来年、再来年と3年間ほど雨よけハウスを希望する方が、大苗購入の方々がふえてくると思いますので、ぜひ検討をお願いし、そしてより早く生産量拡大につなげていっていただきたいと思っている

ところであります。

続いて、新品種山形C12号の振興の方向性についてお伺いしたいと思います。

県が開発しました山形C12号については、農家の皆さんは困惑しながら苗木を希望されている方々が多数占めております。県の農林水産部では、山形C12号のブランドに向けた生産振興の方向性が出されており、導入の基本的な考え方として次のようなものが挙げられております。

1つに、品種構成が佐藤錦に偏重していることから、結実の多い年には収穫がおくれ、品質が低下するとの課題が生じているため、佐藤錦から山形C12号への改植を進めていく。

2つに、佐藤錦からC12号への改植を進めることで、生産面では収穫期の労力配分に加え、大玉であることによる収穫・出荷調整作業の省力化につなげていく。

3つに、C12号を導入することで、販売面では大玉果実の出荷割合の増加による収益性の向上、輸出による販売拡大につなげていく。

4つに、導入は生産者登録制とし、意欲ある生産者を中心に導入を進め、技術的なフォローアップを図りながら、大玉果実の生産を着実に進め、早期のブランド確立を目指していく、とあります。

また、目標とする普及面積では、紅秀峰の初年度の苗木供給本数の4倍に相当する7,000本程度を供給し、スピード感を持って計画的に生産を拡大し、ブランド化を進める。さらに、具体的な普及面積目標は、2年目以降の苗木の導入状況や、市場等における果実の販売動向を踏まえながら設定していく、と出されております。

市長に、このことについてどのように考えているのかお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 県におきます山形C12号の導入の基本的な考え方については、ただいま佐藤議員からも御指摘ありましたが、山形C12号、果

実が3Lから4L中心の大玉である、それから艶があって着色が良好だ、それから食味は糖度が20度以上で佐藤錦並みで、酸味が少なくすっきりとした甘さである、果肉がかたく日持ち性にすぐれる、それから収穫時期は佐藤錦と紅秀峰の間となる6月下旬から7月上旬というような特徴があるというふうに聞いているところでございます。

寒河江市におきましても、これまで紅秀峰の栽培拡大面積に取り組んでまいりましたが、御指摘のとおりなかなか面積がふえていかないという状況で、多くを佐藤錦が占めているのが現状であるわけでございます。そういった中で、去年あるいはおとしあたりは、結果的に豊作であったということでもありますので、収穫時期の後半におきましては佐藤錦はうるみの発生などで品質低下したり、あるいは収穫できずにもぎ残しをしてしまうというような課題があったわけでございます。さくらんぼは収穫の適期が短い、それから作業が短期間に集中して、作業従事者の確保といった面に大きな課題を抱えているところでございます。そういった中で、この山形C12号が佐藤錦から改植が進んでいくということになれば、作業の平準化あるいは人手、雇用期間が延びるといったようなことから、これらの課題の一部は解決に向かうのではないかなというようなことが期待されているところでございます。

しかしながら、この品質については、先日の工藤議員の御質問にもお答えしましたとおり、まだ実際に食した方が極めて少ないのではないかなというふうに思っているところでございます。話題が先行している部分があるかなというふうに思いますし、農業全体でありますけれども、農家の方の高齢化というものもありますから、この高齢の生産者の方が10年スパンでその果樹の改植が果たして取り組めるのかといった点も当然疑問になってくるというふうなところもあ

ろうかというふうに思います。

県のほうでは、このブランド化プロジェクト会議の取り組みを進めるということでもありますから、そしてこの新聞記事なども見ると、試食会なども開くということでもありますから、試食会をするということは6月中にそういうことは多分やられるんだというふうに思いますから、そういう取り組みの状況なども注視をさせていただいた上で、生産者の皆さんとも十分情報交換、意見交換をさせていただいて、適切な対応を見きわめていくということが必要なのではないかとこのように考えております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 C12号につきましては、本当にまだ海のものとも山のものとも言えないような、それで食されていない状況下の中で、これが本当に一番いいんだということが、2番目ではどうかという問題ではありませんが、本当に方向性を見るために、本当にこれまで県で推奨してきたさまざまな品種の中で、現在も日の目を浴びている品種、佐藤錦や紅秀峰、紅さやかなどがあります。またそうでない品種が幾つか挙げられます。新品種の取り組みには、収穫までの育成年数と、雨よけハウス費用に10アール当たり約現在200万円を越す費用がかかり、助成率5割でも100万円程度自己負担がかかる必要となります。さらに、植栽してから5年、7年、10年後の販売単価の不安要素が大きく左右されることに危機感を持っている生産者は少なくありません。佐藤錦の知名度を上回るPRと、労働力確保が重要であると私は考えております。

そこで、新品種山形C12号の将来を見据えての寒河江市の方向性をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 佐藤議員からもありましたが、さくらんぼについても新品種が数多く出ているわけではありますが、なかなか佐藤錦を超える評価が得られていない品種が多々あるわけであり

ます。そういう果たしてそれと違う山形C12号の品種なのかどうかということが、まだまだ見定めることができないというのが現状かというふうに思いますし、そこが一つの生産者の方に二の足を踏ませている要因にもなるのかなというふうに思います。

また、先ほどありましたが、改植、新植した場合、一定期間収入が途絶えるというようなりスクが生じる懸念がありますので、そういう意味ではやっぱり慎重にならざるを得ないというようなところでございます。

県のほうでは、感覚的に思うと、つや姫の成功例が頭の中にあって、そういうその手法を同じようにC12号にも適用しようというような思惑というんですか、考え方があるんだというふうに思います。それは悪いことではないとは思いますが、ただつや姫と違うのは、さくらんぼの場合は、つや姫はいっぱいライバルが全国におるわけですけれども、はっきり申しあげるとさくらんぼは山形県以外は今のところ大きなライバルはいないというところが、ちょっとやっぱりその辺とブランド化戦略の展開が、本当は違ってもいいのかなというところがしないでもないという個人的な考えがありますが、ただやっぱりほかの県でも、あるいはアメリカンチェリーなどもありますから、年々そういった県外産、外国産、力をつけているというふうにも認識をしておりますから、そういう意味で山形C12号が佐藤錦、紅秀峰のように農家の皆様に納得していただける品種であるかは十分見きわめる必要があろうとは思いますが、また一方で時期を失することがないように、寒河江の取り組みの方向性といったものを迅速に検討していく必要があるというふうに認識をしております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 なかなかC12号、私は食べたことはございます。本当に役職柄、こういう議員

以外でもちょっと役職を持っていますので、ありますが、本当に落葉果樹の場合、先ほども言いましたように5年、7年、10年、本当に日の目を浴びるのか、浴びないのかということからすれば、本当に山形県のさくらんぼが今地球の温暖化現象によりまして、20年後は産地が移行すると言われております。その中でも、ブランドをしっかりとっていくためには、本当にさまざまな課題を持たなくてはならないと思います、目標も持たなくてはならないと思います。

私がC12号を考えるときに、これから検討していく中で、答弁はいいんですけども、私なりに思うのは、栽培者の高齢化拡大によって、生産拡大にまず問題がある。もう一つは、佐藤錦を主力品質化というのは、皆さんことし多分食べていただければ、それなりに感覚的にはわかるとおもいます。問題となるのが、さくらんぼ自体が収穫期間が紅さやかですと約1週間弱です。佐藤錦は、栽培によっては20日ぐらいもたせることができます。それは、皆さん御存じのように、山辺町では7月中・下旬まで佐藤錦栽培されていることです。一般的には、10日から2週間が1品種の作物と言われておりますので、労働力の競合が一般的にはこのうるみ果が出るという症状からすれば、技術面の栽培ハードルのなものを設けていかないと、高品質ブランド化にはつながっていかないと考えておるところです。そしてまた、佐藤錦は結実が安定しないことから、結実の安定しにくい地域というものは寒河江市内にも幾つかあります。調べれば、多分調査すれば農林課のほうでもわかると思いますので、その点を含めまして安定しにくい地域への支援強化や、あとやる気のある方々への団地化造成、やりたい人、10人か100人かはわかりませんが、その人で団地化を進めるという方法でブランド化を進める方法などが、これから検討、計画していただければ幸いと思っていますところでありまして。

続きまして、さくらんぼのトップセールスについてお伺いしたいと思います。

6月1日よりさくらんぼ狩りがオープンされて、6月9日から7月1日まで「さがえさくらんぼの祭典」が開催され、1年で一番交流人口が期待される月でもあります。しかし、観光客数は東日本震災から低迷していると聞いております。観光客増加や販売強化にも、市長のトップセールスを実施されていることに対しても、大変敬意を示したいと思っております。私も、栽培者の1人として、この場をおかりしましてトップセールスありがとうございますとお礼を申しあげます。

今後、さらに消費者ニーズに対応した攻めの戦略が私は必要だと考えます。特に、これまでトップセールスがされていない中国、四国、九州地方へのイベント参加を実施することで、観光客増加やさくらんぼ販売強化につながり、経済効果が高まると私は考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さくらんぼのトップセールスについては、さくらんぼの販売確保・拡大、販売戦略の一環としてこれまでも実施をしているわけでありましてけれども、ことしは去る4月26日に、まずハウスさくらんぼのトップセールスを東京の大田市場で実施をさせていただきました。例年実施をしているところでございますが、今後も今週になるんですか、6月7日に、これは県知事をトップとしたオール山形体制で実施をしていくということにしておりますし、また6月28日には紅秀峰のトップセールスを、西村山1市4町で連携をしながら大田市場で実施をしていくというふうに予定をしているところでございます。

御指摘のとおり、東日本大震災発生に伴って、平成23年度には11万5,000人まで観光さくらんぼ園の入込人数は減りましたが、去年は18万

5,000人ということで、震災前の数字に近づいている状況になってございます。市といたしましても、こういった取り組みをさらに充実をしていく必要があるというようなところで、もちろんトップセールスも大事でありますけれども、全国の各地でさくらんぼの種吹きとばし大会などを実施をさせていただいて、風評被害の払拭に努めてきているところでございますし、これからもそういったところで一般消費者の方と向き合ったPR活動などもさらに充実をしていきたいというふうに考えております。

これも今週ですけれども、6月6日には新たなPR活動の手法として、東京都内で開催のマルシェイベントに出展をして、さくらんぼのPR活動を実施する予定でございます。消費者の反応、ニーズなどを探りながら、継続した実施についても検討していきたいというふうに思っております。

ただいまは、関西より西の地域でのトップセールスの実施について御提案をいただきましたが、確かに大阪方面には毎年ある程度の量は寒河江のさくらんぼは出回っているわけでありませぬ。市としても、これまで10年ぐらいですか、3年ぐらい前までトップセールスを大阪でも実施をしてまいりましたが、実際その効果というのをどういうふうに考えるかということですが、なかなか関西、大阪のほうは関東よりも値段がつかせません。ですから、同じ品物を大阪に持って行くよりは東京に持っていったほうが値段が高いというのは現実ですね。農家の所得のことを考えれば、東京のほうに持って行くというのが普通の考え方だというふうに思いますが、農協もそういうことをやっていかざるを得ないというような、現実的にはそういうことであります。ですから、大阪のほうにも行って申しあげているのは、やっぱりぜひ多くの品物を持ってきていただきたいというならば、それなりの値段をつけていただかないと、東京方面に

物が流れていくと。物が余っているわけではありませんので、さくらんぼの場合は。ですから、そういうことで農家の所得ということを考えて、有利販売を展開しているというのが現状だというふうに思います。

さがえ西村山農協によりますと、ことしから九州の一部、熊本のほうですかね、少量ながら販路を開拓したということでもありますので、実際さつきも申しましたけれども、出荷量との費用対効果なんかも十分考慮させていただいた上で、トップセールスなども実施していくかどうかの可否を検討する必要があるというふうに考えております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 本当に費用対効果を考えると、なかなか難しいところもあります。しかしながら、私が考えるに、九州、四国でもそうだけれども、30万から100万人以上行われているイベント、お祭りもありますけれども、かなり北海道の夕張メロンを初めさまざまなのが販売されている中で、バイヤーさんが山形に来ていらっしゃる方も、毎年ではなくて何十社も来ておられて、さまざま物が少ないさくらんぼなりにこだわって販売をされている方もいらっしゃいますので、ぜひ来年高品質で高級なさくらんぼとして、これから四国、九州のほうにもデパート、専門果実店を含めて検討していただければ思っているところであります。

中でも、先ほど市長からもお話がありましたけれども、種とばしを含め、自分たちだけでやるのではなくてトップセールスも大切ですが、市民も一丸となってPRするというのであれば、私は市民一人一人がセールスを展開できるような仕掛けのようなものが大切かなと思っております。その中でも、私が私なりに考えますと、個人や団体が県外に訪れる際、おしゃれなさくらんぼのデザインがされた服などを着用することで、さくらんぼのPRの一環とな

ると私は考えております。例えば、夏であればTシャツ、ポロシャツ、ズボン、秋にはトレーナー、ジャケット、ジャンパー、ネクタイ、ソックスなどが挙げられます。有名デザイナーが手がけるさくらんぼをモチーフにしたおしゃれな衣服を作成することで、愛用者がふえ、市民のさくらんぼ全国展開が図られると私は考えますが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市民の皆さんが、お一人お一人草の根的にさくらんぼのセールスマンとなって、本市のPRを自発的に行っていただけるということは、理想的なプロモーションの一つの形であるというふうに思っております。そういうことが実現できれば大変ありがたいことだなというふうに思っているところであります。

有名デザイナーのシャツとかなんという大変でありますけれども、ただブローチつけるだけでも、この皆さんつけていらっしゃるブローチつけるだけでも、非常に県外に行ったときは注目を集めますよね。山手線なんか、こういうのをつけて歩いたりすると、それだけでも相当PRになるのではないかとこのふうにも思います。

御案内のとおり、Tシャツのお話ありましたが、ここ最近毎年、職員がスーパークールビズということで、チェリンとかさくらんぼをデザインしたTシャツを着ております。去年からは、その職員だけではなくて一般の方もそのTシャツを買えるようにしているわけです。これは、寒河江の企業でありますグンゼさんをお願いをして、地元の産品ということでそういうものをつくらせていただいているところでありますし、新たなグッズというわけではあまりせんが、チェリンのグッズなどは、チェリンそのものがさくらんぼの妖精といっているわけですから、チェリンのグッズがそのさくらんぼの宣伝になっているわけですね。いろんな靴下とかTシャツ

とかいろいろあるわけなので、そういったことを活用していただいても大変PRになってくるというふうにも思いますから、一般の方、消費者の皆さんだけではなくて、生産者の方からもそういったものを着用、利用していただければありがたいというふうに思っているところでございます。

また、そういうことと同時に、やっぱり今はネット社会ですので、SNSなどを活用して情報が瞬く間に拡散をするというところでありますから、そういったエリアを使って寒河江のいろんなPRグッズなどが紹介できていくことになれば、もっともっと市民の皆さんが主体となったPRということについても広がりを持っていけるのではないかとこのふうにも思います。そういう意味では、行政の知恵だけではなくて、民間の皆さんの知恵などもおかりして、これまでの取り組み以外の新たな取り組みなども提案できればというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 短いさくらんぼのシーズンではありますけれども、1カ月足らずのやつを残し11カ月、さくらんぼのブローチも結構ですけれども、さまざまなことを身につけて県外に出ていくような周知活動などを、団体を通じながら私も努力したいと思っているところでもあります。

行政視察関係でも、シーズンを問わずブローチをつけている議員さんも何人かいらっしゃいますので、本当にその辺は市民にも訴えていきたいなと思っているところでもあります。

続きまして、さくらんぼといえばチェリーランドが大変有名でして、チェリーランドの中でも今回国際チェリーパークについてお尋ねしたいと思っているところであります。

チェリーランドさがえは、平成2年に建設され、平成4年にグランドオープンし、26年を経

過しております。チェリーランド敷地西側にある国際チェリーパーク内にある、世界12カ国の108種類のさくらんぼ並木が130本植栽されております。当時は、観光客に大変好評であったと聞いております。これからの観賞には、4月の開花期や6月の着色期から食べごろまでの短い期間だけでなく、通年にわたる実物の観賞ができる「日本一さくらんぼの里さがえ」の名のとおり、将来に向けた新たな観光スポットが必要と私は考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 国際チェリーパークにつきましては、御案内のとおり日本だけではなくて、ヨーロッパ、アメリカ、中国など世界12カ国のさくらんぼが植栽をされている、全国でも唯一の世界のさくらんぼ展示場ということでございます。オープン当時は、115品種222本が植栽をされていたわけでありましてけれども、木が大きくなったための間伐、あるいは気象や土壌条件が合わずに枯れてしまったなどもあるわけでございます。植栽した当初は、それぞれの品種に合った剪定などの管理方法も、なかなかよくわからない。苦勞されたようではありますが、現在は大きく育て、6月のシーズンにはたわわに実った世界のさくらんぼを、ここ1カ所で見ることができるといふ施設になっているわけでありまして。

そのほか、寒河江で栽培されている他の果樹も植栽をして、リンゴ、ラ・フランスなど晩秋まで特産の果実、果物をごらんいただける公園として整備をしてきたわけでありましてけれども、実際はそのさくらんぼの実りの時期以外は、余り園内に足を運ぶ方が大変少ないというのが現状であろうかというふうに思います。

そういったことで、このたびチェリーランドにつきましては、他の議員の皆さんからの御質問もありましたとおり、再整備計画というものを

を策定する予定にしておりますので、この国際チェリーパークにつきましても、御指摘の点なども踏まえてより有効に、また長期間利用されるような内容に再整備を進めていくための計画を検討していきたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 本当にチェリーランドそのものは、河川公園も含めてですけれども、大変広い面積がございます。その中でも、国際チェリーパークは、本当に一番最初案を出してくださった方にもちょっと私話をさせてもらったこともありまして、本当に当初は人気があつてよかったなど。私も四、五年間ぐらひは剪定作業もちょっと頼まれてましてやったこともありますけれども、先ほども私が言ったように、新しい感覚ということからすると、私の考えるところでは、その国際チェリーパーク敷地内にさくらんぼ施設を活用した生育ごとに分けた施設を設置し、さくらんぼの開花から着色期までを通年観賞できるようなおもてなしがどうでしょうかという提案というものなんですけれども、このことは現在の栽培マニュアルが裏づけております。

温室栽培マニュアルは、温室栽培歴30年以上の栽培者の方々の御努力と、県の農業機関とともに栽培生育調査を行い、確立した技術であります。現在、一般技術として栽培指針ともなっております。このような施設は、温度、湿度、土壌水分、休眠打破、日照量、受粉などを自動制御設備にすることで、栽培が可能となります。このような施設が存在することで、チェリーランドさがえの知名度が高まり、観光客増加にもつながると私は考えますが、市長はどのように思われるか、御所見をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 佐藤議員からは、さくらんぼの開花から着色期までを通年で見る事ができる施設をどうかと、こういう御提案であります。

果樹栽培の専門家であられる佐藤議員の御提案ですので、さくらんぼの栽培技術も大変進歩をして、1年を通してさくらんぼを実らせることが可能になっているというふうに認識をさせていただきたいというふうに思います。

御案内のとおり、生育の時期をずらすということについては、過去に平成4年のべにばな国体のときに、寒河江は剣道の競技場になりましたが、お越しをいただくお客様にさくらんぼをごらんいただくということで、ポット栽培のさくらんぼでの抑制栽培、秋に実らせているということで、当時の寒河江市農協が主体となってこの取り組みをしていただいたわけでありませけれども、実際そのちょうど期間中に、赤く実ったさくらんぼをごらんいただいたわけでありませけれども、それまでの苦労は大変なものがあったというふうなこともお聞きをしているところではありますが、御提案のとおり、通年でさくらんぼをごらんいただくような技術、施設も含め技術が可能であるということになれば、それは大変大きな話題となって、観光客の誘客にも大変つながるというふうにも思いますので、今後我々としても再整備計画の策定の中で検討させていただくというふうになろうかというふうに思いますが、いろいろそういう意味では我々もあわせて一緒に研究をさせていただきたいというふうに思います。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 ぜひ前向きに検討してもらって、よりよい、これまでにないチェリーランドさがえになっていけばと私は思っておるところであります。その中でも、本当にチェリーランドは、道の駅といえばチェリーランドというふうに東日本、東北、山形県でも大変知名度がある有名な場所にもなっております。

しかしながら、全国の道の駅数は現在1,145カ所ほどありまして、生き残りをかけながらさまざまな展開がされてきております。今後の、

チェリードームも老朽化しているわけですので、さくらんぼに特化した建造物などが私は望ましいのかなと思っているところでもありますけれども、計画が進んでいるということでもありますけれども、チェリーランドさがえの構想的なものがあればお聞きしたいと思っているところがございます。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 チェリーランドにつきましては、施設、建物、物販施設も含めてですけれども、25年以上たっているということで、これまで道の駅の草分け的な施設であったわけでありませ。そういう意味では、生き残ってきた施設なのかなというふうにも思いますが、これからも末永く生き残っていく、あるいは道の駅の象徴として繁盛していくための施設についてどうしていくかということ、やはり真剣に考える時期だということでありませるので、再整備計画、今検討中でありませけれども、その中でいろいろ検討していくことにさせていただきたいというふうに思いますが、いろいろ市民の皆さんとか議会の皆さんなどからもいろいろ御提案をいただいて、そういう意味で、象徴的な施設として観光誘客の拠点としての名にふさわしい施設に生まれ変わるようにしてまいりたいというふうに考えているところでありませ。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 この整備計画についても、さまざまな地域そして年代ごとにワークショップや市民の声なども反映しながら、よりよい10年後、20年後、30年後のチェリーランド構想を考えながら進めていっていただきたいと思いますと思っているところがございます。

これで私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

木村寿太郎議員の質問

○内藤 明議長 通告番号9番、10番について、
15番木村寿太郎議員。

○木村寿太郎議員 おはようございます。

私は1人会派でございますので、その名称が創生寒河江の会と申します。多分皆さん初めてお聞きになったかと思っておりますので、お見知りおきをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、一般質問に入るわけでございますけれども、ちょっと質問事項を見ると13項目ぐらいあって多くなるかと思うんですけども、はしょって頑張って1時間内に終わるようにしたいと思ひますので、市長、教育長にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

その前に議長にお願ひ申しあげます。私、タブレット、ちょっとまだ使いなれなくてこなせなくて、多分事務局にも途中でお願ひするかなというふうなことも、ハプニングもあると思ひますので、よろしく御理解をお願ひしたいと思ひます。

それでは、第1問に入りますけれども、除雪対策全般についてということでございますけれども、先ほど佐藤議員もおっしゃったように、毎日真夏日の中で何で雪のことを聞くのかと思われるかもしれませんが、頑張りたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

平成29年度の初雪は11月初旬であり、低温が続き、そのまま根雪になってしまいました。市の組織としては、豪雪対策本部ではなく豪雪対策連絡本部でとどまりましたが、市内延べにすると市道342キロという長い距離での除雪であります。その間、市内除雪協力会や関係機関と本市の市職員、特に建設管理課職員の方々、そのほかに雪の窓口を担当されて苦情電話を受けている方など、昼夜を問わず除雪対策の労苦に対して、厚く感謝と敬意を申しあげます。

そして、第6次寒河江市振興計画の基本政策第5章に「便利で快適に生活できるまち」のき

め細やかな除雪対応にのっとった政策が実現できるように期待をしながら、質問をさせていただきたいと思ひます。

さて、我々の議会としても、2月19日に常任委員会ごとに2班に分かれまして、12年ぶりの豪雪地帯に行ってまいりました。私たちの班は、田代、留場、楯、谷沢、清助新田、高松地区を巡回し、特に冬の田代地区はほとんどの議員が初めての経験であり、自宅の屋根まで届いている排雪された雪の塊や、吹雪の中での高齢者の方々の雪掃きなど目の当たりにし、平野部との違いに皆さん絶句するばかりでございました。終了後に議会会議室で懇談会を行い、後ほど議員から要望や意見を提出してもらいましたところ、25項目もの要望や意見が出て、もう1回よりよくまとめ、上申しようと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、早速第1問に入りますが、雪というと寒河江市では私の地元である白岩地区が話題になるわけですが、市民、地区民を代表し、要望や質問させていただきますので、よろしくお願ひ申しあげます。

まず、昨年度の本市の積雪量、除雪、人身事故や建物、農作物への被害状況など、例年と比較してどうだったのかをまずお聞きいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 昨年度の寒河江市の積雪量、降雪による被害、除雪などの状況でございますが、まず積雪量については、市街地の最深、一番深い積雪ですが、これは1月27日で77センチメートルでございました。寒河江市では豪雪対策本部というのは、80センチ以上の場合、豪雪対策本部をつくりませんが、それに至らなくて豪雪対策連絡本部というふうになっております。これは1月25日に設置をして、豪雪に起因する被害防止などに努めたところでございます。この連絡本部は、平成24年度から6年連続連絡本部と、こうなっております。

次に、被害や事故などにつきましては、除雪作業中の転倒や転落による人身被害・人身事故は10件の被害があって、うち1件につきましては、御案内かと思いますが、白岩地区内で転落により87歳の男性お一人が死亡するという痛ましい事故が起こっているところでございます。

また、農業被害については、さくらんぼの加温ハウス4棟、バラ栽培の園芸ハウス1棟、物置用のハウス1棟が全壊をしております。また、育苗ハウスの半壊が1棟の報告がございました。

道路除雪の状況でございますが、早朝の一斉除雪出動が13回、それから自主出動で最も回数が多かったのは田代地区で、29回の出動になっております。降雪量は大変多いように感じられたわけでありまして、除雪回数につきましてはおおむね平年並みとなっているところでございます。

それから、除雪事業費については、排雪分なども入れまして、見込みでは1億9,000万円ほどになるかというふうに考えております。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 答弁ありがとうございます。やはり雪が消えると、どうしても雪の多かったことを忘れがちになりますが、雪害を最小限に食い止め、減災に向け抜本的な今後の対策を練り上げておくべきではないかと考えております。

ことしの冬も、市内では、先ほど市長からも御報告ありましたように、私どもの地元で1件死亡事故がありました。それを教訓に、しっかり再発防止につなげ、次に備える必要を認識することが大切かと思っております。

次に、第2問に入ります。

今から40年ほどになりますが、1971年に国土審議会は豪雪対策特別措置法に基づき、特別豪雪地帯指定基準を議決したようですが、豪雪地帯にも特別豪雪地帯と豪雪地帯の2つに分類されているところでございます。全国では、24都道府県546の市町村、大体全国の約31%ぐらい豪

雪地帯の指定を受けており、本県の特別豪雪地帯は26市町村に及び、その他の市町村は全部豪雪地帯に該当するそうでございます。

西村山地区では、当然朝日町、大江町、西川町が指定を受けております。しかし、県内でも酒田市は旧八幡町、鶴岡市は旧羽黒町、旧櫛引町、旧朝日村、庄内町は立川町など5地区が一部特別豪雪地帯の指定を受けております。合併などにより多少変更になってきたのかと想像されますが、この状況であれば、本市の幸生、田代地区などは、シーズンに平均30回前後の除雪回数があります。積雪量や周りの状況からしても、当然該当するのではないかと思います。特別豪雪地帯と豪雪地帯の違いと、これまでに特別豪雪地帯としての指定を受けるための申請をした経緯はあるのか、またなかったとしたら今後のお考えをお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 木村議員からは、幸生、田代地区における特別豪雪地帯の指定について御質問がありました。豪雪地帯における雪害を防除し、産業の振興と民生の安定向上に資するためとして制定されました豪雪地帯対策特別措置法の第2条第1項に、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、積雪が特に甚だしいため産業の発展が停滞的で、かつ住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ国土審議会の意見を聞いて、道府県の区域の全部または一部を豪雪地帯として指定すると、こういうことになっているわけです。その法律の第2条の第2項のほうで、第1項により指定された地域のうち、豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ積雪により長期間自動車の交通が途絶するなど、住民の生活に著しい支障が生じる地域を、国土審議会の議決を得て国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が定める基準に従って、特別豪雪地帯として指定するとい

うふうになっているわけでありませう。

この特別豪雪地帯の指定基準というのは、市町村を指定の単位としています。昭和33年から昭和52年までの20年間の累年の平均積雪積算値というのが、要するに積雪の量を20年ずっと積み重ねていくんですが、それが1万5,000センチメートル日、これを日で割ったときに1万5,000センチメートル日以上地域が、市町村の2分の1以上の面積があること、またはその地域の中に市役所や役場があること、さらに積雪による自動車交通の途絶の状況や医療、義務教育、郵便集配の確保の困難性、財政力並びに集落の分散の度合いなどで総合的に判断すると、こういうふうになっています。

先ほど御指摘のとおり、山形県は全域が豪雪地帯の指定をされているわけでありませうけれども、特別豪雪地帯については合併前の市町村単位で、現在の市町域の一部が特別豪雪地帯の指定を受けている市町を含め、県内26の市町村が指定を受けていると、こういうことでありませう。そういった意味で、寒河江市はそういうことに該当していないということであろうかというふうに思ひませう。

その特別豪雪地帯の指定を受けた場合の支援策というのは、義務教育施設の新築・改築などの補助率のかさ上げ、さらには基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するものの改築については県が行うことができるなどということでありませう。限られた内容の支援があるということでありませう。寒河江市は、そういう意味で基準を満たしていないので、この特別豪雪地帯の指定は受けることができないというふうになっているわけでありませうので、御理解をいただきたいと思ひませう。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 市町村の単位でということでありませうので、今私、鶴岡とか酒田のことで申しあげましたけれども、合併する前に町であ

ったところになったというふうには理解しているところでありませう。

それでは、続いて第3問に入ります。

本市では、高齢化と核家族、単身化の進行で、お年寄り世帯が増加し、若年人口の流出により、いわゆる除雪弱者の負担を少しでも軽減しようとして、この冬新たな除雪等情報提供システム、いわゆるGPS装置を導入し、思いやり除雪の施行を始めたわけでありませうが、その効果と今後の課題などについてをお伺ひいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど木村議員からありませうが、29年度から除雪情報システムということで、GPSを搭載して、さらにこのシステムに要介護度3以上の独居高齢者の住宅位置情報を登録したスマートフォンを除雪車の重機に備えつけて、除雪作業に出動をして、これらの住宅付近に差しかかったときにスマートフォンから警報アラームが鳴って、この世帯の間口に極力雪を置かないようオペレーターに知らせる仕組みになっているわけでありませう。また、出動中の除雪車が現在どの場所で作業を行っているか、インターネットで確認ができる機能も搭載をさせていただきます。

この思いやり除雪については、対象となる市民の方からは大変好評を得ているわけでありませう。好評を得ているわけでありませうけれども、間口に雪を置かないようにするためには、除雪車の走行スピードを下げ、また排雪板の角度を細かく調整しながら走行する、あるいは間口に雪を置かない分だけ雪押し場への移動回数もふえていくということでありませう。作業時間が長くなっていくということになっております。

この間口除雪の対象者は、約80件でありませうでしたが、今後その対象が拡大していくということも要望が出てくるのではないかとこのように思っているところでありませう。現在の除雪車の台数、あるいは雪押し場の確保の状況のまま、

その対象を拡大した場合には、なかなかその本来の目的であります市民の皆さんの出勤前の道路除雪を完了していくということが不可能になる可能性も懸念されるというようなところがありますので、今後に向けて対応をいろいろ検討していく必要があるというふうに考えております。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 御答弁ありがとうございます。全くそのとおりだと思いますし、もっと高齢化が進んで対象を広げてほしいという要望が当然出てくると思いますけれども、やはり私も除雪のオペレーターの話を書きますと、なかなか個人情報が絡んできて、どこだということも教えられないし、なかなか大変だというふうな情報もございますけれども、便利になったことは確かでございますので、今後の御利用の仕方をもうちょっと考えていただければ大変ありがたいと思います。

それでは、続きまして第4問に入ります。

前問の質問とちょっと重複する部分も少しはあると思いますが、市民から要望の高い間口除雪についてを伺います。

道路除雪は、雪国にとってどうしても必要な仕事であります。誰かが除雪というものを負担しなければ、市民は生活に欠かせない国道、県道、市道までに到達しないわけで、利用することさえままならないわけでありまして。特に、自宅の間口に残された雪はかたい上に重く、お年寄りが片づけるには大変な労力になるわけです。

寒河江市の最近の高齢化率を見ると、30.7%でございます。県内35市町村の低いほうから4番目でございますが、これが一旦中山間地になると、田代地区が53.7%、幸生地区が44.4%になり、単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯がどんどんふえてきております。この雪対策が移住に結びついている要因でもあると思われるわけです。こんな点から、間口除雪について、本

市でも今後どんな対策を考えているのかをお聞きします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど申しあげましたけれども、この除雪の一番の目的というんですか、やっぱり通勤時間帯まで、それまでに終了させていかなければならないという一つの使命があるわけでありまして、これまでもその除雪路線が順次延びていることがあって、開始時間を早めていただいたり、あるいはその受託していただいている業者の方をふやしたり、あるいは台数をふやしたりということで、そういう目的を達成できるように努力をしております。

また、今そういう中でも、新たな課題ということになりますと、オペレーターの方が高齢化している。なかなかかわりの人がいない、あるいはそういうベテランの方が少なくなっているというようなことで、逆に若い方がなり手が不足をしているようなことも、人材が不足しているということもあります。また、雪押し場などについては、新しい新興住宅地などについてはなかなか確保できないということもあろうかというふうに思います。

そういった中で、間口除雪のほうを拡大していくということに考えますと、ただ単に台数をふやして人をふやしていくという机の上だけのことはなかなか難しいということも考えられますので、我々としてはそういう努力をしていながらも、市民の皆さんからもある程度理解をしていただいて、協力をしていただく部分というのが新たに出てくるのではないかとこのように考えているところでございます。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 全く今市長がおっしゃるとおりでございますけれども、間口に雪を残さないように何らかの配慮をしているというのが、県内35市町村では約8割に当たる27市町村に上っているということでございます。人口や財政規

模など、各自治体で抱える事情は違うわけですが、高齢化は確実に進んでいくわけですので、新たな住民ニーズが今後も高まることは確実であります。今後は福祉課題として問題を捉え直し、予算を充てるとかいうアプローチを活発化するという取り組みも必要になってくるのではないのでしょうか。

続いて、第5問に入ります。

排雪場所についてお伺いいたします。

現在、市内には排雪場所として3カ所設けられているわけですが、豪雪になった場合には、臨時的にもう1カ所を設けているというのが通常かと承知しております。現在、白岩・高松・醍醐地区の排雪場所は、国道112号線と287号線が交わる高松跨線橋5差路付近の八鍬河川敷にあるわけですが、入り口が狭隘であり、カーブが多く、見通しが悪く、排雪車の大きさでは交差もできない状態であります。特に、土・日曜日に集中する排雪は、入り口の付近で渋滞が激しく、往復に大変な時間を要するわけで、ついやってはいけない寒河江川や実沢川に捨てて、県のパトロールに注意され、困惑しているような現状でございます。

統計的に見ても、本市の一番雪が多い地区であり、要望は何回かお願いしているわけですが、一歩前に進んだ御回答をいただければ大変ありがたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市内の雪捨て場については、御案内のとおり寒河江川それから最上川の河川敷に3カ所、通常は設置をしているわけですが、その1カ所が御質問の高松八鍬地内の寒河江川河川敷というふうになっているわけでございます。

御指摘がありましたとおり、その進入路が河川管理用道路を活用したものとなっているために、余り幅員が広くなくて、大型ダンプカーな

どが通行するにはすれ違いができないというようなところであります。また、この進入路、大きくカーブしているために見通しが悪くて、その雪捨て場に入る車と出る車が進入路の途中で鉢合わせをして立ち往生するなどということ、渋滞が発生してしまうなどということが間々見受けられているところでございます。

この高松・醍醐・白岩地区は、御指摘のとおり市内でも降雪が多い地帯でありますので、この現在の八鍬雪捨て場をもっと利用しやすくしていく方法はないのかどうか、どうしたら利用していく、利用しやすくなるのかどうか、また河川敷のみならず、新たに雪捨て場として活用可能な場所はないのかどうかなどについて、関係機関と十分協議を重ねながら協力要請などをしていく必要があるというふうにご考えております。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 ありがとうございます。本当に雪が今はないわけですが、こういうときに質問するのもどうかと思っておりますけれども、雪対策は課題を挙げればきりがなくございまして、住みなれた土地に安心して住み続けるには、今後は流雪溝の整備や消融雪装置の普及やロボットも含めた先進技術の開発・導入も考えなければならない時代に来ているのではないかと思います。

今後は、超高齢化時代になってくると、間口除雪やGPSの搭載など、先ほど申しあげましたように福祉課題として問題を捉え直し、予算を獲得しなければならない時期に来るのではないかと思います。今後ますます除雪対策に対しては御理解いただくようお願い申しあげまして、第1問を終わらせていただきます。

○内藤 明議長 木村議員、ちょっとお待ちください。

ここで、暫時休憩いたします。
再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村議員。

○木村寿太郎議員 続きまして、通告番号10番、市内の中学校に配置される部活動指導員についてをお伺いいたします。

ことしも4月7日に、市内3中学校の入学式がありました。新1年生が希望に満ち、胸を膨らませて入学してきたのかと思っております。中には、小学校のスポーツ少年団や地域のスポーツクラブとはまた違った部活動に入部することを楽しみに、期待を持って入部する生徒がほとんどかと思えます。しかし、いざ入部してみても、月日がたつにつれ、現実のギャップに悩む生徒も今後はいるのか心配でもあります。

それでは、第1問を伺いますが、1日目、同僚議員の國井議員と重複する部分があると思いますが、よろしくお伺いいたします。

では、第1問、市内の中学校に配置される部活動指導員についてをお伺いいたします。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 おはようございます。

部活動指導員の配置につきましては、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が施行され、今年度から本格的な運用が始まっているところでございます。

この制度化の背景には、日本の中学校教員の勤務時間がOECD参加国の中でも最も長く、特に部活動と課外活動への指導時間が長いということ、OECD平均では2.1時間ですけれども、日本におきますと1週間当たり7.7時間というふうなことで長くなってございます。

また、運動部活動の顧問でございますが、日本体育協会が調査したものによれば、保健体育以外で当該部活動の競技経験がない者が46%というふうな現状にございます。

ことしの3月にスポーツ庁から出された運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインの中に、教員の多忙化にかかわって、部活動の休養日の設定について週当たり2日以上休養日を設けることとか、1日の活動時間を長くとも平日で2時間、休業日は3時間程度として、できるだけ合理的かつ効率的・効果的な活動を行うということが示されております。このガイドラインの中にも、議員からございました部活動指導員についての記述がございます。ガイドラインに明記されておりますように、今後の部活動のあり方については、国を挙げて課題を整理、改善していく動きになっておりますので、この部活動指導員についても、教員の働き方改革の一環として注目度が高いというふうに推察しております。

本市の現状でございますが、配置につきましては、先日の一般質問でもお答えし、繰り返すにはなりますが、7月より3名の指導員を市内の3つの中学校に1名ずつ配置する予定であり、本定例会においても寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正の議案を上程しているところでございます。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 御答弁ありがとうございました。

今教育長からも御答弁ありましたように、大体内容としては部活動の活動時間については平日2時間、土日においては3時間以内とし、週2日以上休養日を設けるような指針案かと思いますが、短時間で効率的な練習を促すことで、生徒のけがを予防し、勉学など部活以外での機会を確保し、顧問教員の過重労働も減らす目的かと思われまます。

続いて、第2問に入ります。

いろいろな資料などによると、これらが本年度から実施ということで本格的に始まるわけですが、部活動指導員、県内他市町村の配置の進

捗状況はどうなっているかをお伺いいたします。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 部活動指導員の運用につきましては、今年度から開始されました文科省の働き方改革推進事業の一環として進められており、国・県・市町村が事業主体となっております。

部活動指導員の報酬につきましては、国・県・市町村がそれぞれ3分の1ずつを負担し、事業を進めてまいります。

県の今年度の事業方針としましては、県内公立中学校98校のうち、その2分の1、半分に当たる49校に1名ずつの指導員配置を行おうとしております。事前の市町村の意向調査によれば、今年度は本市を含め21市町村がこの事業に手を挙げているというふうに聞いております。県として、来年度までには県内全ての公立中学校へ1名ずつの配置を予定しているところでありますが、本市としましては今年度中に、先ほど申しあげましたけれども、市内3校全ての中学校に、市独自の持ち出し分の予算も含めて部活動指導員1名ずつを配置していきたいというふうに考えているところでございます。

先週5月28日に、本市を含めた教育事務所管内の事業参加教育委員会を対象にして研修会が開催されて、制度の趣旨、部活動運営、指導について理解、確認をしたところでございます。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 どうもありがとうございます。

県内では21市町村ずつに配置されるということでございますけれども、来年からは各1校1名ずつというふうに理解してもよろしいのでしょうかと思いますけれども、それでは第3問に入らせていただきます。

地域によっても変化は違うでしょうが、各中学校とも生徒数の減少により部活動の種類や数も少なくなり、その配分にも事欠く状況かと思っております。市内3中学校の運動部における生徒数

の現状と、顕著な成績と部活動の種類の変動などについてをお伺いいたします。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 市内3つの中学校の運動部活動の状況についてお答え申し上げます。

市内の3つの中学校とも、運動部、文化部含めてでございますが、部活動には全員加入ということが原則になっております。

まず、初めに市内の生徒数、加入状況でございますが、市内3中学校で運動部に加入している生徒数の割合は、今年度につきましては82.9%ということになります。ですから、そのほかは吹奏楽部等の文化部に所属しているということになります。

また、部活動の種類でございますが、各中学校ごと申し上げますけれども、陵東中学校におきましては10種類、男女別14の運動部がございます。人数別で見ますと、その中の陸上アスリート部が50名前後と多くなっております。この陵東中学校の陸上アスリート部につきましては、学校の部活動にはない競技、例えば硬式野球、サッカーのクラブチーム、カヌー、あるいはゴルフ、ダンスで、ふだんは外部のクラブで活躍している、活動している生徒が加入しております。外部で活動がないときは校内で基礎トレーニングなどを行っているということでございます。

陵南中学校でございますが、12種類、男女別17の運動部がございます。人数で見ますと、ここ数年はソフトテニス、卓球が男女合わせて約70名程度、サッカーと陸上が各50名程度と部員数が多い状況になってございます。逆に、10年ほど前には約70名ほどいた野球部は、現在では20名ほどに減少しております。

陵西中学校でございますが、5種目、7つの運動部がございます。運動部活動の人数については、ここ二、三年は大きな変化はないものの、他の2校と比べると部員数はどの部も少ない傾

向にございます。生徒数の減少による部活動の休部・廃止につきましては、過去10年のスパンで見ますと、陵西中学校におきましては柔道部が平成19年度より休部となっております。また、平成29年度からは、それまでありました総合運動文化部、先ほど申しあげた陵東中学校でいえば陸上アスリート部のようなものでございますが、この陵西中学校の総合運動文化部につきましては、29年度から募集を停止しているというふうなことでございます。

次に、運動部活動の成績でございますが、市内3つの中学校ともに、県大会には西村山地区代表として、団体・個人を含め多くの生徒が出場し、上位入賞などを含めすばらしい成績をおさめておりますので、ここで申しあげるとも枚挙にいとまがないという状況でございますので、昨年度の東北大会出場以上の顕著な成績のみを申しあげたいというふうに思います。

東北大会には、陵南中学校は個人で水泳、陸上、新体操、柔道などが出場し、新体操と柔道では全国大会に出場しております。陵東中におきましては、水泳、陸上、柔道で東北大会に出場しております。陵西中学校につきましては、男子バレーボール部が東北、全国大会に出場しております。

本市中学校の運動部活動の成績を見ますと、県大会、東北大会そして全国大会というふうなことで、個人・団体を含め数多くのすばらしい活躍と成績をおさめ、生徒の頑張りを賞賛したいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 今成績まで教えていただきまして、ありがとうございます。

やはり、こういうふうになると、生徒さんのやっぱり価値観というのも時代とともに大きく変わってきているかなと思いますし、スポーツ少年団とか、やっぱり今教育長がおっしゃった

ような部活動の方向に行くということは、多種目にわたりいろいろな形でスポーツに参加するということが本当にいいことだなと考えております。

それでは、続きまして第4問、完了していますので次の質問を伺います。

私個人的にも思っておりますが、新聞記事にも時々掲載されておりますように、日本でもロンドンオリンピックでの多くのメダルを獲得し、終了後に各地で行われるメダル獲得者によるパレードや、地元の声援による盛り上がりがスポーツによる感動を生んでいるのかと思われまます。非常に国民の関心が高まっているのも、このスポーツの競技に対する皆さんの感覚かと思っております。

それにも増して、オリンピックの競技の種類が多さというものには、私もちょっと驚いているところでございますが、その分可能性を秘めた若い方々の意気込みや思いも大きいのかと思われまます。社会情勢や、もちろん友人との関係などは大きく影響するのですが、そんな意気込みにも心強く思っている1人でございます。

それでは、第4問、中学校生徒が望む最近の運動部活動の傾向についてをお伺いいたします。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 先ほど申しあげましたとおりでございますが、市内の3つの中学校では、運動部、文化部含めて既存の部活動への全員加入ということの基本としておりますが、現状を見てみますと、中学校に設置されている部活動以外のスポーツ競技等に参加している生徒もおります。例えば、硬式野球やサッカー、あるいは陸上、新体操などで、同じ種目であっても、より専門的な技術向上を目指して外部のクラブチームに加入するなど、生徒のニーズも多様化しているということも事実であろうというふうに思います。

また、近年、卓球やテニス、陸上、水泳など

の個人種目において、オリンピックや世界大会において日本人選手の活躍が多く見られるようになったこともあり、子供たちの興味、関心にも少なからず影響があるというふうに思われます。市内3中学校の今年度の運動部活動の入部状況を見ますと、先ほどと重複しますが、ソフトテニス、卓球、サッカー、陸上への入部が多い傾向が見られ、スポーツや運動部活動への考え方へも多様化が見られるとともに、生徒の好むスポーツのニーズにも変化が生じているのではないかなというふうに感じているところでございます。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 先ほど来、今お聞きしていますと、やはりスポーツに対する感覚というのが、やっぱり時代とともに本当に大きく変わってきているなと思いますし、私らもスポーツ少年団なんかつくった経過があるわけですけれども、その経過を見ても、あの当時昭和54年ころだったと思いますが、そのころにしてみましても、ほとんどの方が野球部に入っていたのかと、私も1学年大体、あの当時で小学校4年生、5年生、6年生で大体60名ぐらいいたんですね。それが、今完全に少子化でスポ少でも消滅してしまいました。そんな傾向を考えると、今後というのはやっぱり季節ごとに異なる競技を行ったり、体力づくりを目的としたりするなど、過度な練習を避けたい生徒も参加しやすい運動部の一種を考えたりすることも必要になってくるのではないかなというふうなお話を伺ったことがあります。そのようになると私どもとしても寂しいなと思うのが感想でございます。

それでは、第5問に移ります。

私も保護者の方々から、部活動の指導者や担当者の指導についていろいろ御相談を受けることがあります。現状では、部活動の種類もたくさんあるわけで、担当者の中には、その競技の経験のない方も当然いるとお聞きしております。

本市の現状では、担当者の競技経験者というものはどれぐらいの割合でいらっしゃるのでしょうか。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 教員の競技経験者ということについてでございますが、初めに競技経験者という考え方、定義と申しますかその考え方について申し上げます。競技経験者とは、運動部活動を指導する顧問が、当該競技について指導資格とかライセンスを持っているということではなくて、顧問が中学校や高校で当該部活動の経験があるとか、また大学では当該競技の経験があるという意味で、競技経験者という文言を使わせていただくということで御理解いただきたいというふうに思います。

市内の3つの中学校への聞き取り調査によりますと、競技経験者の割合は学校によってもやや違いはありますが、約40%から45%の範囲ということになっております。先ほど、全国的には担当部活動の競技経験がない教員の割合を、日本体育協会の26年度の調査で申しあげましたが、それが46%ということでありますので、逆に言えば100から46を引いた54が、全国的には競技経験者ということになりますので、これを比べますと、市内の3つの中学校の競技経験者はやや少な目なのかなというふうに思っているところでございます。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 御答弁ありがとうございます。

やはり、この今教育長の報告を聞いてみましても、教員はオールマイティーではないなというふうな感じはするわけでございますけれども、しかし生徒からすれば、未経験者の担当であれば、自分の競技力の向上は多くを望めなくなる可能性というのは大きくなるのではないかと思いますし、中学校に入って部活動で成長して、高校、大学への運動部へのステップとしたいという大きな希望を持って入学した生徒、保護者

の気持ちもちょっと複雑になってくるような感じがしております。

そこでお聞きしますが、市内の3中学校の未経験の部活動担当者に対する指導方針などはあるのか、あるとすればどのような形で行っているのか、そしてまた各学校にお任せしているのかなどをお伺いいたします。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 部活動につきましては、平成29年3月に告示されております学習指導要領の解説によれば、教育課程外の学校教育活動というふうにされております。教育課程外の学校教育ではありますけれども、学校教育の一環として教育課程との関連を図るようというふうに留意されております。

このように、部活動は集団の中で異なる年齢の生徒同士、生徒と教師との好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感、責任感、連帯感を育成するなど、極めて教育的価値が高い教育活動でございます。また、この学習指導要領には、地域の人々の協力、社会体育施設や社会教育団体等の各種団体との連携など運営上の工夫を行って、持続可能な運営体制が図られるようにするというふうにも明記されておりますので、部活動の経験のある、なしにかかわらず、教員のみが指導にかかわるのではなく、その他の関係機関とも連携を図りながら体制を整えていかなければならないというふうに考えているところであります。

このようなことから、教育課程である体育に関する指導力の向上のための教員研修は、体育の教員には体系的に設けられてはおりますけれども、部活動指導は、先ほど申しあげましたように学校教育の一環として位置づけられているものの、学習指導要領上は教育課程には含まれないというふうなものでございますので、教員を対象とした部活動の指導の専門的な研修は、県や本市を含め各市町村では実施されていない

というのが現状でございます。

ただ、各種競技団体や各種目の競技会、または競技専門部が主催・共催して行う指導者講習会とか審判講習会などは開催されておりますので、教員は自主研修として参加して、指導者としてのスキルアップに努めている状況でございます。また、顧問によっては、余暇を利用しながら意欲的に自主的な研修を行って、指導力向上を図っている者もございます。

いずれにしても、競技経験のない教員にとっては、みずからの指導力のスキルアップは自主的・自発的な研修による研さんに頼らざるを得ない現状にあり、こういった意味からも教員の働き方改革というものが必要になっているゆえんだというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 御答弁ありがとうございます。そうすると、やっぱりこういう部活動指導員の必要性というのがだんだん迫ってくるのかなという感じがしておりますので、全く今ちょうど好機のとときかなというふうな感じもしております。

それでは、第6問に移ります。

新指導者の選定、部活動の指導方法については、第1日目の國井議員からの質問で伺っておりますので割愛させていただきますが、新しい部活動指導員の制限などを含んだ待遇についてなどをお聞きいたします。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 部活動指導員の待遇といえますか勤務につきましては、1週間当たり3日間、1日当たり2時間としておりますが、実際の勤務の割り振りににつきましては、各学校の実態に応じた設定ができるものというふうになってございます。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 待遇というのと、そのように理

解していいのかわかりませんが、こちらで理解したいと思います。

新しくなる制度であるために、先ほど教育長からも話ありましたように、条例変更などの複雑な手続があるのかと思いますが、手当の支給でございますが、現況の担当制教員とのかかわりもあり、またテスト段階ともお聞きしております。十分な体制づくりを期待したいと思います。

それでは、第7問に入ります。

スポーツ庁などの部活動指導員の制度化についての資料を見せてもらいますと、中学校、高等学校などにおいては校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率などを行うことを職務とするところがあるが、担当教職員といわゆる部活指導員との位置づけ、責任の度合いなどについてをお伺いいたします。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 担当教職員と部活動指導員の役割分担等につきましては、教員の働き方改革の一環としての顧問教員の負担軽減を主な目的として、学校の実態に応じて運用されるものでありますので、1つの部活動の顧問として、あるいは複数にまたがる部活動の顧問の支援としての勤務が期待されているところであります。

部活動指導員には、先ほどありましたスポーツ庁のガイドラインの基本的な考え方を踏まえながら、各中学校の部活動方針、サービスなどを遵守するとともに、生徒の安全、事故対策への体制を確認した上で、当該校の部活動の実態に応じた効果的で効率的な運用が期待されております。単独での大会引率、顧問が不在での指導も可能であることから、技術的な指導のみならず、生徒の発達段階、個人差に対する心身の問題に寄り添いながら、顧問教師や外部指導者と連携をしながら、保護者とも共通理解を図るようになっておりますので、従来の外部コーチ以上に責任の度合いは高いものであるというふうに思

われます。だからこそ、このような部活動指導員の配置によって、チーム学校による部活動指導の効果的な運営が図られていくのではないかなというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 それでは、時間も迫ってまいりましたので第8問に入りますけれども、本市においても少子化がどんどん進んでおります。特に、陵西中学校においては全学年で生徒数が本年度141名であります。これは、現在の陵東中学校の3年生の生徒数140人とほぼ同数です。全体としては陵東中学校の3分の1以下だというふうに理解しておりますが、現在2年生は全員で43名で、あと1名で1年生のときに2クラスになれるところでしたが、現況1クラスという状態で、陵西学区には今議員が4名おりますが、授業参観などを一緒にいつも研修させてもらっておりますが、現在の教室にはすし詰め状態でちょっとかわいそうかなという感じがしております。学科によっては2つに分けて授業を行っておりますが、1クラス減少になったことから、教職員の3名も減にもなっております。

この制度によって学校現場も期待できるかと思いますが、この少子化が進んでいく中で、今後の部活動のあり方がどうなるのかを教育長にお伺いします。

○内藤 明議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 議員からございましたように、今後少子化が進んで、そして先ほど申しあげましたような、子供たちのスポーツに対するニーズの多様化なども鑑みますと、これまで行っていた部活動が今後も持続可能なのかということについては、問題は深刻であるのかなというふうに思っているところであります。

まず、部活動の顧問につきましてであります。部活動にとっては指導者が確保されて、しっかりとした指導体制が組まれるということは、子供たちにとっては何より重要なことだとい

うふうに思っております。しかしながら、先ほど陵西中学校の例にもございますとおり、県費負担教職員の教職員定数につきましては、義務標準法をもとにした県の基準により配置されておりますので、学校の規模にもよりますけれども、1学級減により1から3名の定数が減少する場合もございます。学級が減っても、部活動は現状のままであるとすれば、部活動に大きな影響が出てくるということも当然のことだというふうに思っております。

こういった学級減による教職員定数減のような場合につきましても、この部活動指導員の配置につきましては大変有効である制度であるのかなというふうに考えているところでございます。

また、今後の部活動の例えば休部または廃部といった状況なども考えられるのかなというふうに思いますが、県の中体連では平成20年度より、部員不足のために単独校ではチーム編成ができず、大会出場のない生徒たちに活動の場を保障するというので、2校合同チームでの出場を認める救済措置がとられております。

昨年度は、県中体連総合体育大会男子バレーボール競技におきまして、櫛引中と鶴岡四中が合同で出場しておりますし、ソフトボールにおきましても天童一中と天童三中が合同で出場しております。西村山地区内では、中体連主催の大会ではありませんが、平成27年度の西村山地区協会会長杯バレーボール大会女子におきまして、朝日中と西川中が合同チームで出場した例がございます。ただ、これらの例は恒常的に継続できるものではないというふうに考えております。

部員が減少する部にあっては、部活動存続のあり方の方向性はどうかあるべきか、存続廃止する場合には、納得性ある基準はどうかあるべきかなど、今後の部活動運営のあり方については顧問、コーチだけではなく、当該部活動にかかわる関係者、あるいは小学校時代に指導

したスポーツ少年団の指導者、保護者や地域の方々も含めて幅広く丁寧な議論し、慎重に取り組まなければならない問題であるというふうに感じております。

いずれにしましても、現状と今後考えられる状況をしっかりと分析し、教職員、生徒、保護者、当該スポーツにかかわる関係者、OB、地域住民が十分に共通理解をし、納得感を持って方向性を定め進めていくことが大切であるというふうに考えております。

教育委員会としましても、適切に指導、助言しながら、学校の対応をしっかりと見守り、支えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 御答弁ありがとうございます。

今教育長の説明にありましたように、それぞれの生徒が今以上の技能を高め、記録に挑戦しようとすることは必然なことでもあります。そのことを学校は指導、支援しなければならないわけで、問題となるのは指導者が大会で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いたり、生徒のバランスのとれた生活や成長に支障を来してくるといういろいろな課題が出てくるわけですが、また生徒、保護者、地域、競技団体などの意識や価値観も多様化してきております。少子化により、運動部活動を取り巻く環境もさまざまな課題がますますふえてくるわけでございます。速やかな対応を御期待申しあげまして、はしょって申しあげましたが、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

柏倉信一議員の質問

○内藤 明議長 通告番号11番から13番までについて、16番柏倉信一議員。

○柏倉信一議員 今定例会最後の一般質問となり

ました。私にとって、このたびの質問が何十回目の質問になるのか把握はしておりませんが、一般質問のトリをやらせていただくのは初めての経験でございます。適度な緊張感を持ちながら質問に入らせていただきたいと思いますので、おつき合いのほどをお願いいたします。

通告番号11番についてお伺いいたします。

今年度より、市民への再生可能エネルギーの普及を図ることを目的として、新たな補助金が設置されました。このたびの取り組みを理解すべく、特に太陽光発電について少し勉強をさせていただきました。地球温暖化が深刻さを増す中、我が山形県でも環境に優しい太陽光発電システムを設置する家庭がふえているようです。

改めて申しあげるまでもないことですが、日本は石油、石炭などのエネルギー資源のほとんどを諸外国からの輸入に頼っているわけで、こうした化石燃料はいずれなくなってしまう。一方、太陽光発電は、こうした心配は皆無であり、将来の国産エネルギーとして期待が寄せられています。何より、発電の際、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素を全く排出しないため、環境に優しいクリーンエネルギーとして注目を集めています。私が調べた資料によれば、太陽光発電を4.3キロワット設置した場合、年間18リットルの石油缶で約57個分のCO₂が削減され、杉の木約163本の植樹効果に匹敵すること。我が寒河江市の新たな取り組みは的を射たものと言えます。

太陽光発電のシステムはシンプルであり、シリコンなどの半導体に光が当たると電子が飛び出し、電気が発生するという光電効果を応用した太陽電池を使用して、太陽の光エネルギーを直接電気エネルギーに変換して発電する仕組みです。太陽光発電により発生した直流の電力は、パワーコンディショナーによって家庭などで利用できる交流の電力に変換され、さまざまな家電製品などに消費され、余った電力、いわゆる

余剰電力は売ることができます。

さて、そこで伺います。この太陽光発電システムは、現在どのくらい設置されているのかお伺いをいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市内でということだというふう
に理解をさせていただきますが、現在市内で東北電力と売電契約をしている世帯の数は678件
であります。寒河江市内1万3,983世帯の4.8%
になっているところでございます。そのうち、
ちょっとデータがはっきりわかるのは、平成26
年から29年度までに県の再生可能エネルギー等
設備導入事業費補助金を受けて太陽光発電設備
を設置した件数は171件ということでございま
す。このうち、4件については蓄電池設備もあ
わせて設置しているという状況になってござい
ます。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 答弁をいただきました。この数字が多いのか少ないのかでございませけれども、次にこのたびの補助金は、現在の数字で結構ですが、どのくらい申請されているのかお伺いをいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の補助制度、今年度
に新設をしたわけでありませけれども、5月末時
点での申請件数は、太陽光発電設備は5件、木
質バイオマス燃料機器、電源を必要とするペレ
ットストーブであります。1件の申請があり、
これは交付決定をしております。なお、改めて
申しあげるまでもないですけれども、再生可能
エネルギーの整備導入事業費補助事業について
は、予算措置として太陽光発電設備が40件、蓄
電池設備が3件、木質バイオマス燃料装置は電
源あり、電源なしそれぞれ4件を予算措置をし
ているところでございます。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 本当に新規事業として今年度か

ら始まったばかりの補助金でございますので、出だしとしてはこんなものなのかなというふうに思いますけれども、このたびの新設された補助金の内容をよりわかりやすく周知することが必要と考えます。前段で申しあげたとおり、特に太陽光発電が注目されているわけ、理由を端的に表現すること、また県の補助金と併用できることなどは最低限の部分と思いますが、周知の方法、内容についての見解をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 柏倉議員からも御指摘ありましたが、太陽光発電というのは限りある化石燃料に依存することなく枯渇の心配のない太陽光エネルギーを利用して発電を行うということで、将来の国産エネルギーとして期待をされているわけであります。また、二酸化炭素を全く排出しないということで、環境に優しいクリーンエネルギーということで注目をされているわけであります。そういう意味で、温室効果ガス排出量の削減を図るために、とりわけこの太陽光発電設備の導入というものを促進するということは、我々にとっても急務であるというふうに考えています。

この補助制度を利用していただくための趣旨、それから内容の周知については、御指摘のとおり補助率とか補助対象経費などの制度の概要ばかりのみならず、もちろん県の補助制度と併用することが可能であること、あるいはさらには太陽光発電の仕組み、設備設置費用はどのくらいかかるのか、あるいは冬でも発電できるのかなどの発電設備導入に当たっての素朴な疑問などにも対応していくデータや具体例などを、ホームページなどに掲載して周知をしているところではありますが、今後は市報などへの掲載、あるいはチラシの配布などによって、より一層周知を図って普及促進に努めてまいりたいと考えております。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 今後の周知の方法等々に関して答弁をいただきました。最近、太陽光発電の普及がやや停滞ぎみとなっているというふうに私も感じておるところですが、その理由の一つに売電価格が下がっていることが大きな要素というふうに思われるわけですが、売電価格も下がっていますが、システムの設置価格も下がっております。まして、このたびの補助金は県の補助と併用できるということで、また雪国にあっては冬期間降雪の影響なども、先ほどの市長の答弁にもございましたとおり懸念されておりましたが、最近は融雪太陽光パネルなるものも登場してきたようでございます。こうした部分もぜひ周知の中に入れてほしいと考えております。

この質問の最後になりますけれども、このたびの補助金は太陽光発電とあわせて蓄電池設備を設置した場合に限り、蓄電池設備にも補助金が該当することとなっておりますが、災害時などに有効に活用でき、より効率的に太陽光発電を利用してもらうこと、また現在のシステムの普及率等々を加味すると、蓄電設備単独でも補助金の対象とすべきと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、太陽光発電のシステムにつきましては、日中の明るい時間に発電を行い、余った電気を電力会社に売電をすることができるわけでありますけれども、夜間など発電ができない時間帯は電力会社の電気を使う、使用するということになるわけであります。そこで、太陽光発電の電気をより効果的に使用するために、蓄電池設備が普及してきたところでございます。日中に発電した電気を蓄電して、使いたいときに使用できますので、災害時への備えにも有効な手段だというふうに思っているところであります。そういうことから、

御指摘のとおり近年は太陽光発電設備とセットで設置をしていく傾向にあるわけであります。

そういった観点を踏まえて、市の補助制度につきましても、太陽光発電と蓄電池設備をセットで設置をした場合に対象としているところがございます。逆に言えば、蓄電池設備を単独で設置をした場合は対象となっていないというのが今の制度でございます。

蓄電池設備については、まだまだ高額な設備でございますが、今後御指摘のとおり、既設の太陽光発電設備に設置する単独の蓄電池設備についても増加していくことが予想されますので、市としても状況を見ながら対応を検討していきたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 ぜひ、そのように取り組んでいただきたいというふうに思います。

ここまで、いろいろと太陽光発電に関して申しあげさせていただきましたが、マスコミ初め我々政治の舞台でもたびたび話題となる脱炭素、脱原発問題を、市民一人一人が身近な問題と捉え、子や孫に枯れることのない自然エネルギーである太陽光発電が普及することを願いたいものです。一説によれば、国民1人当たり太陽光発電1,000ワットを達成すれば、原発の発電量に匹敵するという説もあるようです。こうした観点から、我が寒河江市が新規事業として計上した再生可能エネルギーの補助金が有効活用されることを念じたいと思います。

次に、通告番号12番、公文書の保存についてお伺いいたします。

寒河江市文書取扱規程によれば、保存されている公文書は、非常時に際していつでも持ち出すことができるようあらかじめ準備し、紛失、火災、盗難などの予防を完全におこなねばならないとなっております。保存期間は公文書の種類によって永久、10年、5年、1年となっておりますが、現在公文書の保存年限ごとの量や

保管場所、保管年数、終了後の文書はどのように廃棄されているのかお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、公文書の保管については、寒河江市の文書取扱規程に基づいて保存年限を定めて管理をしているところがございます。保存年限については、先ほどありましたが、永久、10年、5年、1年ということで4つに区分をしております。平成29年度末での公文書をつづる簿冊件数がありますが、これは3,100件でございます。そのうち、永久保存の簿冊の占める割合は約10%、10年のものは約5%、5年のものは約74%、1年のものは約11%というふうになってございます。

それから、公文書の保管場所でございますけれども、もちろん市役所の庁舎内にも保管をしておりますが、庁舎は限られているということがありますので、そのほかフローラ・SAGA E、さらには浄化センターなどに保管場所を確保して保管をしているところがございます。

それから、保管年数終了後の文書の廃棄についてでございますが、毎年度公文書の適正な管理と保管場所確保のため、文書を通知をいたしまして、各課において適切に廃棄をしている状況になってございます。廃棄する文書につきましては、保存文書廃棄簿を各課で策定をして、決裁の後、リサイクル可能な文書を除いて直接クリーンセンターのほうに持ち込んで廃棄をしているということになっております。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 やっぱり、私が想像したとおり、大変な量だなというふうに思いながら答弁を伺っておりました。保管、管理も大変な労力、時間、経費を要するものというふうに解釈をさせていただきます。

さて、こうした部分に大変な力を発揮するICTの普及は大変なものであり、どんどんデジタル化を進めるべきと考えます。現在、議会改

革活性化検討委員会においても、議会図書室にある関係文書なども順次スキャンして、将来的にデジタル保存すべきではないかとの議論が始まったところであります。行政のスリム化、効率化、コスト削減など、さまざまな面を考慮して、できるだけ早い時期にデジタル保存体制を進めるべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 その公文書のデジタル保存についての御質問でありますけれども、寒河江市におきましては平成28年度から文書管理システムというものを導入をして、文書番号を採番する重要な文書については、文書管理システムにおいて管理をし、デジタル保存を進めているところでございます。全ての文書をデジタル保存していくということが理想であるわけでありまして、市民の皆さんあるいは事業者などからの紙ベースでの申請文書、あるいはサイズが大きくてデジタル保存することが難しい図面などについては、紙文書で保存をして文書管理システムと併用して運用をしているところでございます。

また、国の会計検査や県の検査などの対応が必要となるものについては、やむを得ず紙文書で保存しているものがあるわけでありまして、可能な限り文書管理システムを活用していくよう、今取り組んでいるところであります。

しかしながら、過去の文書にさかのぼってデジタル保存していくということになりますと、なかなか多額の経費もかかるということで、今後の検討課題というふうに考えているところであります。デジタル保存の特性である検索の機能を活用した円滑な情報公開制度への対応、さらには紙やトナーなどの資源削減などデジタル保存の長所を生かしながら、引き続き適切な文書管理に基づいて市民に開かれた市政運営というものを進めてまいりたいというふうに考え

ているところでございます。

○内藤 明議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

柏倉議員。

○柏倉信一議員 午前中の答弁で、平成28年から文書管理システムを使用しているということをご頂戴しました。残念ながら、どのようなシステムなのか、私よく承知しておりませんが、いずれにしても本格的に進めるに当たっては、文書取扱規程の変更、国・県などとの関係、要する費用の問題など、さまざまハードルがあることは私も承知しておりますが、いずれ近い将来本格的なデジタル化になるのは時間の問題というふうに思います。

先ほどの答弁では、保存されている大半は3種、保存期間が5年のものが大半のように伺いました。現在抱えている莫大な量の公文書をさかのぼってデジタル保存することは、予算的にも大変厳しいことは承知しておりますが、今年度分や来年度分の公文書をデジタル保存することは、そう難しいものではないというふうに考えております。今後、なお一層本格的なデジタル保存に進めるべきというふうに考えますが、改めて市長の御所見をお伺いします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 午前中の御答弁の中でも申しあげましたが、公文書をデジタル保存することのメリットというものは、柏倉議員も御指摘であります。十分そこは認識しているところでありますので、平成28年度から進めております文書管理システムの適切な運用というものを進めていきたいというふうに考えておりますが、先ほど申しあげましたが、現存する全ての公文書をデジタル保存するという事はなかなか難しいと

いうふうにも考えております。そのためにも、事務機器の増設も必要でありますし、職員にもその分負担がかかるというようなどころがあるかというふうに思います。現在進めているデジタル保存などを一層進めながら、また今後も国や県、あるいは他の市の状況などを十分調査をさせていただいて、できるだけデジタル保存を進めるよう努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 答弁をいただきました。私の意図するところは十分御理解をいただいておりますというふうに解釈をさせていただいたところでございます。改めて申しあげるまでもないというふうに思いますが、世はまさにICTの時代ということで、こういう分野に関しては積極的な取り組みが必要だというふうに思うわけでございます。

通告番号13番、寒河江マザーズ支援拠点整備事業について伺います。

昨年度あたりから、我が寒河江市に視察に見える自治体はかなりふえてきました。視察項目も多岐にわたり、これはとりもなおさず本市の施策が他の自治体から高い評価を得ている証拠であり、また視察数がふえることで本市の交流人口拡大にもつながるわけで、大変喜ばしい限りであります。これまで市民サービスの向上に努めてきた成果と言えます。

とりわけ、子育て支援の成果は確実に出てきているのではないのでしょうか。社会動態が12年ぶりにプラスになったのは、市民にとって大変明るい話題です。中でも、20代、40代の生産年齢が増加しているのは期待が持てます。高校生までの医療費無料化、第3子以降の保育料の無料化、給食費の完全無料化に向けた取り組み、移住定住支援などの施策に対する評価であり、今後は子育て環境日本一をアピールしてはと考えているところです。

こうした現況に満足することなく、市立なか保育所の新築移転が進んでいますが、小児科医療施設を併設した保育所の誕生は、子育て世代には待望の保育所となることは間違いありません。来春の開所が待たれるところです。

そこで、質問させていただきますが、このたびの寒河江マザーズ支援拠点整備事業の大きな特徴である病児保育について伺います。病児保育には3つのタイプがあると思いますが、我が寒河江市マザーズ支援拠点整備事業ではどのように実施していくのか、県内や東北地方でこうした施設はどのくらいあるのか伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 マザーズ支援拠点整備事業の病児保育事業についての御質問であります。病児保育事業には病児対応型、病後児対応型、そして体調不良児対応型ということで3つタイプがあるわけでありまして。

病児対応型、すなわち病児保育というのは、症状が安定しているが病気の回復期には至っていないお子さんをお預かりする場合があります。それから、病後児対応型、すなわち病後児保育というのは、病気の回復期にあるお子さんをお預かりするものでございます。それから、体調不良児対応型というのは、保育中に体調不良になった場合に、保護者の方が迎えに来るまでの間、その保育所で緊急的に対応をとるというものでございます。

この3つのタイプがあるわけでありまして、寒河江マザーズ支援拠点整備事業におきましては、医療保育施設で病児保育を実施して、新なか保育所で病後児保育及び体調不良児対応型を実施するという予定になってございます。こうした同じ施設や敷地内で病児保育、病後児保育、体調不良児対応型を一体的に実施をしているというのは、県内におきましては三川町と庄内町の2カ所だけでございます。東北地方はどのくらいあるかというようなお尋ねでありましたが、

これは実際把握しておりませんが、まれであるというふうにも思います。

これまでも、寒河江市内では、さがえさくらんぼ保育園あいはとに委託をして病後児保育を実施しているところがございますが、今回寒河江マザーズ支援拠点におきましては病児保育、病後児保育、体調不良児対応型を一体的に実施をするということで、さらに保育の幅が広がって、一層子育て支援につながっていくものと期待しているところがございます。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 答弁をいただきました。県内では、三川町と庄内町でこのような取り組みをやっておられるというふうな答弁をいただきました。

取り組みとしてはやっておられても、やり方自体はちょっと我が寒河江市とは少し違うパターンなのかなというふうに私なりに解釈しているんですが、2つの町のやり方は民間が主導となった一体型の施設だというふうにお聞きをしております。いずれ機会がございましたら、私も視察か何かで三川町あるいは庄内町さんにもお邪魔をさせていただいて、勉強させていただく時間をつくりたいなというふうに思いながら答弁を拝聴しておりました。

次に、議会に示された資料によれば、このたびの施設は外見からもかなり個性の強い施設のようなのですが、建物の特徴とアピールポイントはどのようなものなのかお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 このたび新築を予定しておりますなか保育所につきましては、地域産材をふんだんに用いた木造2階建てでございます。そして、八角形の形をした保育室等と遊戯室等から成る特徴的な建物になっているわけでありまして、この八角形のメリットといたしましては、土地が不整形な敷地でありますので、この敷地を最大限に有効利用できる。それから太陽の動きに

合わせて効率的に日差しを取り込むことができる。明るく快適な空間をつくり出すことができる。それから動線が集中的になることなどがあるわけでありましてけれども、何よりシンボル性を持つことで、長く市民に愛される建物になるのではないかと期待しているところがございます。

また、木材を使用するというので、環境に優しくぬくもりのある建物となり、内部については樹木状加工ということですが、森の中にいるような木の香りのあふれる空間というふうになります。この樹木状加工というのは、柱やはり、筋交いなど木の軸が樹木の枝のように分かれた構造ということで、こういうふうな構造になるということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

子供たちにとって、八角形の遊戯室のぐるぐる回路を走り回ったり、その樹木状加工に触れることで変化のある空間を楽しみながら、活発で創造的な遊び、あるいは豊かな想像力を育てる内容になるのではないかとというふうに思います。

また、庭のほうには築山や遊具なども設置をさせていただくのはもちろんでありますけれども、芋の畑などを設けて、育てて食べる喜びを体験させたり、ゼロ歳から1歳児専用の庭を設けたりということで、年齢ごとに楽しめる環境を整備していく予定にしております。

それから、駐車場については、地下水を利用した無散水融雪設備を導入することによって、利便性を高めるとともに、二酸化炭素排出を削減し、環境に配慮した駐車場にしていくということにしております。

こうして来年のオープンを目指しているわけでありまして、来年は年号も変わるということでもありますから、新しい時代にふさわしい特徴的な施設になろうかというふうに考えているところがございます。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 答弁をいただきました。私は、初めてあの図面を拝見したときに、八角形という建物だったものですから、これは八幡様の下に建てるから八角形なのかななんて、かなり浅はかな見方をしたことを、今市長の答弁を聞いておまして恥じなくてはいけないなというふうに思いながら伺っておりました。自然に配慮した環境に優しい、そしてまた土地の地形というものを最大限活用した中で、あのような設計をされておるということを改めて認識をさせていただきました。

次に、ソフト面の整備についてお尋ねします。

病児保育といっても、病児の受け入れられる症状には制約が出てくると思います。また、職員の配置基準なども定められているようですが、スタッフ構成なども含め、ソフト面の整備をどのように取り組まれるのかお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今御指摘のとおり、その病児保育を受けられる症状については、ある程度の制約が余儀なくされるのではないかとこのように考えております。もちろん、このことについては、引き受けてくださる医師の先生と相談ということになります。通常ははしか、それから水ぼうそうなどの感染性の強い病気についてはなかなか難しい、お断りせざるを得ないというような状況があるわけですが、おたふく風邪、それから風疹、インフルエンザなどについては、一定の条件のもとに受け入れるということになるかというふうに考えております。

病後児保育につきましても、病児保育と同様な考え方で、なおかつ回復期にある場合に受け入れると、こういうふうになっております。

職員の配置基準については、病児保育と病後児保育は同じ基準になっておまして、それぞれ看護師などを利用児童おおむね10名につき1名、保育士を利用児童おおむね3名につき1名

というふうに配置をすることになるかというふうに思います。体調不良児対応型については、看護師などを1名以上配置をし、預かる児童の人数は看護師等1名につき2名程度になるというふうに考えております。職員体制については、基準に従って配置をしていくという予定になっております。今のところ、病児保育、病後児保育とも定員は3名を予定しているところでございます。

今後、利用方法、条件などを整理をいたしまして、市報やホームページなどを利用して広く周知を図りながら、その利用につなげてまいりたいと考えております。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 いろいろと答弁を頂戴しました。来春の開所に向けて、担当課はもとより市として前例のない取り組みとなるわけで、何かと予期せぬアクシデントなども多々出るのではないかとこのように思われますけれども、特に地域住民、関係団体との連携を密にさせていただいて、意見集約を図りながら、より完成度の高い施策となるよう対処していただきたいと思っております。

先週、土曜日の山新に、2年連続産まれた赤ちゃんの数が100万人割れ、出生率前年対比0.01ポイント減の1.43で、2年連続低下の報道がなされました。一方、岡山県奈義町では、驚異の出生率2.81を達成、切れ目ない支援、安心感の報道もありました。平成26年の数字のようでしたが、機会をつくり、ぜひ視察などできればと考えておりますが、本市の取り組みが功を奏し、こうした数字となることを期待をしたいと思います。

さて、なか保育所の来春開所まで1年を切ったわけですが、現在のなか保育所の跡地利用の進捗状況について伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 なか保育所が移転した後の土地・建物につきましては、重症心身障がい者の

生活介護事業、重症心身障がい児の児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業用施設として、NPO法人に貸与する方針にしているところでございます。この施設は定員30名で、西村山地域では初めてのものとなる予定になってございます。

去年の11月に議員懇談会で御説明を申しあげましたが、その後ことし4月までになか保育所に隣接する町会であります山岸、山岸南及び中央1町会の皆さんを対象に説明会を開催させていただき、その後町会の総会などでも説明を行って、地域の皆さんからは理解は得られているのではないかとこのように考えているところでございますが、今後も丁寧な御説明をさせていただきますというふうに思っているところであります。

また、ことし3月末には第5期の障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画というものを策定いたしました。計画の中では、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所施設の確保の義務化が国の指針として示されたことを受けて、成果目標としているところでございます。このことは、寒河江市のみならず西村山地域の他の4町におきましても、西村山自立支援協議会での合意を受けて各町の計画の成果目標ともなっているところでございます。

現在は、NPO法人が施設整備事業に関する国・県の補助金申請の準備中でございます。申請を8月に予定をしているところでございます。今後とも、平成32年の4月の開所に向けまして、国及び4町とも協議をしながら支援を継続してまいりたいと考えているところでございます。

○内藤 明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 詳細な説明をいただきました。まずは順調に進めていただいているのかなというふうに思います。

先般、寒河江市手をつなぐ育成会総会に出席をさせていただきました。市長も祝辞を述べておられましたが、総会資料によれば、これまでの3つの施設に対する助成金を新年度は半分にし、残り半分は会の事業である知的障がい児、障がい者の教育施設及び福祉施設の設置という趣旨のもと、先ほど説明のあった厚生施設の費用の一部として蓄えたいとの説明がございました。一日も早い施設の完成を待ち望んでおられるこうした団体があることを十分視野に置いていただき、跡地利用に取り組んでいただくよう提言申しあげ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

散 会 午後1時23分

○内藤 明議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

平成30年6月5日（火曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	内藤明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	國井輝明	議員	12番	辻登代子	議員
13番	杉沼孝司	議員	14番	工藤吉雄	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	柏倉信一	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	中田隆行	企画創成課長
安達徹	財政課長	渡辺優子	税務課長
那須清人	市民生活課長	志田義男	建設管理課長
安達晃一	下水道課長	門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
土屋恒一	商工推進課長	武田伸一	さくらんぼ観光 課 長
後藤芳和	慈恩寺振興課長	軽部賢悦	健康福祉課長
片桐勝元	高齢者支援課長	設楽伸子	子育て推進課長
大沼利子	会計管理者 （兼）会計課長	辻洋一	水道事業所長
原田真司	病院事務長	佐藤和好	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
軽部修一	監査委員 事務局 局長		

○事務局職員出席者

田宮信明	事務局 局長	山田良一	局長 補佐
齋藤晴光	総務係 長	兼子拓也	総務係 主事

議事日程第4号 第2回定例会
平成30年6月5日(火) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第42号 寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の制定について
- // 2 議案説明
- // 3 議第37号 平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- // 4 議第38号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- // 5 議第39号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
- // 6 議第40号 市道路線の認定について
- // 7 議第41号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について
- // 8 議第42号 寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の制定について
- // 9 請願第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出に関する請願
- // 10 請願第2号 政府に対して「森友学園」、「加計学園」疑惑の速やかな真相究明と国民に対する説明責任を果たすよう求める意見書の提出に関する請願
- // 11 請願第3号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願
- // 12 質疑
- // 13 予算特別委員会設置
- // 14 委員会付託
- 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。石山議会運営委員長。
〔石山 忠議会運営委員長 登壇〕

○内藤 明議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○石山 忠議会運営委員長 おはようございます。
本日の会議運営につきましては、去る6月4日、委員6名全員出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申しあげます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議第42号寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の制定についての1案件であります。

追加案件の取り扱いについては、日程第1、議第42号を上程した後、日程第2で議案説明を受け、その後に日程第3、議第37号から日程第11、請願第3号まで追加案件を含めた9案件を一括議題とし、日程第12で議案に対する質疑を行うことといたしました。

日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおりとなります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○内藤 明議長 お諮りいたします。

本日の会議は、議会運営委員長報告のとおり変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○内藤 明議長 日程第1、議第42号寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の制定についてを議題といたします。

議 案 説 明

○内藤 明議長 日程第2、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

私から、議第42号寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

本日、追加提案いたしました議案につきましては、平成30年5月23日に公布された生産性向上特別措置法の制定に伴い、本市産業の活性化及び雇用の拡大を図るため、新たに本条例を制定するものでございます。

以上、条例の制定について御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第でございます。

議 案 上 程

○内藤 明議長 日程第3、議第37号平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)から日程第11、請願第3号種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願までの9案件を一括議題といたします。

質 疑

○内藤 明議長 日程第12、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

初めに、議第37号平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第38号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第39号寒河江市都市公園条例の一部

改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第40号市道路線の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第41号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第42号寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、請願第1号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出に関する請願に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、請願第2号政府に対して「森友学園」、「加計学園」疑惑の速やかな真相究明と国民に対する説明責任を果たすよう求める意見書の提出に関する請願に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、請願第3号種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○内藤 明議長 日程第13、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第37号平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第37号平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

○内藤 明議長 日程第14、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務産業常任委員会	議第38号、議第39号、議第40号、議第41号、議第42号、請願第1号、請願第2号、請願第3号
予算特別委員会	議第37号

散 会 午前9時38分

○内藤 明議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成30年6月14日（木曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	内藤	明	議員	2番	古沢	清志	議員
3番	佐藤	耕治	議員	4番	渡邊	賢一	議員
5番	伊藤	正彦	議員	6番	遠藤	智与子	議員
7番	太田	芳彦	議員	8番	石山	忠	議員
9番	阿部	清	議員	10番	沖津	一博	議員
11番	國井	輝明	議員	12番	辻	登代子	議員
13番	杉沼	孝司	議員	14番	工藤	吉雄	議員
15番	木村	寿太郎	議員	16番	柏倉	信一	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	中田隆行	企画創成課長
安達徹	財政課長	渡辺優子	税務課長
那須清人	市民生活課長	志田義男	建設管理課長
安達晃一	下水道課長	門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
土屋恒一	商工推進課長	武田伸一	さくらんぼ観光 課 長
後藤芳和	慈恩寺振興課長	軽部賢悦	健康福祉課長
片桐勝元	高齢者支援課長	設楽伸子	子育て推進課長
大沼利子	会計管理者 （兼）会計課長	辻洋一	水道事業所長
原田真司	病院事務長	佐藤和好	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
軽部修一	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

田宮信明	事務局 局長	山田良一	局長 補佐
齋藤晴光	総務 係長	兼子拓也	総務 係主事

議事日程第5号

第2回定例会

平成30年6月14日(木)

予算特別委員会終了後開議

再開

日程第1 諸般の報告

(1) 第94回全国市議会議長会定期総会の報告について

// 2 全国市議会議長会感謝状伝達

(予算特別委員会付託関係)

日程第3 議第37号 平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)

// 4 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

// 5 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

日程第6 議第38号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について

// 7 議第39号 寒河江市都市公園条例の一部改正について

// 8 議第40号 市道路線の認定について

// 9 議第41号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について

// 10 議第42号 寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の制定について

// 11 請願第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出に関する請願

// 12 請願第2号 政府に対して「森友学園」、「加計学園」疑惑の速やかな真相究明と国民に対する説明責任を果たすよう求める意見書の提出に関する請願

// 13 請願第3号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願

// 14 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

// 15 質疑・討論・採決

日程第16 議会案第3号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出について

// 17 議会案第4号 「森友学園」、「加計学園」疑惑の速やかな真相究明と国民に対する説明責任を果たすよう求める意見書の提出について

// 18 議会案第5号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出について

// 19 議案説明

// 20 質疑・討論・採決

閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時55分

- 内藤 明議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。石山議会運営委員長。
〔石山 忠議会運営委員長 登壇〕
- 石山 忠議会運営委員長 おはようございます。
本日の会議運営につきましては、6月13日、委員6名全員出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。
初めに、本日追加されます案件について申し上げます。
追加案件は、諸般の報告、全国市議会議長会感謝状伝達、議会案第3号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出について、議会案第4号「森友学園」、「加計学園」疑惑の速やかな真相究明と国民に対する説明責任を果たすよう求める意見書の提出について、議会案第5号種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出についての5案件であります。
さらに、6月5日に追加議案として上程されております議第42号寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の制定についてがございますので、議事日程の一部変更が必要となります。
日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

- 内藤 明議長 お諮りいたします。
本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
御異議なしと認めます。
よって、本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。
本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

諸 般 の 報 告

- 内藤 明議長 日程第1、諸般の報告であります。
〔1〕第94回全国市議会議長会定期総会の報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

全国市議会議長会感謝状伝達

- 内藤 明議長 日程第2、全国市議会議長会感謝状伝達であります。
伝達について、事務局長から申し上げます。
○田宮信明事務局長 それでは、私から申し上げます。
去る5月30日、第94回全国市議会議長会定期総会におきまして、全国市議会議長会評議員としての功績に対し、内藤 明議長に感謝状が贈呈されておりますので、伝達を行います。
感謝状の伝達については、柏倉信一副議長よ

り内藤 明議長に伝達をお願いいたします。

〔内藤 明議長 登壇〕

○**柏倉信一副議長** 感謝状。寒河江市、内藤 明殿。

あなたは市議会議長会評議員として会の運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第94回定期総会に当たり深甚な感謝の意を表します。

平成30年5月30日。全国市議会議長会会長山田一仁。

おめでとうございます。（拍手）

〔感謝状伝達〕

○**田宮信明事務局長** 以上で、感謝状の伝達を終わります。

議 案 上 程

○**内藤 明議長** 日程第3、議第37号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**内藤 明議長** 日程第4、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。阿部予算特別委員長。

〔阿部 清予算特別委員長 登壇〕

○**阿部 清予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第37号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）であります。

6月5日、委員15名全員出席のもと委員会を開催し、議第37号を議題とし、質疑の後、各分

科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第37号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○**内藤 明議長** 日程第5、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議第37号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○**内藤 明議長** 次に、日程第6、議第38号寒河

江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてから日程第13、請願第3号種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願までの8案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○内藤 明議長 日程第14、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。伊藤総務産業常任委員長。

〔伊藤正彦総務産業常任委員長 登壇〕

○伊藤正彦総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、6月5日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第38号から請願第3号までの8案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第40号の審査を行い、次に議第39号、議第38号の順に審査を行うことを諮り、異議なく了承され、その後請願第1号から請願第3号までを審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第40号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「塩水3号線で宅地に近いほうの一部を緑色に塗り、歩道としているが、次回の道路整備を行う際、同じような形にするとかなり限定されてしまうが、問題はないのか」との問いがあり、当局より「歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色するグリーンベルトは、歩行者の安全を優先するという考えから行ったもので、次の整備の際には整備を行う業者と事前相談や十分な打ち合わせ等をしながら指

導していかなければならないと考えています」との答弁がありました。

委員より「側溝の内側に上下水道管を入れる工法は過去にあったのか」との問いがあり、当局より「開発行為により行った事例はありません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号寒河江市都市公園条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第41号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第42号寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました

質疑の内容を申しあげます。

委員より「今回の特例措置とこれまでの低工法等の優遇措置と重複する部分はあるのか」との問いがあり、当局より「低工法、農工法による固定資産税課税免除条例の適用期限は、平成21年12月31日で終了しておりますが、その内容を引き継ぐ形で企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例が平成22年に制定されました。今回の特例措置も、産業の活性化や雇用の

創出という目的で、目的は同じですが、対象となる業種、設備の要件等に違いがあり、これまでと違い、規模の小さい企業等の設備投資でも対象となるため、幅広く税制の優遇措置の適用が受けられるものとなっています」との答弁がありました。

委員より「課税免除による減収額は交付税で措置されるとのことだが、減収額は幾らなのか」との問いがあり、当局より「特例措置の適用期間は平成31年度から平成36年度までの6年間となり、1,800万円程度の減収を見込んでおりますが、この減収額の75%分は普通交付税で措置されることとなります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読後、審査に入りましたが、質疑もなく、自由討議に入りました。

自由討議の内容を申しあげます。

委員より「日本は唯一の被爆国であり、率先して核兵器のない世界をつくっていくことが、日本に与えられた使命だと思う。国連で採択されていることから、日本も批准することが求められていると思う」。

委員より「本市は平和都市宣言をし、平和への態度を表明している状況を鑑みれば、核兵器というのは恐ろしいものだとして、この請願書をぜひ採択すべきと考える」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

請願第1号が採択すべきものと決しましたので、請願第1号に係る意見書について、担当書記による意見書朗読後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、討論を終結し、採決の結

果、賛成多数をもって意見書案のとおり議案を提出するものと決しました。

次に、請願第2号政府に対して「森友学園」、「加計学園」疑惑の速やかな真相究明と国民に対する説明責任を果たすよう求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読後、審査に入りましたが、質疑もなく自由討議に入りました。

自由討議の主な内容を申しあげます。

委員より「請願趣旨の初めに書かれているとおり、真相究明と国民に対する説明責任が果たされていないことが、世論調査で相当出ている。本当かどうかわからない部分をきっちり調べてほしいということのあらわれなので、この請願は願意妥当だと思う」。

委員より「世論調査の結果からも、森友、加計問題というのは誰しものが納得できないことだろうと理解している。本人の証人喚問などを行う中で、みずからが明らかにしていくということが本当の姿だと思うし、ましてや関係省庁の記録が直されて、それを国会に提出するということはとんでもないことである。地方議会からこうした意見を上げていくのは、まさに願意妥当だと思う」との意見がありました。

委員より「真相究明は必要だと思うが、この請願書が提出されてから、今も国会でいろいろと議論されている。現状を見定めながら、必要なきにしっかり意見書として提出すべきだと思う。また、いまだ改ざんの原因究明はされておらず、本当かどうかわからない文書載せたまま意見書を提出していいのかとの考えから、継続審査を要望する」として、請願第2号に対し、閉会中における継続審査とすることの動議が提出されたことから、採決を行い、採決の結果、賛成少数をもって閉会中における継続審査としないものと決しました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

請願第2号が採択すべきものと決しましたので、請願第2号に係る意見書について、担当書記による意見書案朗読後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって意見書案のとおり議会案を提出するものと決しました。

次に、請願第3号種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり採択すべきものと決しました。

請願第3号が採択すべきものと決しましたので、請願第3号に係る意見書について、担当書記による意見書案朗読後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって意見書案のとおり議会案を提出するものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第15、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。渡邊議員。

○渡邊賢一議員 請願第2号の政府に対して「森友学園」、「加計学園」疑惑の速やかな真相究明と国民に対する説明責任を果たすよう求める意見書の提出に関する請願の自由討議について、継続審査とすべきというふうな意見が出されたということで、今委員長の御報告をいただきましたけれども、1点だけちょっと御質問させていただきたいと思います。

中身は、その財務省の調査等がまだ明らかになっていないところで、この請願を賛否すべきでなく、継続審査すべきというふうなことだっ

たんですけれども、その趣旨というのは、この願意というのは速やかな真相究明と説明責任を果たすよう求めているこの請願であって、この継続審査というふうなことを鑑みれば、むしろ反対というふうな意見ではなかったのかと思うんですけれども、反対意見ではなかったんでしょうか。

○内藤 明議長 伊藤議員。

○伊藤正彦総務産業常任委員長 報告いたしましたとおり、継続審査という動議でありました。反対という内容の意見、動議ではありません。

○内藤 明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 反対でなければ、その継続審査の動議のその理由というものは、ちょっと私からすれば理解できないんですけれども、その辺の議論はなされなかったんでしょうか。

○内藤 明議長 伊藤議員。

○伊藤正彦総務産業常任委員長 報告した内容のとおりであり、その他の意見等はありませんでした。

○内藤 明議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、請願第2号を除く議第38号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について、議第39号寒河江市都市公園条例の一部改正について、議第40号市道路線の認定について、議第41号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について、議第42号寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の制定について、請願第1号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出に関する請願、請願第3号種子

法廃止に伴う万全の対策を求める請願の7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する委員長報告はいずれも可決及び採択であります。

7案件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第38号、議第39号、議第40号、議第41号、議第42号、請願第1号及び請願第3号は原案のとおり可決及び採択されました。

次に、請願第2号政府に対して「森友学園」、「加計学園」疑惑の速やかな真相究明と国民に対する説明責任を果たすよう求める意見書の提出に関する請願について、起立により採決いたします。

[古沢清志議員、佐藤耕治議員、伊藤正彦議員、阿部 清議員、國井輝明議員、杉沼孝司議員、木村寿太郎議員 退席]

本案に対する委員長報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成多数であります。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

[古沢清志議員、佐藤耕治議員、伊藤正彦議員、阿部 清議員、國井輝明議員、杉沼孝司議員、木村寿太郎議員 着席]

議 案 上 程

○内藤 明議長 次に、日程第16、議案第3号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出についてから、日程第18、議案第5号種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出についてまでの3案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○内藤 明議長 日程第19、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第5号までについては、会議規則第37条第3項の規定により議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○内藤 明議長 日程第20、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議案第5号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議案第3号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成多数であります。

よって、議会議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第4号「森友学園」、「加計学園」疑惑の速やかな真相究明と国民に対する説明責任を果たすよう求める意見書の提出についてを起立により採決いたします。

〔古沢清志議員、佐藤耕治議員、伊藤正彦議員、阿部 清議員、國井輝明議員、杉沼孝司議員、木村寿太郎議員 退席〕

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議会議案第4号は原案のとおり可決されました。

〔古沢清志議員、佐藤耕治議員、伊藤正彦議員、阿部 清議員、國井輝明議員、杉沼孝司議員、木村寿太郎議員 着席〕

次に、議会議案第5号種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議会議案第5号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前10時27分

○内藤 明議長 これにて平成30年第2回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

平成30年6月5日（火曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	古 沢 清 志	委員	3番	佐 藤 耕 治	委員
4番	渡 邊 賢 一	委員	5番	伊 藤 正 彦	委員
6番	遠 藤 智 与 子	委員	7番	太 田 芳 彦	委員
8番	石 山 忠	委員	9番	阿 部 清	委員
10番	沖 津 一 博	委員	11番	國 井 輝 明	委員
12番	辻 登 代 子	委員	13番	杉 沼 孝 司	委員
14番	工 藤 吉 雄	委員	15番	木 村 寿 太 郎	委員
16番	柏 倉 信 一	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	菅 野 英 行 副 市 長
軽 部 賢 教 育 長	竹 田 浩 総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長
安 達 徹 財 政 課 長	設 楽 伸 子 子 育 て 推 進 課 長
佐 藤 和 好 学 校 教 育 課 長	

○事務局職員出席者

田 宮 信 明 事 務 局 長	山 田 良 一 局 長 補 佐
齋 藤 晴 光 総 務 係 長	兼 子 拓 也 総 務 係 主 事

予算特別委員会議事日程第1号 第2回定例会
平成30年6月5日(火) 本会議終了後開議

開 会
日程第 1 議第37号 平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
" 2 議案説明
" 3 質疑
" 4 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号と同じ

開 会 午前9時45分

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

○阿部 清委員長 おはようございます。
ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

質 疑

○阿部 清委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って発言され、また執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、議第37号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。石山委員。

議 案 上 程

○阿部 清委員長 日程第1、議第37号平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

議 案 説 明

○阿部 清委員長 日程第2、議案説明であります。
お諮りいたします。
議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

- 石山 忠委員 若干お伺いしたいと思います。
- 10款教育費の探究型学習推進プロジェクト事業の負担金15万円とありますけれども、このプロジェクトの具体的な内容ありましたら教えていただきたいと思います。
- 阿部 清委員長 佐藤学校教育課長。
- 佐藤和好学校教育課長 お答えいたします。
- 今回の補正予算の探究型学習推進プロジェクト事業につきましては、寒河江小学校のほうで行う事業でありまして、内容といたしましては、寒河江小学校のほうで学校での公開研究、あと先生方の研修、勉強等を行うというふうな事業内容になっております。
- 阿部 清委員長 石山委員。
- 石山 忠委員 補正なので当たっているかどうか分かりませんが、今あの探究型の学習というのは相当クローズアップをされて進められていると思いますけれども、小・中・高まで含めてかもしれません、そういう考え方からすると、今後はこれをもっと重点的に拡大をしながらも広げていくというような計画があるのかどうかもお伺いしたいと思います。
- 阿部 清委員長 軽部教育長。
- 軽部 賢教育長 探究型学習の推進につきましては、県全体で行っているものでございまして、平成27、28、29と3カ年間、まず県内小学校8校、中学校8校で行ってきて、一つの区切りがございました。そして、4年目ということで、新たに推進協力校を手を挙げていただいて、そしてそれを継続、発展させていくというふうなことで、寒河江小学校さんが積極的にこれに手を挙げてくれまして、県の補助金を使って、先ほど課長が申しあげましたように、校内における研修、あるいは校外からさまざまな有識者を招聘して、授業改善と確かな学力の向上につなげていくというふうなことで頑張っていたということで、探究型学習4年目になりますけれども、県内小学校8校、中学校8校、継続校

もございますけれども、寒河江小学校のように新たに手を挙げてくださった学校もあって、合わせて小中16校で推進していくというふうなことで、喫緊の課題である学力向上に対して、寒河江小学校の取り組みに大いに期待しているところでございます。

- 阿部 清委員長 ほかにありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

- 阿部 清委員長 日程第4、分科会分担付託であります。
- このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	議第37号第1表中歳入全部、歳出第3款の一部
厚生文教分科会	議第37号第1表中歳出第3款の一部、歳出第10款

散 会 午前9時51分

- 阿部 清委員長 本日はこれにて散会いたします。
 御苦労さまでした。

平成30年6月14日（木曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	古	沢	清	志	委員	3番	佐	藤	耕	治	委員
4番	渡	邊	賢	一	委員	5番	伊	藤	正	彦	委員
6番	遠	藤	智	与子	委員	7番	太	田	芳	彦	委員
8番	石	山		忠	委員	9番	阿	部		清	委員
10番	沖	津	一	博	委員	11番	國	井	輝	明	委員
12番	辻		登	代子	委員	13番	杉	沼	孝	司	委員
14番	工	藤	吉	雄	委員	15番	木	村	寿	太郎	委員
16番	柏	倉	信	一	委員						

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長
安達徹	財政課長	設楽伸子	子育て推進課長
佐藤和好	学校教育課長		

○事務局職員出席者

田宮信明	事務局長	山田良一	局長補佐
齋藤晴光	総務係長	兼子拓也	総務係主事

予算特別委員会議事日程第2号 第2回定例会
平成30年6月14日(木) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第37号 平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務産業分科会委員長報告
(2) 厚生文教分科会委員長報告
" 3 質疑・討論・採決
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

- 阿部 清委員長 おはようございます。
ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案上程

- 阿部 清委員長 日程第1、議第37号平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 阿部 清委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

- 阿部 清委員長 初めに、総務産業分科会委員長の報告を求めます。伊藤総務産業分科会委員長。

[伊藤正彦総務産業分科会委員長 登壇]

- 伊藤正彦総務産業分科会委員長 おはようございます。

総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は6月5日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第37号第1表中歳入全部及び歳出第3款の一部であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第37号平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第3款の一部を議題とし、

当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○阿部 清委員長 次に、厚生文教分科会委員長の報告を求めます。佐藤厚生文教分科会委員長。

〔佐藤耕治厚生文教分科会委員長 登壇〕

○佐藤耕治厚生文教分科会委員長 おはようございます。

厚生文教分科会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本分科会は6月5日、委員全員出席し開会いたしました。

分担任託されました案件は、議第37号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）第1表中歳出第3款の一部及び歳出第10款であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第37号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「駐車場の無散水融雪設備はどのような仕組みか、改めてお聞きしたい」との問いがあり、当局より「駐車場に山砂利等を敷き、その上に整備する路盤の中に地下水をめぐらすパイプを設置し、融雪するという仕組みです」との答弁がありました。

委員より「駐車場の除雪については、除雪車は利用せず無散水融雪設備で行うのか」との問いがあり、当局より「除雪車の使用は想定しておらず、無散水融雪設備で解けるとい設計になっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今後、探究型学習を実施する学校をふやす考えはあるのか」との問いがあり、当局より「県としては、全ての学校に探究型学習を実施してもらうことが最終目標であり、県内8地区の小中学校各1校ずつを推進校に指定することで、地区内への波及を考えています」との答弁がありました。

委員より「探究型学習推進校として選ばれた寒河江小学校が実施する取り組みの具体的な内容は」との問いがあり、当局より「他校のモデルとなるものとして、寒河江小学校では今年度より県から教育マイスターが配置されていますが、その下に校内マイスターというものを設置し、授業改善のための研究を各ブロックに分けて行うなど、先生方の研究の練り合いを高めるシステムを立ち上げ、取り組んでいます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○阿部 清委員長 日程第3、質疑・討論・採決であります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第37号平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第37号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時38分

- 阿部 清委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 阿 部 清